

社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～

政策動向

令和6年度 No.5 Ver.1 / 2024.12.15

目次

〔項目〕

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む）	P 1
2. 規制改革	P 14
3. 地方創生・地方分権等	P 16
4. 社会福祉法人	P 18
5. 高齢者	P 20
6. 障害者	P 27
7. 子ども・家庭福祉	P 29
8. 地域福祉	P 47
9. 人材確保等	P 53
10. 予算	P 57
11. 災害対策	P 63
12. その他	P 67

- ・持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会
- ・労働経済白書 等

本号は令和6年9月27日～令和6年12月13日頃までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

<法改正等>

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策 閣議決定(2024.11.22)

- ▶ 11月22日、政府は新たな経済対策「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」を閣議決定した。
- ▶ 経済の現状において、「現在、我が国経済は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にある」とし、「最重要課題として、女性・若年者・高齢者を含め、全ての世代の現在及び将来にわたる賃金・所得を増やすため、日本経済・地方経済の成長力を強化する。同時に、誰一人取り残されない形で、成長型経済へ移行することに道筋をつけるため、継続する物価高の中、様々な事情によって働けない方々を含め、厳しい状況に置かれている方々を対象とし、当面の支援措置を講じる。さらに、成長型経済への移行の前提として、自然災害への対応を含め、安心・安全の確保に万全を期す」としている。
- ▶ そのための経済対策の基本的考え方として
 - ①日本経済・地方経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～
 - ②物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～
 - ③国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～の3点を整理している。

経済の現状・課題

- 600兆円の名目GDP、33年ぶりの高水準の賃上げが実現するなど、成長と分配の好循環は、動き始めている。
- 国民一人一人が、こうした前向きな動きを賃金・所得の増加という形で実感できるよう、更に政策を前進させる必要。
- 賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとする。

経済対策の基本的考え方

- ①賃金・所得の増加に向けた経済の成長、②物価高への対応、③安心・安全の確保の重要課題に対し、速やかに万全の措置を講ずる。

3本の柱

第1の柱

全ての世代の
現在・将来の賃金・所得を増やす
日本経済・地方経済の成長

- ・賃上げ環境の整備
中堅・中小企業の生産性向上(足元の賃上げ)
- ・地方創生2.0(全国津々浦々の賃金・所得増加)
- ・成長力の強化(将来の賃金・所得増加)

第2の柱

誰一人取り残されない
成長型経済への移行に道筋をつける
物価高の克服

- ・物価高の影響を受ける低所得者への支援
- ・地域の実情等に応じた物価高対策の推進
- ・物価高の影響を受ける業種の支援
- ・エネルギーコスト上昇への耐性強化

第3の柱

成長型経済への移行の礎を築く
国民の安心・安全の確保

- ・自然災害からの復旧・復興
(能登半島地震等への対応も含む。)
- ・防災・減災及び国土強靱化
- ・外交・安全保障環境の変化への対応
- ・都市部等の防犯対策・闇バイト対策
- ・こども・子育て支援、女性・高齢者の活躍・参画推進 など

経済対策のねらい

デフレを脱却し、新たな経済ステージに移行することを目指して、「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政を作っていく。

日本を守り、国民を守り、地方を守り、若者・女性の機会を守り、全ての国民が安心と安全を感じられる未来を創る。

- ▶ 介護・障害分野の処遇改善については、「令和6年度報酬改定において講じた医療・介護・障害福祉分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届け、賃上げを実現するとともに、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援することとし、職員の負担軽減・業務効率化、テクノロジー・ICT機器の活用、経営の協働化、訪問介護の提供体制の確保、障害者就労施設の経営改善といった取組を支援する」としている。

- ▶ 地域の実情に応じた物価高対策については、重点支援地方交付金の更なる追加を行うとし、医療・介護・保育施設、学校施設等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対応する事業者への支援を行うとしている。
- ▶ 介護分野については、「先端技術の介護現場への導入促進に向けた実証を行い、生産性向上効果を検証する。サービスの担い手となる外国人を含む介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組を支援する」としている。
- ▶ 障害分野については、「小規模事業所の人手を確保し経営を安定させるため、当該小規模事業所がモデル的に行う、異なる産業を含む他事業者との協働化に向けた取組を支援する。職員の負担を軽減するため、ICT機器やロボットの導入を支援する」としている。
- ▶ 防災・減災及び国土強靱化の推進においては、「政府の災害対応体制の強化、被災自治体・被災者への支援の強化等に向けて必要な制度見直しを行う法改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。」また、「地域におけるボランティア人材の育成に取り組む。発災時におけるNPO等の自主的な活動を支援するとともに、活動環境の整備に向けた検討を進める」としている。
- ▶ 経済対策における厚生労働省関係の概要は以下のとおり

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～ (令和6年11月22日閣議決定) 厚生労働省関係 概要	
<p>最重要課題として、女性・若年者・高齢者を含め、全ての世代の現在及び将来にわたる賃金・所得を増やすため、日本経済・地方経済の成長力を強化する。同時に、誰一人取り残されない形で、成長型経済へ移行することに道筋をつけるため、継続する物価高の中、様々な事情によって働けない方々を含め、厳しい状況に置かれている方々を対象とし、当面の支援措置を講ずる。さらに、成長型経済への移行の前提として、自然災害への対応を含め、安心・安全の確保に万全を期す。これらにより、「新しい資本主義」を始めとする経済財政政策の取組を、更に加速・発展させていく。</p>	
<p>I 日本経済・地方経済の成長 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～</p> <p>◎最低賃金の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金 等 <p>◎人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険法に基づき、スキリング支援策のハローワーク、ハローワークインターネットサービス等を通じた周知広報等 ・訓練ニーズの変化等を踏まえた教育訓練給付の指定講座の拡大 ・「年取の壁・支援強化パッケージ」の着実な実行と年金制度等の見直し ・非正規雇用労働者の待遇改善に向けた取組 ・介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度等の活用促進等 ・育児休業取得に向けた環境整備を支援する「両立支援等助成金」の拡充 ・勤務間インターバル制度の導入促進 ・人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ* ※ ・介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策* ・障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策* 等 <p>* 足元の人材確保の課題に対応する観点から、令和6年度報酬改定において講じた医療・介護・障害福祉分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届け、賃上げを実現するとともに、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援することとし、職員の負担軽減・業務効率化、テクノロジー・ICT機器の活用、経営の協働化、訪問介護の提供体制の確保、障害者就労施設の経営改善といった取組を支援する。</p> <p>◎中堅・中小企業の経営基盤の強化・成長の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係営業物価高騰等対応・経営支援事業 等 ・日本政策金融公庫による資金繰り支援 <p>◎地域の生活環境を支える基幹産業等の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師偏在対策の推進 ・産科・小児科医療確保事業（※にも含む） ・へき地医療拠点病院運営事業 ・特定行為研修の組織定着化支援事業 ・医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業 ・介護テクノロジー開発等加速化事業 ・外国人介護人材獲得強化事業 ・外国人介護人材定着促進事業 等 <p>◎潜在成長率を高める国内投資の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業エコシステム発展支援事業 ・創業クラスターキャンパス整備事業 ・新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業 ・がん・難病の全ゲノム解析等の推進 ・優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業 ・後発医薬品の産業構造改革のための支援事業 ・バイオ後続品の国内製造施設整備のための支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品安定供給体制緊急整備事業 ・マイナ保険証の利用促進に向けた取組 ・全国医療情報プラットフォーム開発事業 ・公費負担医療制度等についてマイナンバーカードでの利用を可能とする環境整備 ・電子カルテ情報等分析関連サービス構築事業 ・診療報酬改定DX（共通算定モジュールの開発等） ・予防接種事務デジタル化等事業 ・介護関連データ利活用に係る基盤構築事業 ・電子処方箋の活用・普及の促進事業 ・医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業 等
<p>II 物価高の克服 ～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～</p> <p>◎地域の実情等に応じた物価高対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点支援地方交付金（内閣府）を追加。地方公共団体に対して、医療・介護等の分野への重点的な活用を推奨し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対応する事業者への支援を実施。 	
<p>III 国民の安心・安全の確保 ～成長型経済への移行の礎を築く～</p> <p>◎自然災害からの復旧復興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活再建支援・被災事業者のなりわい等再建支援 等 <p>◎防災・減災及び国土強靱化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設、社会福祉施設等の耐災害性の強化 等 <p>◎外交・安全保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル・ヘルス・イニシアティブ等への拠出を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）推進 等 <p>◎女性・高齢者の活躍・参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の開示 ・女性の健康相談支援体制構築事業 ・シルバー会員就業支援事業 ・シルバー人材センターの契約見直しに係る説明対応事業 ・認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクト ・都道府県・市町村の認知症施策推進計画の策定支援 等 <p>◎困難に直面する者・世帯への支援等による安心・安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援の機能強化 ・障害者の社会参加及び地域移行を推進するための受け皿等の整備 ・地域における自殺対策の強化 ・食品安全行政に関する体制強化 等 	

- ▶ こども・子育て支援の推進において、「こども・若者や子育て世代の視点に立ったこども政策を推進し、「こどもまんなか社会」を実現することを目指す」とし、「保育士、幼稚園教諭等の処遇改善や保育士資格の新規取得促進による人材の確保、保育所のICT環境整備、保育業務のワンズオンリーの実現を含めた保育DXの推進による現場負担の軽減を進める」とした。
- ▶ こども家庭庁は、保育士等の処遇の抜本的な改善として、人件費の引き上げ率（人事院勧告を踏まえた保育士等の人件費の改定率）が10.7%であることを示している。

「すべてのこども・若者の幸せと未来を守る」との決意の下、取組を強化・加速

1. 「こどもまんなか」のバージョンアップ

- こどもまんなかアクションの加速等
- こども・若者視点の現場主義の強化
 - ・ 政府審議会等の委員にこども・若者を一定割合以上登用 等
- こども家庭庁におけるEBPMの強化 等

2. 地域の若者の将来設計の可能性の最大化

- 地域の若者のライフデザイン(将来設計)への支援
 - ・ 地域少子化交付金の拡充と要件の大幅な簡素化
 - ・ 民間企業と連携した地域の若者のライフデザイン支援を開始
 - ・ 若年世代を対象としたプレコンセプションケアの推進 等
- 地域で安心して妊娠・出産できる環境の整備
 - ・ 遠方で妊婦健診を受診する妊婦のための支援事業の創設
 - ・ 産後ケア施設の改修費等の支援 等
- 誰でも地域で無理なく子育てできる社会への転換
 - ・ 全国各地の放課後児童クラブの拡充・強化
 - ・ 新たなアプローチで放課後待機児童の解消を目指すモデル事業
 - ・ 入院中のこどもの家族の付添いの環境改善 等

このほか、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給、周知広報、円滑申請のためのサポート体制の構築

3. 未来を担うこどものための質の高い成育環境の提供

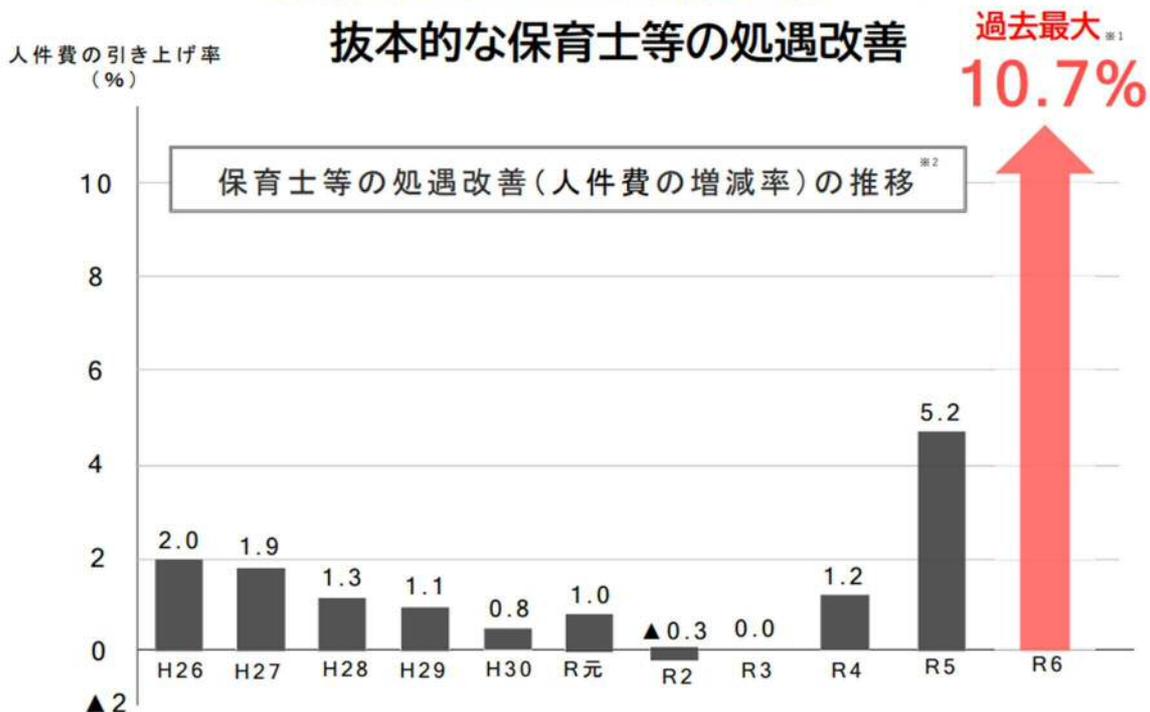
- 多様で質の高い保育の持続的な確保
 - ・ 保育士等の処遇の抜本的な改善
 - ・ 利用者の保育所等の選択に資する情報提供の充実
 - ・ 「はじめての100か月の育ちビジョン」の推進
 - ・ 保育の提供体制の確保、過疎地域における保育機能の確保・強化 等
- こどもの安心・安全の確保
 - ・ こども性暴力防止法関連システムの整備等
 - ・ こどもの居場所づくりへの支援の強化
 - ・ 保育所等の防災・減災対策の強化・加速 等

4. すべてのこどもの幸せを守り抜く

- いじめ・不登校対策等の強化
 - ・ こどもの悩みの受け止めの強化に向けた新たな取組
 - ・ 学校外からのアプローチでのいじめ解消
 - ・ 地域における新たな不登校対策 等
- ひとり親家庭への支援の強化
 - ・ 民間企業と協働したひとり親家庭の就業・定着の一体的支援の開始 等
- 困難に直面するこどもの幸せを守り抜く
 - ・ 地域におけるこどもホスピスへの支援を新たに開始
 - ・ ヤングケアラー支援の強化
 - ・ 児童虐待リスク情報の共有の迅速化、児童福祉施設等の整備促進
 - ・ 共働き里親等への支援 等

保育士等の処遇の抜本的な改善

現状からの「大脱却」を図る



※1 現行の子ども子育て支援新制度(平成27年4月開始)において。

※2 引き上げ率は、各年度における人事院勧告を踏まえた保育士等の人件費の改定率である。

<会議>

全世代型社会保障構築本部

◇第 11 回(2024.11.8)

- ▶ 11月8日、総理大臣官邸で第11回全世代型社会保障構築本部が開催され、全世代型社会保障構築について協議が行われた。
- ▶ 会議では、全世代型社会保障の構築に当たって目指すべき方向性について説明が行われた後、石破総理大臣からは「今後、本格的に人口減少が進み、超高齢社会に入っていくなかで社会保障が安心を提供するセーフティネットとして機能し続けるかは極めて重要である。私どもの政権において、現役世代の方の負担を軽減し、意欲のある高齢者を始めとして、女性の方、障害をお持ちの方などの就労を促進し、誰もが年齢に関わらず能力や個性を最大限にいかせる全世代型の社会保障を構築するということに向けた取組を進めてまいりたい」との発言があった。

全世代型社会保障構築会議

◇第 20 回(2024.12.6)

- ▶ 12月6日、第20回全世代型社会保障構築会議(座長:清家篤日本赤十字社社長)が開催され、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」の検討状況について協議が行われた。
- ▶ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」の検討状況については、次期年金制度改正について検討状況等について報告が行われた後、協議された。

◇第 19 回(2024.11.15)

- ▶ 11月15日、第19回全世代型社会保障構築会議(座長:清家篤日本赤十字社社長)が開催され、全世代型社会保障の構築に向けた今後の進め方、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」の検討状況について協議が行われた。
- ▶ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」の検討状況については、地域医療構想、医師偏在対策、かかりつけ医機能、地域共生社会関係について現在の検討状況等について報告が行われた後、協議された。
- ▶ 地域共生社会関係については、地域共生社会の在り方検討会議での検討状況について報告が行われた後、協議が行われた。

新しい資本主義実現会議

◇第 30 回(2024.10.30)

- ▶ 10月30日、総理大臣官邸で第30回新しい資本主義実現会議が開催され、新しい資本主義の推進について協議が行われ、重点施策が取りまとめられた。
- ▶ 今後策定をめざす「総合経済対策」を見据え、特に加速して取り組むべき施策を重点施策としてまとめている。
- ▶ 重点施策では、「中堅・中小企業の賃上げ環境の整備」「成長力に資する国内投資促進による『投資大国』の実現」について、施策が示されている。
- ▶ 中堅・中小企業の賃上げ環境の整備では、福祉分野に関して「令和6年度報酬改定で措置した医療・介護・障害福祉分野の現場で働く方の処遇改善を図るための措置を確実に届けるとともに、更なる賃上げに向けて、生産性向上・職場環境改善を支援する」ことが示された。
- ▶ 石破総理は「日本経済は今、変化の兆しを脱し、賃上げと投資が牽引(けんいん)する成長型経済を実現できるかという局面にある。国際競争力を高め、同時に地方を豊かにするためにも、今、道筋を付けなければならない。政権として最優先で取り組んでまいりたい。」と発言した。

新しい資本主義実現会議 政労使の意見交換会

- ▶ 11月26日、総理大臣官邸で新しい資本主義実現会議政労使の意見交換会が開催され、2025年春季労使交渉と最低賃金の今後の中期的引上げ方針について意見交換が行われた。
- ▶ 意見交換後、石破総理大臣は「政権としては、デフレ脱却と成長型経済の実現を確実なものとし、地方経済と日本経済をともに成長させ、生活が豊かになったことを一人一人の国民に実感していただけるよう、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現することを目指す。これを、物価が持続的・安定的に上昇する新たな経済ステージにおいて実現するため、来年の春季労使交渉においては、労働者の賃金水準を引き上げるベースアップを念頭に、33年ぶりの高水準の賃上げとなった今年の勢いで、大幅な賃上げへの御協力をお願いしたい。政府として、先般決定した総合経済対策に基づく取組みを進めていくために裏付けとなる補正予算の早期成立を図る。本日の議論も踏まえ、地方における官公需や中小企業と中小・小規模間の転嫁も含め、労務費の価格転嫁の徹底に一層全力で取り組む」との発言があった。

経済財政諮問会議

◇第15回(2024.12.3)

- ▶ 12月3日、総理大臣官邸で令和6年第15回経済財政諮問会議が開催され、「令和7年度予算編成の基本方針」「持続的な地方行財政に向けて」「持続的な社会保障に向けて」について協議が行われた。
- ▶ 「令和7年度予算編成の基本方針」では、石破総理から諮問があり、経済財政諮問会議として答申案を決定した。その後、12月6日に閣議決定された。
- ▶ 石破総理は、「令和7年度予算について、『予算編成の基本方針』に基づき、令和6年度補正予算と一体として編成をしていく。地方創生について、今後、『地方創生の基本構想』や骨太方針に向けて、引き続き議論を深めていく。防災・減災について全ての避難所でスフィア基準を発災後早急に満たすことや、ハザードマップの一層の活用など、ソフト・ハード両面で取組を進めていく。社会保障について、来年度予算においても骨太方針2024に沿って、賃金や調達価格の上昇に対応するとともに、DX、予防・健康づくり、制度改革等を進め、給付費全体の伸びを抑制することが必要である。」と発言した。

◇第14回(2024.11.26)

- ▶ 11月26日、総理大臣官邸で令和6年第14回経済財政諮問会議が開催され、令和7年度予算編成の基本方針(原案)、賃金向上に関する特別セッション①について協議が行われた。
- ▶ 令和7年度予算編成の基本方針については、与党での協議をふまえ、次回の諮問会議で総理からの諮問と、諮問会議としての答申案の決定を行うこととなっている。
- ▶ 基本方針案では、11月22日に閣議決定した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済政策」の速やかな実行に向け、令和6年度補正予算と一体として令和7年度の予算編成に取組み、切れ目のない経済財政運営を行うとしている。
- ▶ また、経済財政運営の基本的考え方として、下記事項を整理している。
 - ①最低賃金を始めとする賃上げ環境の整備
 - ②ICT技術も活用した新たな地方創生「地方創生2.0」の展開
 - ③賃上げの原資となる企業の稼ぐ力や地方経済の潜在能力を引き出すための国内投資の促進
 - ④農林水産業の持続可能な成長、文化芸術・スポーツ及びコンテンツ産業の振興、交通・物流インフラの整備、観光立国に向けた取組の推進
 - ⑤自然災害からの復旧・復興および防災・減災及び国土強靱化の取組の推進
 - ⑥国際秩序の堅持に向けた各国・地域とのさらなる協力連携および自由貿易体制の推進
 - ⑦「こども・子育て支援加速化プラン」の着実な実施

- ⑧誰一人取り残されない安心・安全な社会の実現を目指した、社会全体での防犯・治安対策の強化、厳格かつ円滑な出入国在留管理、全世代型社会保障の構築、健康寿命の延伸による生涯活躍社会の実現、公教育の再生、女性や高齢者の活躍・参画の推進、障害者の社会参加や地域移行の推進、孤独・孤立対策・就職氷河期世代のリ・スキリングの支援等への取組

◇第 13 回(2024.11.1)

- ▶ 11月1日、総理大臣官邸で令和6年第13回経済財政諮問会議が開催され、新内閣・諮問会議における重点課題、マクロ経済運営(金融政策、物価等に関する集中審議)について協議が行われた。
- ▶ 新内閣・経済財政諮問会議における重点課題では、コストカット型経済から高付加価値創出型経済への移行に向けて「適切なマクロ経済財政運営」「『地方創生×デジタル』の好事例の発掘や地方文化都市の創出など、地域資源を中心とした新たな価値の創造」「賃金向上及び人手不足対応」「投資立国実現による付加価値生産性の向上」「防災機能の抜本的な拡充など、国民の安心・安全の確保」の5点が示された後、意見交換が行われた。
- ▶ 民間議員は「『日本創生』に向けた新政権の課題」を提出し、全世代型社会保障の改革工程の着実な実現と社会保障の給付と負担の見直しについて関係府省が連携して示すべきとした。

令和7年度予算の編成等に関する建議

◇11月29日

- ▶ 11月29日、財務省は財政制度等審議会 財政制度分科会を開催し、「令和7年度予算の編成等に関する建議」を取りまとめ、加藤勝信財務大臣に手交した。
- ▶ 建議では、今後の財政運営について、下記のとおり整理している。
 - 骨太方針2024等をふまえ、2025年度のプライマリーバランス黒字化目標の達成に向けて取り組むのみならず、それを一里塚として、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを前進させる必要
 - EBPMによる予算の中身の重点化や施策の優先順位を徹底することで、予算の質を高めていくことが重要
 - 今後財政健全化に取り組んでいくにあたっては、財政の現状や課題に対する国民の理解を醸成し、議論を喚起していくことが重要
- ▶ 社会保障については、総論において「令和7年度予算編成に向けて、「こども未来戦略」に基づく「加速化プラン」を財源を確保しつつ着実に実施するとともに、全世代型社会保障制度の構築に向けた「改革工程」について、出来るものから着実に実現し、医療・介護の持続性を確保しつつ、現役世代の負担を最大限抑制する」としている。
- ▶ 少子化対策・子育てについては、少子化の進展が更に加速していることをふまえ、スピード感をもって施策を充実するとともに、EBPMを強化して施策の実施状況を検証し、より効果の高い政策に重点化するなど普段の見直しを行うべき」としている。
- ▶ 介護については、「制度の持続性確保のための改革を進めるべき(生産性の向上、多床室の室料負担の見直し、利用者負担の見直し等)」としている。
- ▶ 生活保護については、「生活扶助基準改定は、一般所得者世帯の消費実態との均衡を図るべき。医療扶助の適正化の取組を更に進めるべき」としている。

1. 経済の新たなステージへの移行に向けて

我が国の経済は、

- 個人消費は力強い回復には至っていないものの、春闘の賃上げ率は過去30年で最大、企業収益は過去最高を更新、物価上昇はコストプッシュ型から基調的なものへと変化。
- 名目・実質GDPは過去最高水準、GDPギャップは改善するなど、もはやコロナ禍とは異なり、新たなステージに向けた芽吹きが見られる。他方、人口減少が進む中、デフレ脱却を確実にするためにも、潜在成長率の上げが急務であり、労働生産性の向上や資本投入の増加を通じて、民需主導の持続的な経済成長を実現していくことが不可欠。

2. 新たなステージにおける課題

経済の新たなステージへの移行が進む中、

- 他の先進国と同様、歳出構造の平時化に取り組む必要。
- 物価上昇局面では、予算面においても経済・物価動向等に一定の配慮が必要。他方で、これに伴う社会保険料等の国民負担増や金融政策の調整度合いとの整合性に留意が必要。
- 金利上昇局面では、利払費の増加が懸念されることに加え、企業・政府の資金調達コストが上昇することもあり、企業の投資効率向上や政府の投資効果も見据えた政策運営が必要。また、銀行の国債消化余力の度合いや海外投資家の国債保有割合の上昇等を踏まえ、国債を安定的に消化できる環境維持のための政策努力が不可欠。
- これまで金融危機や自然災害等の有事が一定の頻度で発生。今後想定外の有事が発生した場合にも、十分な財政措置を講じることができるよう、財政余力の確保が重要。

3. 今後の財政運営

- 骨太方針2024等を踏まえ、2025年度のプライマリーバランス黒字化目標の達成に向けて取り組むのみならず、それを一里塚として、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを前進させる必要。
- EBPMによる予算の中身の重点化や施策の優先順位付けを徹底することで、予算の質を高めていくことが重要。
- 今後財政健全化に取り組んでいくに当たっては、財政の現状や課題に対する国民の理解を醸成し、議論を喚起していくことが重要。

II : 各論

1. 社会保障

総論：令和7年度予算編成に向けて、「こども未来戦略」に基づく「加速化プラン」を財源を確保しつつ着実に実施するとともに、全世代型社会保障の構築に向けた「改革工程」について、出来るものから着実に実現し、医療・介護の持続性を確保しつつ、現役世代の負担を最大限抑制する。

少子化対策・子育て：少子化の進展が更に加速していることを踏まえ、スピード感をもって施策を充実するとともに、EBPMを強化して施策の実施状況を検証し、より効果の高い政策に重点化するなど不断の見直しを行うべき。

医療

(創薬力強化)

- 革新的新薬とそうでないものとの間での、薬価における更なるメリハリを効かせた評価を行うことで、革新的新薬を開発・製造する製薬企業の成長を一層促進する一方、長期収載品に依存する企業の再編を促すべき。
- 創薬の事業化フェーズに応じ、必要な財源を確保しながら、包括的な支援を継続的に実施する必要。

(薬価改定)

- 現役世代の保険料負担軽減を含め、国民皆保険制度の持続可能性を確保するとともに、創薬イノベーションの推進を図っていく観点から、対象品目を拡大することや既収載品の改定ルールを全て適用することを含め、毎年薬価改定を着実に実施すべき。

(医師偏在対策)

- 外来医師多数区域での保険医の新規参入の一定の制限や既存の保険医療機関も含めた需給調整を行う仕組みの創設等(規制的手法)と、客観的な基準に照らして、ある地域の特定の診療科に係る医療サービスが過剰であると判断された場合の診療報酬上のディスインセンティブ措置等(経済的インセンティブ)とを組み合わせ、実効性のある医師偏在対策に取り組むべき。

(制度の持続可能性を確保していくための更なる改革)

- 質の高い効率的な医療の提供、保険給付範囲の在り方の更なる見直し、年齢ではなく能力に応じた負担とすることを含めた高齢化・人口減少下での負担の公平化について、中長期的な課題も視野に入れつつ、引き続き取り組む必要。

介護：制度の持続性確保のための改革を進めるべき(生産性の向上、多床室の室料負担の見直し、利用者負担の見直し等)

年金：働き方に中立的な制度の構築を目指すとともに、高齢期の経済基盤の安定や所得保障・再分配機能の強化を図るため、被用者保険の適用拡大、基礎年金の給付水準の低下への対応等の改革に取り組むべき。

生活保護：生活扶助基準改定は、一般低所得者世帯の消費実態との均衡を図るべき。医療扶助の適正化の取組を更に進めるべき。

2. 地方財政

- ・ 一般財源総額実質同水準ルールの下、臨時財政対策債の発行額の縮減を図るなど、地方財政の健全化を更に推進していく必要。
- ・ 交付税特会の借入金について、償還計画を前倒しするなど、残高の縮減に向けた努力を強化・継続していくべき。
- ・ より少ない職員数で質の高い行政サービスを提供していくため、自治体DXを一層推進し、業務の効率化を徹底していくべき。
- ・ 教職調整額の水準の見直し等の教員の処遇改善の検討に当たっては、地方負担も含めて必要な財源の確保を検討していく必要。
- ・ 公共施設の統廃合や下水道事業の広域化・共同化など、広域的なインフラマネジメントを推進し、歳出の効率化を図っていくべき。

3. 防衛

- ・ 防衛力整備の一層の効率化・合理化を図りながら、防衛力の抜本強化を図りつつ、計画で定められた経費の総額を堅持する必要。
- ・ 人的基盤強化の観点からは、自衛官の処遇・勤務環境の改善を行う一方、人口減少時代を見据えた組織の最適化を不断に行いながら、防衛力を強化していく必要。
- ・ 防衛産業の体質強化等のため、装備品の海外移転の推進等を図るとともに、業界自らが防衛産業の在り方について真摯に検討することが必要。価格の適正性をより客観的に検証できる仕組みを確保することにより、調達コストの低減を図っていくことが不可欠。

4. 外交

- ・ 国際情勢が厳しさと複雑さを増す中、安全保障環境への対応力を強化するためにも、外交関係予算全体の一層のメリハリ付けが必要。
- ・ ODAについては、民間資金の動員や無償資金協力の滞留資金の有効活用を図りつつ、一層戦略的かつ効率的に活用すべき。
- ・ 国際機関等への拠出金については、評価の適正化と予算のメリハリ付けへの評価結果の活用が必要。
- ・ 広報・文化・交流関係事業について、類似する事業の整理・統合や適切な目標の設定などを通じて、事業の効果を向上させていくべき。

5. 文教・科学技術

- ・ 義務教育について、児童生徒あたり教員数は増加しているが、教員の時間外在校等時間は減少しておらず、負担感の大きい業務の抜本的縮減が必要。そのため、教職調整額を、「働き方改革」の進捗と財源確保を前提に、段階的に引き上げつつ、時間外在校等時間が月20時間（調整額10%相当）に達する際に教員ごとの所定外の勤務時間に見合う手当への移行等を検討することが考えられる。
- ・ 高等教育について、戦略的な統合・規模縮小・撤退等により大学の構造転換を進めていく必要があり、そのインセンティブを生じさせるため、メリハリある予算配分の強化等の改善策が必要。科学技術について、科学技術予算（対GDP比）は主要先進国と比べて遜色

6. 社会資本整備

- ・ 国土強靱化の推進に向けては、これまでの取組の検証が必要。また、人口減少等の経済社会情勢の変化などを考慮し、公共投資の総量拡大に頼らず、事業の更なる重点化やハード・ソフト両面の取組等により、緊急に実施すべき事業を確実に実施する必要。
- ・ 整備新幹線については、これまで判明している様々な課題・リスクを教訓とし、着工判断の際に十分な検討・評価を行うとともに、貸付料設定の見直しや民営化されたJRの創意工夫を一層引き出す整備の在り方についても検討を深める必要。

7. 農林水産

- ・ 我が国の農業を取り巻く地政学リスクの顕在化や農業従事者の急減といった状況変化に対し、ピンチをチャンスに変える発想で、法人経営や大規模化、輸出の推進等により、多額の国民負担を伴う日本の農業を自立した産業へと「構造転換」し、強固な食料安全保障を実現すべき。その中で、財政面も含めて持続的な水田政策へ見直しを行いつつ、低コスト化や米粉生産・輸出による収益性の向上により、足腰の強い水田農業への転換を進めるべき。
- ・ 食料安全保障は、食料・農業・農村基本法に則り、国内生産の増大のみならず、輸入や備蓄の確保、輸出の促進により確保すべき。米の備蓄は、需要減少の反映と輸入米の活用により備蓄水準を見直し、財政負担を削減すべき。

8. 国内投資・中小企業等

- ・ 「AI・半導体産業基盤強化フレーム」に基づき、支援の基本原則を順守し、第三者の外部有識者等の評価による検証・見直しを加えながら半導体支援を実施すべき。官民の適切なリスク分担の観点からも、出融資や債務保証の積極的な活用が重要。
- ・ 中小企業対策は、支援対象を重点化するとともに、経営改善のための支援体制整備や、価格転嫁対策など、中小企業が賃上げをはじめとした経営環境変化に持続的に対応できる公正な競争環境の整備にこそ軸足を置くべき。

9. デジタル

- ・ 政府の情報システム予算は増加傾向。厳しい財政状況を踏まえれば、情報システム経費の総額を管理していく必要。
- ・ デジタル庁は、自らの専門的知見を活かし、システムのライフサイクルを通じたコスト適正化を図る必要。
- ・ 行政事業レビューシートなどを活用の上、必要性の低下したシステムについて運用の中止も含め見直しを行うとともに、組織の人員削減も含め行政の効率化を徹底していく必要。

◇11月20日

- ▶ 11月20日、財務省は財政制度等審議会 財政制度分科会を開催し、取りまとめに向けた審議が行われた。

◇11月13日

- ▶ 11月13日、財務省は財政制度等審議会 財政制度分科会を開催した。
- ▶ 今回は、社会保障について、分野ごとに総論、少子化対策・子育て、医療、介護、年金、障害福祉、生活保護、雇用について協議が行われた。

- ▶ 会議では、今後の社会保障関係費の歳出水準の考え方が示され、「本年6月に成立した子ども・子育て支援法等の改正法により、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築するとの枠組みが法定されており、2023年度から2028年度にかけて歳出改革等の取り組みを継続し、公費節減の効果だけでなく、社会保険負担軽減の効果を積み上げていく必要。」との考えが示された。

2025年度予算編成における課題

【石破総理所信表明演説（2024年10月4日）（抄）】

- 少子化とその結果生じる人口減少は、国の根幹に関わる課題、いわば「静かな有事」。
- こども未来戦略を着実に実施するとともに、社会の意識改革を含め、働き方改革を強力に推進。
- 社会保障制度は、様々な境遇にある国民の方々に安心を提供するセーフティネット。
- 次の時代に負担を先送りしない。それが今を生きる我々の責任。
- 今の時代にあった社会保障制度へと転換し、多様な人生の在り方、多様な人生の選択肢を実現できる柔軟な制度設計を行う。

こども未来戦略に基づく加速化プランの着実な実施

- 若い世代の所得向上に向けた取組、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進の一体的な強化
- 施策の強化だけでなく、社会全体でこども・子育て世帯を応援する気運を高めるための社会の構造・意識改革を車の両輪として推進（具体策）
 - ・ 令和7年度には、育休制度の拡充の施行・児童手当の拡充の満年度化等により、3.6兆円のうち3/4程度が実現予定

全世代型社会保障制度の構築

- 全ての世代で能力に応じて負担し合い、必要な社会保障サービスが必要な方に適切に提供される制度を構築
- 現役世代の保険料負担上昇の抑制（具体策）
 - ・ 昨年末に閣議決定した「改革工程」等に基づく、医療・介護保険制度の持続性を確保するための改革
 - 改革の視点：保険給付の効率的な提供、保険給付範囲の在り方の見直し、高齢化・人口減少下での負担の公平化

年金制度改革

- 働き方に中立的な制度の構築
- 高齢期の経済基盤の安定や所得保障・再分配機能の強化（具体策）
 - ・ 被用者保険の適用拡大、マクロ経済スライドの調整期間の一致、在職老齢年金制度 等

今後の社会保障関係費の歳出水準の考え方②

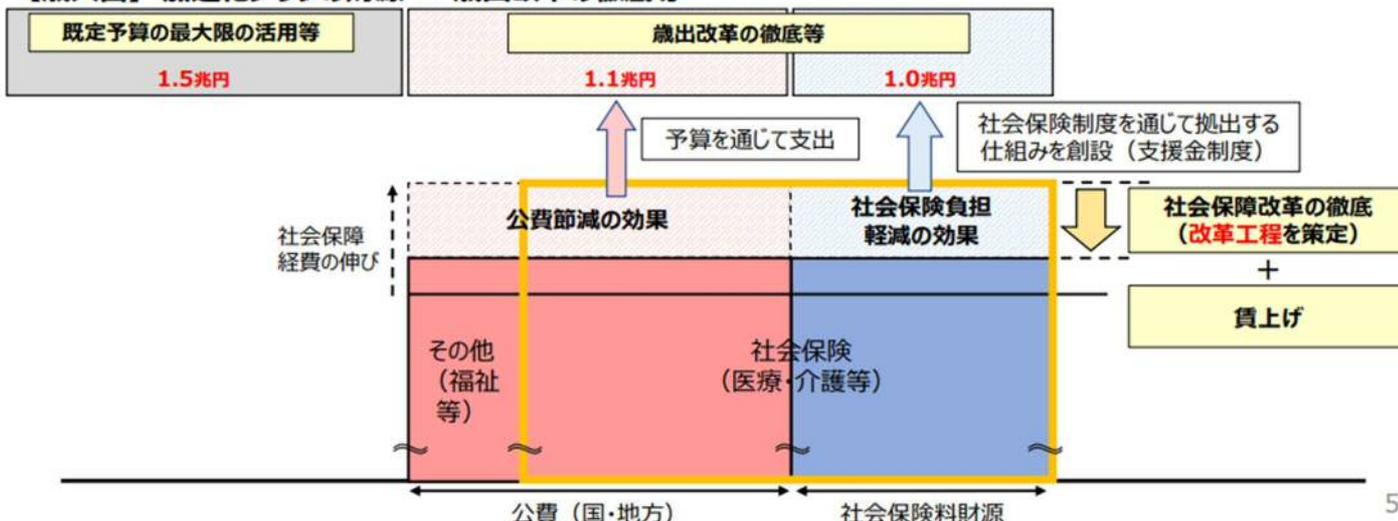
- 本年6月に成立した子ども・子育て支援法等の改正法により、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築するとの枠組みが法定されており、2023年度から2028年度にかけて歳出改革等の取り組みを継続し、公費節減の効果だけでなく、社会保険負担軽減の効果を積み上げていく必要。

◆子ども・子育て政策の強化（加速化プラン）の財源の基本骨格（イメージ）

【歳出面】 加速化プラン完了時点 3.6兆円

経済的支援の強化 1.7兆円	全ての子ども・子育て世帯を 対象とする支援の拡充 1.3兆円	共働き・子育ての推進 0.6兆円
-------------------	--------------------------------------	---------------------

【歳入面】 加速化プランの財源 = 歳出改革の徹底等



2024年度の報酬改定等における賃上げ対応

- 2024年度の報酬改定等においては、医療・介護・障害福祉・保育の分野の現場で働く幅広い方々の処遇改善のための対応を実施。
- 医療・介護等については、R6年度2.5%、R7年度2.0%のベースアップを実現するために必要な水準を措置しており、これは、医療従事者の場合、定昇分を入れれば、R6年度4.0%程度、R7年度3.5%程度に当たる。さらに、これに加え、高齢化等に伴う医療・介護費等の増加による収入増を活用し、賃上げを行うことが可能。

<診療報酬>

改定率	+0.88% (※令和6年度予算額：国費+82.2億円)
① 看護職員、リハビリ専門職等の医療関係職種の賃上げ	+0.61% ※ 2024年度ベア 2.5%、2025年度ベア 2.0%
② 入院時の食費の見直し	+0.06% ※ 1食当たり30円の引上げ。
③ 効率化・適正化	▲0.25% ※ 診療所を中心に、生活習慣病等に関する管理料、処方箋料等の再編等による効率化・適正化を行う。
④ その他本体改定率	+0.46% (①以外の賃上げ分+0.28%程度を含む)
各科改定率	医科 +0.52% 歯科 +0.57% 調剤 +0.16%
※ ①に含まれない、40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げ分を含む	

<保育士等の処遇改善>

- 人事院勧告に準拠した処遇改善 +5.2%

<介護報酬改定>

改定率	+1.59% (※令和6年度予算額：国費43.2億円)
○ 介護職員の処遇改善	+0.98% ※ 2024年度ベア 2.5%、2025年度ベア 2.0%
○ その他の改定率	+0.61% ※ 賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準
○ このほか、改定率の外枠	+0.45%相当 ・ 処遇改善加算の一本化による賃上げ効果 ・ 光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果
○ 合計	+2.04%相当

<障害福祉サービス等報酬改定>

改定率	+1.12% (※令和6年度予算額：国費16.2億円)
※ 介護並びの処遇改善の実施を含む	
○ このほか、改定率の外枠	・ 処遇改善加算の一本化による賃上げ効果等
○ 合計	+1.5%を上回る水準

- ▶ 少子化対策・子育て支援については、「足もと、少子化のスピードはさらに加速化。少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、経済・社会システムは維持できなくなる可能性。まさに、国の根幹に関わる『静かな有事』」であるとし、「こども未来戦略に基づく加速化プランをスピード感を持って着実に実行するとともに、若者の結婚、出産、子育ての希望の実現を阻む社会構造や意識を変え、皆が参加して、こども・子育てを応援する社会を築くための意識醸成にも取り組んでいく必要。」とした。

少子化対策・子育て支援（総括）

- 足もと、少子化のスピードはさらに加速化。少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、経済・社会システムは維持できなくなる可能性。まさに、国の根幹に関わる『静かな有事』。
- こども未来戦略に基づく加速化プランをスピード感を持って着実に実行するとともに、若者の結婚、出産、子育ての希望の実現を阻む社会構造や意識を変え、皆が参加して、こども・子育てを応援する社会を築くための意識醸成にも取り組んでいく必要。

少子化対策・子育て支援の現状

- 少子化対策・子育て支援に関する予算は、安定財源を確保しつつ、着実に増加。
- 一定の効果が出ている一方、いまだに多くの方のこどもを生み育てたいという希望の実現には至っていない状況。

◆我が国の家族関係社会支出の推移



これまでに取り組んできた主な事項

- 社会保障と税の一体改革による少子化対策の充実
 - ・ 子ども・子育て支援新制度の施行 (2015～)
 - ・ 待機児童対策 (2017: 2.6万人→2024: 0.3万人)
 - ・ 幼児教育・保育の無償化 (2019.10～)
- こども未来戦略「加速化プラン」によるこども・子育て政策の抜本強化
 - ・ 出産育児一時金の増額 (42万円→50万円) (2023～)
 - ・ 児童手当の拡充 (2024.10～)

今後の取組の方向性

- こども未来戦略「加速化プラン」の着実な実現と財源確保
- EBPMの取組強化による政策の適切な見直し
- 社会全体でこども・子育て世帯を応援する機運を高めていくための社会の構造・意識の変革

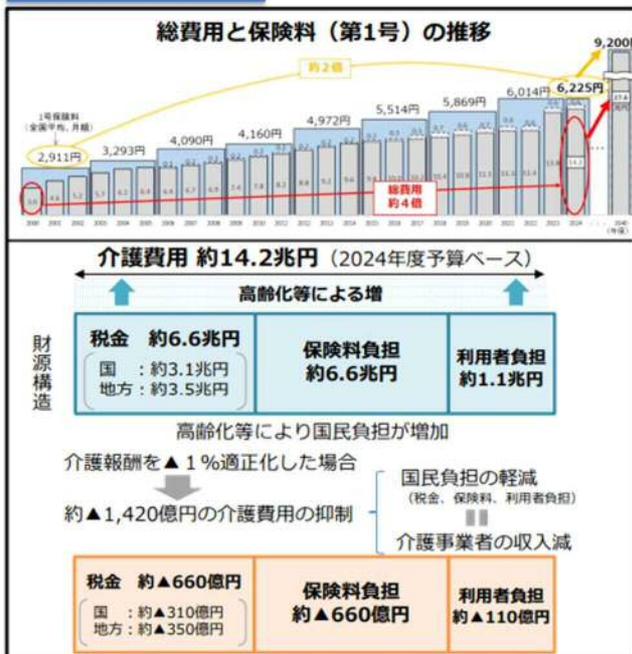
14

- ▶ 介護については、「介護費用の総額は、高齢化等の要因により毎年増加。こうした中、引き続き、必要な介護サービスを提供しつつ、国民負担を軽減する観点から、報酬の合理化・適正化等を進めていく必要」とした。

介護（総括）

- 介護費用の総額は、高齢化等の要因により毎年増加。こうした中、引き続き、必要な介護サービスを提供しつつ、国民負担を軽減する観点から、報酬の合理化・適正化等を進めていく必要。

介護費用の構造



これまでに取り組んできた主な事項

- 介護報酬本体
 - ・ 収支状況等を反映した適正化
- 介護納付金の総報酬割の導入
 - ・ 各医療保険者の介護納付金について、加入者数ではなく、報酬額に比例した負担へと段階的に移行
- 利用者負担の見直し
 - ・ 所得に応じた2割負担、3割負担の導入
- 保険給付範囲の在り方の見直し
 - ・ 多床室の室料負担（特養）の導入

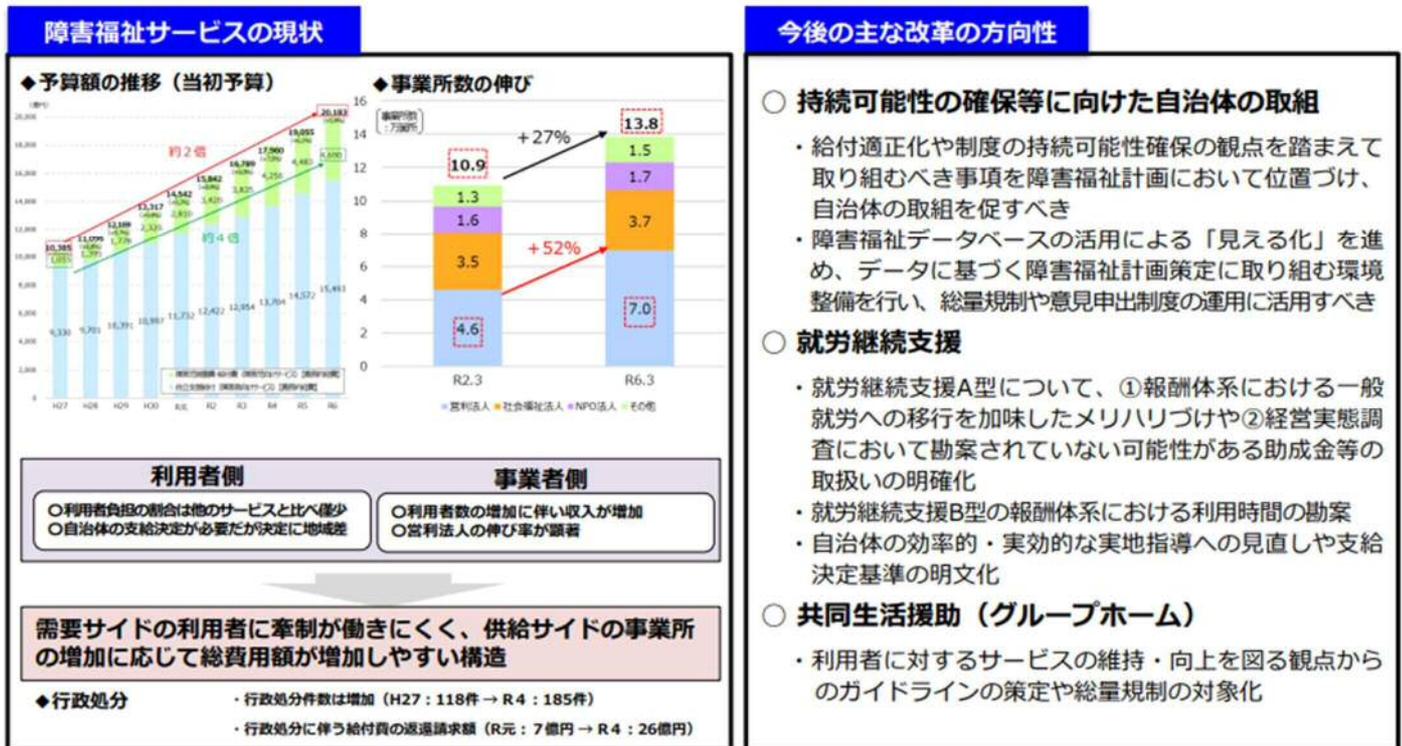
今後の主な改革の方向性

- 生産性の向上によるサービスの質の確保と職場環境改善
 - ・ 高齢化等に伴う事業者の収益増等が処遇改善（現場の従事者の賃上げ等）につながる構造の構築
- 給付の適正化
 - ・ 高齢化等により介護給付費が毎年増加している中、国民負担の増加を抑制する観点から、介護報酬の合理化・適正化が必要
- 保険制度の持続性を確保するための改革
 - ・ 利用者負担の範囲の見直し、軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への更なる移行等

- ▶ 障害福祉については、「障害福祉サービス等の予算額は直近 10 年間で倍増(障害児向けサービスは約4倍)。障害福祉サービス等の持続可能性を確保するためには、サービスの質を確保しながら総費用額を抑制する取組が不可欠。」とし、「需要サイドである利用者に牽制が働きにくく、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造にある中で、①持続可能性の確保等に向けた自治体の取組の促進、②就労継続支援サービスの適正化等、③グループホームにおける総量規制の導入等といった改革を進めるべき。」とされた。

障害福祉（総括）

- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で倍増（障害児向けサービスは約4倍）。障害福祉サービス等の持続可能性を確保するためには、サービスの質を確保しながら総費用額を抑制する取組が不可欠。
- 需要サイドである利用者に牽制が働きにくく、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造にある中で、①持続可能性の確保等に向けた自治体の取組の促進、②就労継続支援サービスの適正化等、③グループホームにおける総量規制の導入等といった改革を進めるべき。



- ▶ 生活保護については、「生活扶助基準については、令和7年度以降の基準については、一般低所得者世帯の消費実態との均衡を図るため、基準部会の検証結果を適切に反映することとした上で、社会経済情勢等を踏まえた必要な対応を検討する必要」とし、「物価対策としては、生活保護世帯を含む低所得者世帯に対して各種支援措置が講じられていることも踏まえ、最低限度の生活保障との制度趣旨や国民の理解を得る観点から、特例加算は一般低所得者世帯の消費実態との均衡を図るべきであり、合理的な算定根拠のない従前額保障は解消を図るべき。」とされた。

◇10月22日

- ▶ 10月22日、財務省は財政制度審議会 財政制度分科会を開催した。
- ▶ 今回は、地方財政について協議が行われ、地方財政の現状、地方財政の課題について財務省より報告が行われた後、協議が行われた。
- ▶ 会議では、地方財政の課題において、人口減少に伴い自治体職員数も減少してはいるなか、「多様な住民ニーズに対して、より少ない職員数で質の高い行政サービスを安定的に提供していくためには、徹底した行政の合理化・効率化を図っていく必要がある」とし、「自治体 DX の推進」「手数料・使用料の適正化」「教員の処遇改善と地方財政」について協議が行われた。
- ▶ また、人口減少に伴い、一人当たりのインフラコストが増加する見込みであるとし、限られた人員・予算の

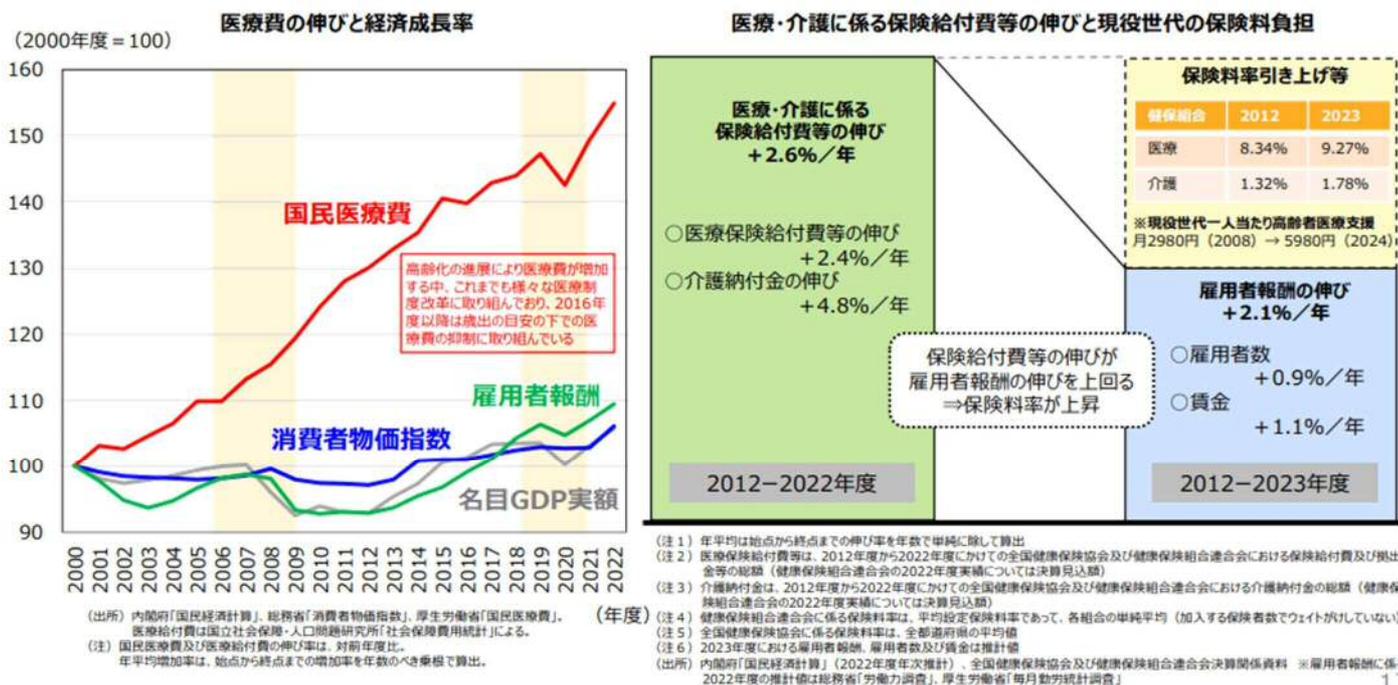
なかで効率的にインフラ・公共施設の維持管理を行うために、既存の行政区域にこだわらない広域的な視点でのインフラマネジメントを行っていくことが重要とし、「公共施設の適正管理」「下水道事業の広域化・共同化」について協議が行われた。

◇10月16日

- ▶ 10月16日、財務省は財政制度審議会 財政制度分科会を開催した。
- ▶ 予算編成に向けた建議は11月中に取りまとめられる予定。
- ▶ 今回は、財政総論について協議が行われ、新たなステージにおける課題として「コロナ禍から平時への移行」「物価上昇」「金利」「有事への備え」について報告が行われた。
- ▶ 「物価上昇」について、「社会保障分野においては、高齢化等により、給付費が雇用者報酬を上回って増加しており、保険料率が上昇している。これに加えて、物価・賃金の伸びを給付に反映した場合、ますますの保険料率の上昇につながり、現役世代の負担が更に増加(可処分所得が減少)することにも留意が必要」とされた。
- ▶ また、今後の財政運営として「財政健全化目標」「効果的な政策運営」「国民的議論の推進」について現状の報告が行われた後、協議が行われた。
- ▶ 「国民的議論の推進」において、「少子化や人口減少が進む中、我が国は、財政課題も含め世代間倫理に関わる課題に直面。その衡平を確保するには、現在世代の当事者としてのみならず、まだ生まれていない世代も含む将来世代の視点に立ち、遡って現在時点において何が必要な行動となるかを議論し、実践することも重要。中長期的な持続的成長のためには、このようなフューチャー・デザインの考え方を活用した取組や国民的議論が社会各層で広く自発的に進むよう後押しすることが必要。」とされた。

物価上昇局面における財政政策運営

- 一般に、物価上昇局面では、政府支出においても物価高・資材高騰への対応を求める声が増加する。
- さらに、社会保障分野においては、高齢化等により、給付費が雇用者報酬を上回って増加しており、保険料率が上昇している。これに加えて、物価・賃金の伸びを給付に反映した場合、ますますの保険料率の上昇につながり、現役世代の負担が更に増加(可処分所得が減少)することにも留意が必要。



2. 規制改革

<会議>

規制改革推進会議

◇第 21 回(2024.11.12)

- ▶ 11月12日、第21回規制改革推進会議が開催され、「今後の規制・制度改革の検討課題」について協議が行われた。
- ▶ 「健康・医療・介護」など、現行の5つのワーキンググループを引き続き設置し、調査審議を進め、最終的には、令和7年夏を目途に答申を取りまとめる。答申を待たずに、改革を実現すべき事項については、早期の実現を求めるとした。
- ▶ 協議では、今後の検討課題案として「地方創生」「賃金向上、人手不足対応」「投資大国」「防災、減災」を政策重点分野の柱として規制・制度改革に取り組み、当面は総合経済対策と年末の中間答申のとりまとめに向け、これまでの改革事項の前倒し・深掘りを含め、具体の改革の審議を早急に進めていくことが示された。

◇第 20 回(2024.9.2)

- ▶ 9月2日、第20回規制改革推進会議が開催され、「これまでの規制・制度改革の成果と改革の更なる発展・深化」について協議が行われた。
- ▶ 協議では、規制改革に関するこれまでの取組と成果が示されるとともに、「『規制改革実施計画』を踏まえた規制改革の更なる発展・深化について(案)」が示された。
- ▶ 『規制改革実施計画』を踏まえた規制改革の更なる発展・深化について(案)では、「規制改革実施計画」(令和6年6月21日閣議決定)を踏まえ、「革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大」、「スタートアップの成長基盤の整備」、「良質な雇用の確保、高生産性産業への労働移動」について、利用者起点の規制改革を更に発展・深化させるべく議論を進めていく。また、既に改革が決定した事項について、その具体化・フォローアップを進めるとともに、可能なものについては前倒し・深掘りを検討する、としている。
- ▶ 今後、「公共」「スタートアップ・DX・GX」「働き方・人への投資」「健康・医療・介護」「地域産業活性化」の5つのワーキング・グループにおいて検討が進められる。

「規制改革実施計画」を踏まえた規制改革の更なる発展・深化について(案)

資料2

成長型経済の実現に向け、地域における人手不足等の経済社会の課題克服と、生産性の向上・競争力強化につながる投資拡大によって成長力を強化することが重要であるとの認識の下、規制改革推進会議では、「規制改革実施計画」(令和6年6月21日閣議決定)を踏まえ、「革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大」、「スタートアップの成長基盤の整備」、「良質な雇用の確保、高生産性産業への労働移動」について、利用者起点の規制改革を更に発展・深化させるべく議論を進めていく。

また、既に改革が決定した事項について、その具体化・フォローアップを進めるとともに、可能なものについては前倒し・深掘りを検討。

<検討事項(例)>

革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大

地域の社会課題の解決・人口減の克服 ～人口減少など地域が直面する課題を乗り越え、豊かな生活を実現する	国内投資の拡大、DX・GXの推進 ～社会課題解決と成長につながる投資拡大に向けた障壁を打破する
(交通) ○ライドシェアの全国展開※ (健康・医療) ○利用者起点の医薬品販売規制見直し(販売区分・販売方法、オバドーズ対策等)※ ○在宅医療における円滑な薬物治療の提供※ ○オンライン診療の更なる推進※ ○救急現場におけるタスク・シフト/シェア ○医師の宿直義務の緩和(宿直体制におけるICT技術の活用等) (保育) ○認可保育園における付加的サービス(英語、体操等)の円滑化 (農業等) ○所有者不明農地など土地の有効利用 ○フードテック(細胞性食品)の安全な事業化に向けた制度整備等	(DX) ○賃金のデジタル払いの拡大※ ○医療等データの利活用法制等の整備※ ○バーチャルオンリー株主総会の実現 (GX) ○水素の供給・利活用(圧縮水素タンク、水素ステーション等) (外国人材) ○子育て世代の外国人材の活躍(インターナショナルスクール(1条校)の9月入学の解禁) (公共) ○キャッシュレス社会の促進(印紙・証紙に係る見直し等) ○ローカルルール等の更なる見直し(地方公共団体の調達手続、コンビニ納付等) ○死亡・相続手続の負担軽減(後見人制度の利用促進、年金手続の見直し等)

スタートアップの成長基盤整備

起業家の負担軽減

○公証人制度及び定款認証制度の見直し※

資金・人材の獲得

○非上場株式の発行・流通の活性化※
○株式報酬の無償交付の対象者拡大※
○スタートアップの柔軟な働き方（労働時間規制等）

成長の加速

○株式を対価とするM&Aの手法の活用範囲拡大※
○ベンチャーキャピタルのガバナンス強化等によるスタートアップ育成力の強化

良質な雇用の確保、高生産性産業への労働移動

○競争禁止義務と副業・兼業の両立※
○フリーランス・ギグワーカーの保護、偽装請負の防止※

○労使双方が納得する雇用終了の在り方※
○年次有給休暇の時間単位取得における上限規制の見直し

※過年度決定事項の具体化、前倒し・深掘り事項を含む。

規制改革推進会議 公共ワーキング・グループ

◇第2回(2024.11.20)

- ▶ 11月20日、内閣府は、第2回規制改革推進会議 公共ワーキング・グループを開催し、法定後見制度の課題と対策について協議を行った。
- ▶ 一般社団法人 地域後見推進センターから法定後見制度の課題と対策について報告が行われた後、法務省、厚生労働省より現行の成年後見制度の概要および見直しに向けた検討状況について報告が行われ、協議が行われた。

規制改革推進会議 働き方・人への投資ワーキング・グループ

◇第2回(2024.11.21)

- ▶ 11月21日、内閣府は、第1回規制改革推進会議 働き方・人への投資ワーキング・グループを開催し、高卒就職システムの在り方について協議を行った。
- ▶ 今回は、厚生労働省、文部科学省、ハンディ株式会社、埼玉県教育局、株式会社ジンジブ、リクルートワークス株式会社から報告が行われた後、協議が行われた。

◇第1回(2024.9.25)

- ▶ 9月25日、内閣府は、第1回規制改革推進会議 働き方・人への投資ワーキング・グループを開催した。
- ▶ 今回は、時間単位の年次有給休暇制度の見直しについて協議が行われ、厚生労働省、佐川急便株式会社、全国社会保険労務士連合会からの報告が行われた後、協議が行われた。
- ▶ 厚生労働省からの報告では、働き方改革関連法の施行状況等に関する実態調査について、「労働時間制度等に関する実態調査」を一般統計調査として実施(9月20日～10月21日)し、令和6年度中に結果を公表する旨説明があった。

規制改革推進会議 健康・医療・介護ワーキング・グループ

◇第2回(2024.10.11)

- ▶ 10月11日、内閣府は第2回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループを開催した。
- ▶ 今回は、認可保育所における付加的サービスの円滑化について協議が行われ、保育の未来を創る会、こども家庭庁、委員からの報告が行われた後、協議が行われた。
- ▶ こども家庭庁からの報告では、付加的サービスに伴う保育料への上乗せ徴収について、「あらかじめ、当該徴収額の用途及び額や、保護者に金銭の支払いを求める理由を書面により明らかにすることや、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ること」が必要であるとしたうえで、自治体(横浜市・川崎市)における取り扱い例を紹介した。

3. 地方創生・地方分権等

<会議>

地方分権改革有識者会議

◇第 60 回(2024.11.14)

- ▶ 11 月 14 日、内閣府は地方分権改革有識者会議を開催し、令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針(案)について、協議を行った。
- ▶ 提案事項の福祉分野に関連する事項の対応方針案文は以下のとおり。

1	提案	保育施設の給付費に係る加算の整理・統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等(子ども・子育て支援法)
	提案団体	神戸市、福島県、大阪府
	概要	保育施設への施設型給付費(公定価格と利用者負担の差額)の支給について、 ①加算の種類整理・統合や申請手続の簡素化 ②広域利用(住所地市区町村外に存在する保育施設の利用)の場合の施設・自治体間での情報共有を可能とするプラットフォームの構築を求める
	対応方針案文(一部抜粋)	○プラットフォームの構築については、給付費の加算認定等に係る事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する機能を搭載した上で、令和7年度末までに試行運用を開始し、令和8年度から全国展開を進める。また、令和9年度までに広域利用に対応した機能を搭載する。
2	提案	障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し(児童福祉法)
	提案団体	鳥取県、滋賀県、大阪府、和歌山県、全国知事会、中国地方知事会、将来世代応援知事同盟
	概要	利用定員数が国が定める基準(10名)に満たない事業所に限り、「標準」又は「参酌すべき基準」への見直しを求める
	対応方針案文(一部抜粋)	○障害児通所支援事業所の従業者の人員基準は、地方公共団体や事業者の意見を聴いた上で、設置に係る要件を緩和する方向で検討し、令和7年度中に必要な措置を講ずる。 ○事業所ごとに置くべき従業者の員数等については、中山間地域等における実態把握及び地方公共団体や事業者の意見を踏まえ、その在り方について検討し、令和8年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
3	提案	児童の一時保護施設における職員の数及び夜間の職員体制について定めた基準の経過措置期間の延長(児童福祉法)
	提案団体	大阪市、京都府、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、指定都市市長会、関西広域連合
	概要	現行の2年間の経過措置を5年間に延長することを求める
	対応方針案文(一部抜粋)	○府令を改正し、一時保護施設の職員の確保につき、創意と工夫を行ってもなお、当該基準を満たすことが著しく困難であるなど一定の要件を満たした場合に、条例で施行の日から起算して最長5年に延長することを可能とした。[措置済み]

4	提案	地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和(児童福祉法)
	提案団体	大阪市
	概要	都市部を中心として連携施設の確保が困難であるため、複数の地域型保育事業者が合同で保育を行うなど、地域型保育事業者同士が連携する場合も要件を充たしたこととするよう求める
対応方針 案文 (一部抜粋)	<p>○令和6年度末までに以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携施設を確保しないことができる経過措置の期間については、令和12年3月31日まで延長する ・保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。 ・代替保育については、市町村長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とする。 	
5	提案	民生委員・児童委員の選任要件の見直し(民生委員法)
	提案団体	特別区長会
	概要	なりて不足解消のため、「在住者」に加えて「在勤者」も推薦可能とするよう見直すよう求める
対応方針 案文 (一部抜粋)	民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会の議論等を踏まえ検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
6	提案	中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し(介護保険法)
	提案団体	鳥取県、山形県、広島県、徳島県
	概要	<p>訪問介護事業所が不足する中山間地域において、通所介護事業所の職員が利用者の居宅を訪問しサービスを提供した場合においても、報酬算定を可能とするよう見直すよう求める</p> <p>※新型コロナウイルス対策として、厚生労働省事務連絡(令和2年2月24日)により、通所介護事業所の職員が居宅で生活している利用者を訪問しサービスを提供した場合においても、報酬算定が可能とする臨時的な措置がなされた。(令和6年3月末で当該臨時的取扱いは終了。)</p>
対応方針 案文 (一部抜粋)	<p>○離島等相当サービスについては、中山間地域等における活用を促進する方策を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>○既存資源等を活用した複合的な在宅サービスについては、地域の実情に応じた持続可能なサービスの在り方を検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	

4. 社会福祉法人等

<通知・公表>

社会福祉連携推進法人の設立状況(2024.9.30)

- ▶ 厚生労働省は、令和6年9月30日時点の社会福祉連携推進法人の設立状況を公表した。「社会福祉連携推進法人」制度は社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行うものとして令和4年4月1日より開始した。令和6年9月30日現在、認定があった社会福祉法人は22法人となっている。

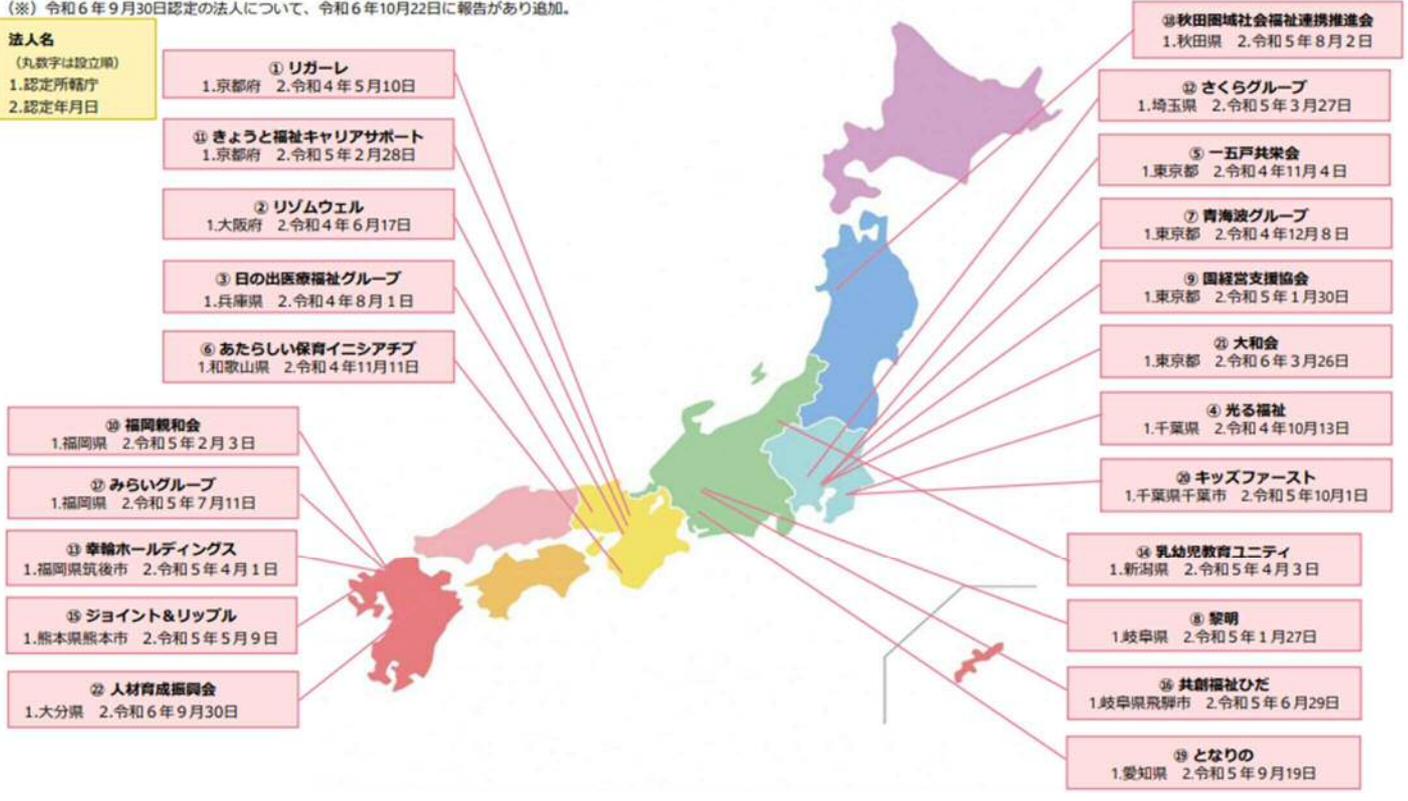
社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和6年9月30日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**22法人**(※)。

(※) 令和6年9月30日認定の法人について、令和6年10月22日に報告があり追加。

法人名

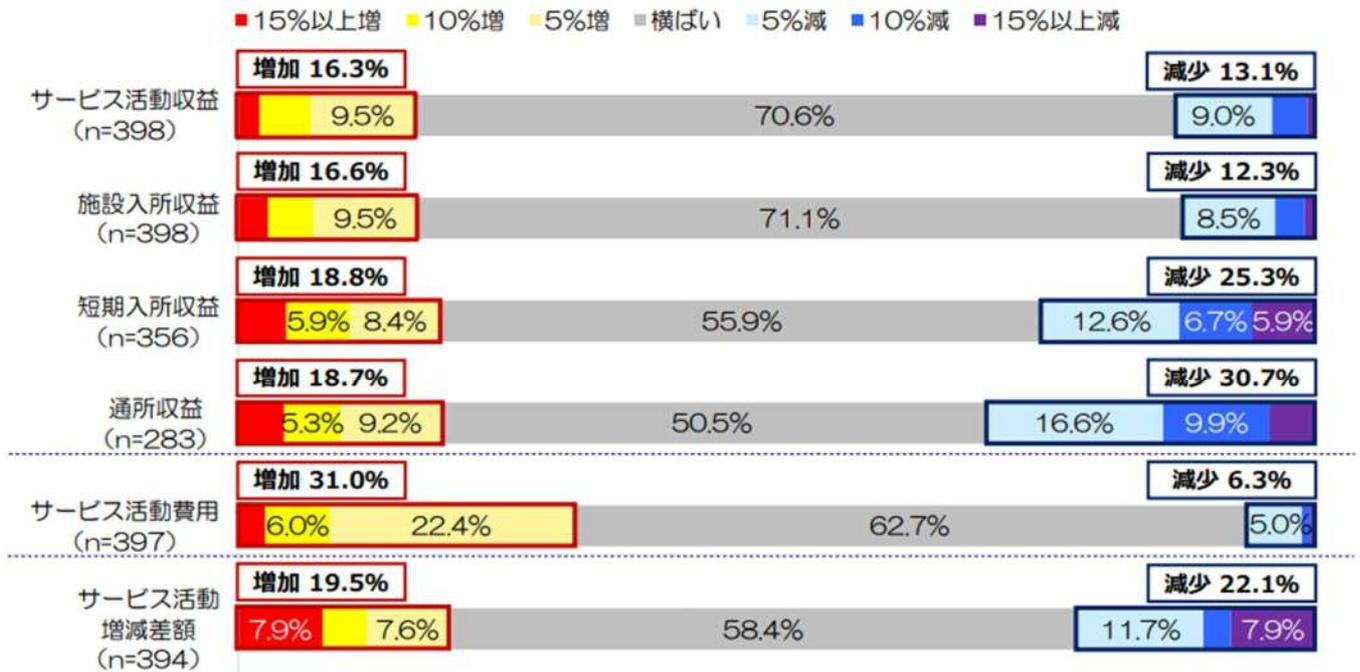
(丸数字は設立順)
1.認定所轄庁
2.認定年月日



社会福祉法人経営動向調査(WAM)(2024.10.4)

- ▶ 福祉医療機構(WAM)は、10月4日に2024年度上半期(4月~9月)の「社会福祉法人経営動向調査」の結果を発表した。
- ▶ 本調査は、社会福祉法人と特別養護老人ホームの現場の実感を調査し、運営実態を明らかにすることで、社会福祉法人の経営や社会福祉政策の適切な運営に寄与することを目的に実施されている。
- ▶ 特別養護老人ホーム(特養)の22.1%が「サービス活動増減差額」が昨年度同期よりも「減少する」と見込んでいる。
- ▶ また、サービス活動収益が減少見込みとなった主な理由については、84.6%が「利用者数の減少」であった。

5-1. 特別養護老人ホーム 2024年度上半期（2024年4月～9月）の実績見込み（前年度同期比）



注1) 数値は四捨五入のため内訳の合計が合わない場合がある。なお、5%未満は表記を省略（以下同様）
 注2) 「その他」の回答については、集計対象から除外した
 注3) 5%未満の増加または5%未満の減少と回答した施設を「横ばい」とした

2024年度上半期のサービス活動収益は、前年度（2023年度）同期比で増加見込みの施設が16.3%、減少見込みの施設が13.1%となった。また、サービス活動増減差額は、増加見込みの施設が19.5%、減少見込みの施設が22.1%となった

5. 高齢者

<会議>

社会保障審議会介護保険部会

◇第 115 回(2024.12.9)

- ▶ 12月9日、厚生労働省は第115回社会保障審議会介護保険部会(委員長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、「医療等情報の二次利用に係る現状と今後の対応方針」「要介護認定の認定審査期間」について協議が行われた。
- ▶ 要介護認定の認定審査期間については、令和6年規制改革実施計画において、要介護認定の迅速性等に関する情報について、全国、都道府県別、保険者別に毎年度厚生労働省HPにおいて公表することが閣議決定されたことをふまえ、「認定審査期間(認定申請日から二次判定日まで)等について、都道府県毎及び保険者毎の一覧表として厚生労働省HPにおいて公表することとする。」とされた。
- ▶ また、「令和6年度から、介護DBから前年度分のデータを用いて集計した値を公表し、状況の推移を踏まえ今後の対応について検討することとする。」とされた。
- ▶ また、令和6年規制改革実施計画において、要介護認定の調査及び審査の各段階について、各保険者が目指すべき目安となる期間を検討し、設定することが閣議決定されたことをふまえ、今後の対応として「認定審査期間が30日以内となるよう、目安となる期間を設定し、公表することとする。」と示され、協議が行われた。

◇第 114 回(2024.9.19)

- ▶ 9月19日、厚生労働省は第114回社会保障審議会介護保険部会(委員長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、介護情報基盤について協議が行われた。
- ▶ 今回は、前回の協議をふまえ、「介護情報基盤を整備することによる効果」「介護情報の共有にかかる介護事業所の通信方式」「介護情報基盤による介護情報の共有範囲」「介護事業所等への支援」について協議が行われた。

認知症施策推進基本計画 閣議決定(2024.12.3)

◇認知症施策推進基本計画(2024.12.3)

- ▶ 12月3日、政府は認知症施策推進基本計画を閣議決定した。
- ▶ 本計画は認知症施策推進関係者会議をふまえ取りまとめられたもので、認知症基本法に定める規定に基づき認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府として策定するもの。
- ▶ 計画期間は、令和6(2024)年12月から令和11(2029)年度までのおおむね5年間を対象としている。
- ▶ また、第1期計画期間中に達成すべき重点目標等を示し、重点目標の達成に向けて認知症施策の効果の評価するための関連指標を段階的に設けている。
 - ①「新しい認知症観」の理解
 - ②認知症の人の意見の尊重
 - ③認知症の人、家族等の地域での安心な暮らし
 - ④新たな知見や技術の活用

認知症施策推進基本計画（概要）

令和6年12月3日閣議決定

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文 / I 認知症施策推進基本計画について / II 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

III 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

IV 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

V 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

基本的施策（抄）

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業者に対する啓発・普及等

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
- 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）

6. 相談体制の整備等

- 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）

7. 研究等の推進等

- 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

8. 認知症の予防等

- 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

10. 多様な主体の連携

- かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

11. 地方公共団体に対する支援

- 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

12. 国際協力

- 外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度 国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	<ul style="list-style-type: none"> ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数 医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	<ul style="list-style-type: none"> 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数 	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数 	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数 	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数

- ▶ また、認知症に関する状況の変化を勘案し、及び認知症施策の効果に関する評価をふまえ、少なくとも5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するとされている。

認知症施策推進関係者会議

◇第6回(2024.9.2)

- ▶ 9月2日、内閣官房は第6回認知症施策推進関係者会議(会長:栗田主一社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センターセンター長)を開催した。
- ▶ 今回は、前回の協議をふまえ認知症施策推進基本計画(案)が示され、協議が行われた。
- ▶ 「新しい認知症観」を「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方」と定義した。
- ▶ 計画の期間は、2029年度までの概ね5年間。推進する施策として、12項目をあげている。
- ▶ 1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ▶ 2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ▶ 3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ▶ 4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ▶ 5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ▶ 6. 相談体制の整備等
- ▶ 7. 研究等の推進等
- ▶ 8. 認知症の予防等
- ▶ 9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- 10. 多様な主体の連携
- 11. 地方公共団体に対する支援
- 12. 国際協力

- ▶ 本施策の推進にあたっては、都道府県において本基本計画を基本としつつ実情に即した都道府県計画を策定するよう努めるものとする、とされ、また市町村においても基本計画および都道府県計画を基本としつつ実情に即した市町村計画を策定するよう努めるものとする、とされている。
- ▶ 今後、今回の協議内容をふまえ認知症施策推進本部を開催し、閣議決定される予定。

ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会

◇中間整理とりまとめ(2024.12.12)

- ▶ 12月12日、厚生労働省はケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会(座長:田中滋埼玉県立大学理事長)中間整理を取りまとめた。
- ▶ 法定研修の在り方については、「利用者への支援に充当する時間の増加につなげる観点から大幅な負担軽減を図るとともに、あわせてその在り方を検討」とされ、国レベルで一元的に作成する方策の検討や、オンライン受講の推進や分割受講など柔軟な受講が行えるようにする方策を検討とされた。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理概要①

- 複合的な課題を抱える高齢者の増加等により、ケアマネジャーの役割の重要性は増大する一方で、ケアマネジャーの従事者数は横ばい・減少傾向。
- **利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、業務の整理やICT等の活用により負担を軽減しつつ、なり手を確保していくことが喫緊の課題。**以下に沿って制度改正や報酬改定等に向けて引き続き検討。

1. ケアマネジャーの業務の在り方

～ケアマネジャーが専門性を生かし、個々の利用者に対するケアマネジメント業務に注力するための負担軽減等の環境整備～

- ケアマネジャーは、在宅の介護サービスの要。利用者寄り添い、尊厳の保持と自立支援を図る一連のプロセスを担う。かかりつけ医等医療を含む地域の関係者と顔の見える関係を構築し、利用者へ適切な支援を行うことが重要。いわゆるシャドウワークも含めケアマネジャーの業務が増加する中、ケアマネジャーが専門性を生かして利用者へのケアマネジメント業務に注力できる環境整備が必要。
- **利用者にとってより質の高いケアマネジメントを実現しつつ、ケアマネジャーの業務負担を軽減する観点から、居宅介護支援事業所は個々の利用者に対するケアマネジメントに重点、地域包括支援センターは社会資源への働きかけを含めた地域全体の支援に重点を置くことが適当。**この役割を中心に据えつつ、業務の在り方を考えていくことが重要。
- ▶ **居宅介護支援事業所におけるケアマネジャーが実施する業務については、以下の考え方に沿って、負担の軽減を図る。**
 - ・ 法定業務は、ケアマネジャーに求められる役割との関係から、事業所内での業務分担を検討することが必要。特に、利用者と直接関わる業務は、更なる質の向上を図るとともに、その位置づけを整理。
 - ・ **法定業務以外の業務については、ケアマネジャーの業務上の課題というだけでなく地域課題として地域全体で対応を協議すべき**ものであり、**基本的には市町村が主体となって関係者を含めて協議**し、利用者への切れ目ない支援ができる地域づくりを推進。
- ▶ 業務効率化の観点から、**ケアプランデータ連携システムの更なる普及促進やAIによるケアプラン作成支援**の推進。

業務の種類	主な事例
① 法定業務	・利用者からの相談対応、関係機関との連絡調整、ケアプラン作成
② 保険外サービスとして対応しうる業務	・郵便・宅配便等の発送・受取、書類作成・発送、代筆・代読、救急搬送時の同乗
③ 他機関につなぐべき業務	<ul style="list-style-type: none"> ・部屋の片付け・ゴミ出し、買い物などの家事支援 ・福祉サービスの利用や利用料支払いの手続き ・入院中・入所中の着替えや必需品の調達
④ 対応困難な業務	・医療同意

基本的には市町村が主体となり関係者を含めて地域課題として協議
 (相談体制の整備や地域の関係者からなる協議の場での検討、生活支援コーディネーターなど既存の仕組み、職能団体による事業化やインフォーマルな資源の活用等)

～主任ケアマネジャーの役割の明確化や位置付けの検討～

- **主任ケアマネジャー**は居宅介護支援事業所・地域包括支援センターいずれでも他のケアマネジャーへの指導・育成の役割を有する。
- ▶ 役割に応じた専門性を発揮するため、**制度的位置付けの明確化、研修の在り方、役割に応じた評価の在り方、柔軟な配置**等を検討。1

ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理概要②

2.人材確保・定着に向けた方策

～質の確保を前提とし、幅広い世代に対する人材確保・定着支援の取組の総合的な実施～

○ 現在のケアマネジャーの年齢構成等を踏まえると、10年以内には、ケアマネジャーの担い手は急激に減少していくことが見込まれ、幅広い世代に対する人材確保・定着支援に向けて、様々な取組を総合的に実施することが必要。

→現在働いている方々の就労継続支援

・他産業・同業他職種に見劣りしない処遇の確保や様式の見直しによる書類作成の負担軽減、カスタマーハラスメント対策等の働く環境の改善。
・シニア層が働き続けることができる環境の整備。

→新規入職の促進

・ケアマネジャーの受験要件(※)について、新たな資格の追加・実務経験年数の見直しを検討。
・若年層に重点を置きながら、魅力発信等の取組を促進。
(※)現在は、保健・医療・福祉の法定資格に基づく業務や一定の相談援助業務に従事した期間が、通算5年以上である者となっている。

→潜在ケアマネジャーの復職支援

・再研修を受けやすい環境や、柔軟な勤務体制の設定など、復帰しやすい環境の整備

3.法定研修の在り方

～ケアマネジャーの資質の確保・向上を図りつつ、受講者の負担軽減を図るための法定研修の見直し～

○ 利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、ケアマネジャーの資質の確保・向上が重要。一方で、受講者の経済的・時間的負担が大きいということが課題。このため、ケアマネジャーの資質の確保・向上を前提としつつ、可能な限り経済的・時間的負担の軽減を図ることが適当。その際、更新研修については、利用者への支援に充当する時間の増加につながる観点から大幅な負担軽減を図るとともに、あわせてその在り方を検討。

→ 研修の質の確保・費用負担の軽減の観点から、全国統一的な実施が望ましい科目について、国レベルで一元的に作成する方策の検討。

→ 都道府県は、研修の実施状況や受講者の満足度等の丁寧な把握に努めながら、地域の実情も踏まえつつ、真にケアマネジャーの資質の確保・向上につながる研修を実施。また、都道府県の研修向上委員会等について、在り方を検討。

→ 研修受講に当たっての負担を軽減するため、オンライン受講の推進や分割受講の仕組みなど、柔軟な受講が行えるようにする方策を検討するとともに、地域医療介護総合確保基金の活用や教育訓練給付制度等の制度について、引き続き周知。

4.ケアマネジメントの質の向上に向けた取組の促進

～ケアマネジメントの質の向上に向けた取組の総合的な実施～

○ ケアマネジメントの質の向上を図る観点からは、様々な取組を総合的に実施していくことが重要。

→ 適切なケアマネジメント手法の更なる普及、ケアマネジャーの自主的な気付きを促すためのケアプラン点検の適切な実施の促進。

→ 業務の在り方の整理を進めた上で、ケアマネジメントの質を評価するための手法等について、引き続き検討することが適当。

▶ 今後、社会保障審議会介護保険部会に報告のうえ、引き続き検討を進めることが適当であるとされた。

◇第5回(2024.11.7)

▶ 11月7日、厚生労働省は第5回ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会(座長:田中滋埼玉県立大学理事長)を開催した。

▶ 今回は、これまでの協議における主な意見が示されるとともに、中間整理素案が示され、協議が行われた。

▶ 素案では、ケアマネジャーが実施している業務は「法定業務」「保険外サービスとして対応しうる業務」「他機関につなぐべき業務」「対応困難な業務」等に分類されるとし、「業務の在り方について利用者や家族、関係職種や市町村の共通認識づくりに課題がある」と指摘している。そのうえで、「法定業務以外の業務については、基本的には市町村が主体となって関係者を含めて協議し、必要に応じて社会資源の創出を図るなど、利用者への支援が途切れることがないよう、地域の課題として対応すべき。」と整理している。

居宅介護支援事業所におけるケアマネジャーの業務について

業務の類型	主な事例	対応例
①法定業務	・利用者からの相談対応 ・関係機関との連絡調整 ・ケアプラン作成	—
②保険外サービスとして対応しうる業務	・郵便・宅配便等の発送、受取 ・書類作成・発送 ・代筆・代読 ・救急搬送時の同乗	・保険外サービスとしてケアマネジャーが対応、または他の地域資源につないで対応
③他機関につなぐべき業務	・部屋の片付け・ゴミ出し、買い物などの家事支援	自費サービス、NPO団体、ボランティア団体等
	・福祉サービスの利用や利用料支払いの手続き ・預貯金の引き出しや振込 ・財産管理	市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携(→日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用へとつなぐ)等
	・入院中・入所中の着替えや必需品の調達	・病院や施設等と打合せ、体制を整える(社会福祉協議会や知人の協力を仰ぐ) ・自費サービスやサポート事業者
	・徘徊時の捜索	・家族、友人・知人、近隣住民などに捜索への協力を仰ぎ、その後の対応は警察等へつなぐ ・行政、地域包括支援センター、民生委員等と連携(→見守りネットワークを構築) ・介護保険の徘徊感知器等や民間のGPS
④対応困難な業務	・死後事務	高齢者等終身サポート事業者 等
④対応困難な業務	・医療同意	—

- ▶ また、主任ケアマネジャーの役割について、「国は、制度的位置付けを明確化することを検討するとともに、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターのそれぞれでの役割に応じた評価の在り方についても検討することが適当か」と提示している。
- ▶ ケアマネジャーの新規入職の促進については、「相談支援や医療等の一定の資格を有することを前提に、その役割の適正性を考慮した上で、受験対象である国家資格の範囲の見直し等により合格者数を増加させる方策を検討することが適当か。」また、「現行の5年の実務経験年数について、法定研修等による質の担保を図りつつ、一定の要件を満たした場合に限り、当該年数を見直すことを検討することが適当か」と提示している。

◇第4回(2024.9.20)

- ▶ 9月20日、厚生労働省は第4回ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会(座長:田中滋埼玉県立大学理事長)を開催した。
- ▶ 今回は、これまでの議論を踏まえて更に議論すべき論点について協議が行われ、「ケアマネジャーの専門性を更に発揮するために必要な業務の在り方や取組」「幅広い世代に対するケアマネジャーの人材確保・定着に向けた取組」についてこれまでの意見をふまえた論点が示され、協議が行われた。
- ▶ 示された論点は以下のとおり。

＜ケアマネジャーの専門性を更に発揮するために必要な業務の在り方や取組に関する論点＞

- 居宅介護支援事業所と地域包括支援センターにおける(主任)ケアマネジャーの現在の業務や配置の状況、それを踏まえた今後あるべき役割分担・連携の在り方についてどのように考えるか。
- ケアマネジャーがその専門性を生かし、要介護者等の相談援助やケアプランの作成、関係者との連絡調整といった本来業務に注力し、要介護者に対する支援が適切に行われるようにするためには、業務の効率化を図りつつ、その役割や業務の在り方を整理する必要があるが、本来業務とそれ以外の業務について具体的にどのように考えるか。
- ケアマネジャーの「本来業務」について、ICT化による業務効率化を更に進めるための方策や事業所内での事務職員との役割分担等について、どのように考えるか。

○ケアマネジャーの「本来業務」以外の業務について、地域に資源がない場合についても確実に支援できる体制を確保する必要があるが、新たな地域資源の創出等についてどのような方策が考えられるか。また、その検討のために地域ケア会議等での積極的な議論を促すための方策についてどのように考えるか。

＜幅広い世代に対するケアマネジャーの人材確保・定着に向けた取組に関する論点＞

○ケアマネジャーの年齢構造を踏まえると、今後、多くの方が定年年齢に達することが見込まれることから、若年層やミドル層の担い手の確保が重要と考えられるが、どのような方策が考えられるか。

○特に、資格を有しているがケアマネジャーとして就業していない「潜在ケアマネジャー」の復職について、再研修の在り方も含めどのような方策が考えられるか。

○一方で、地域で長く活躍し続けていただくため、シニア層にあるケアマネジャーの働きやすい環境の整備についてどのような方策が考えられるか。

＜通知・公表＞

会計検査院 居宅介護支援における特定事業所集中減算の適用について(2024.10.9)

- ▶ 10月9日、会計検査院は居宅介護支援における特定事業所集中減算の適用について、厚生労働省における改善処置の結果を公表した。
- ▶ 在宅介護サービスの提供事業者が特定の事業者に偏った(80%を越えた)際に適用される介護報酬の減産が一部の自治体で正しく運用されておらず、厚生労働省に改善を求めている。
- ▶ 厚生労働省は、居宅介護支援における特定事業所集中減算の適用の可否の確認を適切に行うよう、6年8月に、市町村に対して事務連絡を発して、次のような処置を講じた。

○市町村から支援事業所に対して、特定事業所集中減算が適用されておらず介護給付費が過大に支払われていた事態についての誤りの原因等を周知して注意喚起を図るよう助言した。

○国保連合会が提供している一覧表を参照し、同一法人割合が80%を超えている支援事業所について、当該事業所から届出書が提出されていない場合は、当該事業所に集中割合が適正に計算されているかを確認するよう周知した。

6. 障害者

<会議>

障害者政策委員会

◇第 82 回(2024.12.11)

- ▶ 12月11日、厚生労働省は第82回障害者政策委員会(委員長:熊谷晋一郎東京大学先端科学技術研究センター教授)を開催した。
- ▶ 今回は、障害者権利条約の次期対日審査の予定について報告が行われた後、障害者基本計画(第5次)の実施状況について「8. 教育の振興」「10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興」「11. 国際社会での協力・連携の推進」の報告が行われ、協議された。

◇第 81 回(2024.10.29)

- ▶ 10月29日、厚生労働省は第81回障害者政策委員会(委員長:熊谷晋一郎東京大学先端科学技術研究センター教授)を開催した。
- ▶ 今回は、G7包摂と障害に関する担当大臣会合について報告が行われた後、障害者基本計画(第5次)の実施状況について前回に引き続き協議が行われた。
- ▶ 障害者基本計画(第5次)の実施状況については、「6. 保健・医療の推進」「7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進」「9. 雇用・就業、経済的自立の支援」について報告が行われた後、協議が行われた。

◇第 80 回(2024.10.8)

- ▶ 10月8日、厚生労働省は第80回障害者政策委員会(委員長:熊谷晋一郎東京大学先端科学技術研究センター教授)を開催した。
- ▶ 今回は、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部の設置についての報告および、障害者基本計画(第5次)の実施状況についての報告・協議が行われた。
- ▶ 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部の設置については、7月に閣議決定された本推進本部の設置について報告が行われた。
- ▶ 障害者基本計画(第5次)の実施状況については、第5次基本計画に基づく各分野の取り組み実施状況のうち、「1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」「2. 安全・安心な生活環境の整備」「3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」「4. 防災、防犯等の推進」「5. 行政等における配慮の充実」について報告が行われた後、協議が行われた。
- ▶ 本実施計画の実施状況については、今回を含む今後3回の委員会に置いて審議される予定。

社会保障審議会 障害者部会

◇第 143 回(2024.11.14)

- ▶ 11月14日、厚生労働省は第143回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催した。(第8回こども家庭審議会障害児支援部会と合同開催)
- ▶ 今回は、公費負担医療におけるオンライン資格確認の導入について協議が行われた。
- ▶ 本協議題は、本年12月2日から現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されたことをふまえ、公費負担医療の分野においても、オンライン資格確認を導入することについて協議された。
- ▶ また、就労継続支援A型事業所の解雇者数について報告があり、令和6年3月から7月までにハローワークが解雇届により把握したが就労継続支援A型事業所利用者であった障害者の解雇者数4,279名について8月末時点での再就職等の状況について下記のとおり報告された。

就労継続支援 A 型事業所の解雇者数について

- 令和6年3月から7月までにハローワークが解雇届により把握した障害者の解雇者数は4,884人であり、このうち4,279人が就労継続支援A型事業所(※1)の利用者であった。
- また、当該事業所の解雇者のうち、令和6年8月末時点で再就職が決定した者は936人、就労継続支援B型事業所への移行(予定)者は2,073人であり、これらが全体の7割程度を占めている(※2)。

(令和6年3月～7月の解雇者数(速報値))

(人)

	3月	4月	5月	6月	7月	合計
全数	823	1,013	1,350	872	826	4,884
うち、A型事業所(※1)	698	887	1,241	766	687	4,279

(令和6年3月～7月の解雇者の再就職状況等)(※2)

(人)

解雇者数	再就職決定者数		B型事業所への移行(予定)者数	求職中の人数		その他(※3)
	うち、A型事業所への就職			うち、ハローワークで再就職支援中		
4,279	936	696	2,073	949	932	321

- ▶ また、株式会社恵の運営する障害者グループホーム等の一括承継について、株式会社ビオネストと基本合意書を締結した旨報告があった。

◇第142回(2024.10.22)

- ▶ 10月22日、厚生労働省は第142回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回は、障害福祉サービスデータベースにおける第三者提供について協議が行われた。
- ▶ 第三者提供については、障害者総合支援法の規定に基づき、社会保障審議会又は子ども家庭審議会の意見を聴かなければならないとされていることをふまえ、社会保障審議会障害者部会及び子ども家庭審議会障害児支援部会の下に、「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会」が設置され、9月18日に第1回の専門委員会が開催されたことの報告があった。
- ▶ 今後、専門委員会において障害福祉データベースガイドライン(案)をとりまとめ、障害者部会及び障害児支援部会で議論のうえ、ガイドラインを策定する予定としている。

(参考) 第三者提供・連結解析に関するスケジュール(案)



※ 改正法において、第三者提供に関する規定の施行日は公布日(令和4年12月16日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

7. 子ども・家庭福祉

<会議>

子ども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会

◇第3回(2024.10.30)

- ▶ 10月30日、子ども家庭庁は子ども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会(座長:秋田喜代美学習院大学文学部教授東京大学名誉教授)を開催した。
- ▶ 今回は、令和7年度の利用可能時間、人員配置・設備運営基準、補助単価の設定等について方向性(案)が示され、協議が行われた。

【令和7年度の利用可能時間について】

- 子ども誰でも通園制度を法律上の制度とするにあたり、全国の自治体において対象となる全ての子どもが等しく利用できる制度とする観点から、全国的な提供体制の確保状況に大きな変更がないことや、保育人材の確保が課題となっている現状を踏まえ、引き続き、「月10時間」を補助基準上の上限としてはどうか。ただし、各市町村において、それぞれの実情に応じて、補助の対象となる「月10時間」を超えて、子ども誰でも通園制度を実施することは妨げないこととする。
- その上で、令和8年度の給付化に向け、令和7年度における事業の実施状況や、全国的な提供体制の確保の進捗状況等も踏まえ、利用可能時間の在り方について検討することとしてはどうか。

【人員配置・設備運営基準等について】

<対象施設>

- 多様な主体の参画を認める観点から対象施設は限定をせず、適切に事業を実施できる施設であれば認めることとしてはどうか。
 - *試行的事業における実施場所は「保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等」としており、対象施設を限定してはいない。
- その上で、子どもにとって安全・安心な制度となるよう、認可基準については適切に設定し、当該基準を満たしているものに限り実施を可能としてはどうか。

<対象となる子ども(年齢)>

- 令和7年度からの子ども誰でも通園制度の制度化にあたっては、0歳6か月までの期間については伴走型相談支援事業等が実施されていることや、安全配慮上の懸念を踏まえ、対象となる子どもの年齢については、0歳6か月～満3歳未満としてはどうか。

<認可手続>

- 市町村における施設の認可手続については、家庭的保育事業等における認可手続と同様に、設備運営基準への適合状況等に照らし、実施可能かどうか丁寧に確認の上、認可を行うこととしてはどうか。
- その上で、市町村の事務負担を鑑み、法令に反しない範囲で手続を簡素化できる方策として市町村において参考としていただける内容を事務連絡においてお示ししてはどうか。

<利用方式>

- 子ども・保護者ともにニーズは様々であること等を踏まえ、自治体や事業者において実施方式を選択したり、組み合わせたりして実施することを可能とし、利用方式については、法令上規定しないこととしてはどうか。
- その上で、子ども誰でも通園制度の利用については、地域や施設、利用者の状況によりさまざまな在り方が考えられるため、状況に応じた利用する際の留意点を手引において示すこととしてはどうか。

<実施方法>

- 試行的事業に引き続き、実施方法として、一般型、余裕活用型を法令上位置づけてはどうか。
- その上で、こども誰でも通園制度は、「通園」を基本とする制度であるが、保育所等で過ごすことや、外出することが難しい状態にあるこども(医療的ケア児や障害児を想定)に対応するために、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認めることとしてはどうか。

<人員配置基準>

- こども誰でも通園制度の制度化に当たっては、「こどもの安全」が確保されることを前提とした上で、試行的事業の実施状況も踏まえ、一時預かり事業と同様の人員配置基準としてはどうか。
- その上で、通常の保育や一時預かり事業との相違があることを踏まえ、令和8年度の本格実施に向けて、従事者に対する必要な研修の内容や実施方法の検討を進めてはどうか。

<設備の基準>

- 試行的事業を実施する事業所類型が多様であることや、試行的事業から制度化に当たって円滑に移行していく必要性を踏まえ、試行的事業に引き続き、一時預かり事業と同様の設備基準を定めることとしてはどうか。

【安定的な運営の確保:こども誰でも通園制度の補助単価の設定等について】

- 令和7年度の制度化にあたっては、必要な保育人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう設定する方向で検討する。また、こどもの年齢ごとに関わり方に特徴や留意点があることを踏まえ、利用するこどもの年齢に応じた1時間当たりの補助単価を設定することとしてはどうか。
 - その上で、医療的ケア児(2,400円)・障害児(400円)・要支援家庭のこども(400円)の受入れに係る加算措置については、引き続き実施してはどうか。
 - なお、キャンセル料については、試行的事業と同様の取扱いとしてはどうか。
- ▶また、こども誰でも通園制度の実施にあたって実施事業者はもとより従事する保育者や自治体の担当者が、この制度の趣旨目的を理解し、年齢ごとの関わり方の留意点や利用方法など、適切に事業を実施する上で参考となる事項について、手引きを作成するとし、構成案が示され、協議が行われた。
 - ▶また、こども誰でも通園制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るためのシステム構築についてイメージが示され、協議が行われた。

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会

◇第7回(2024.10.17)

- ▶10月17日、こども家庭庁は第7回子ども・子育て支援等分科会(分科会長:秋田喜代美学習院大学文学部教授)を開催し、子ども・子育て支援をめぐる課題等について報告および協議が行われた。
- ▶会議では、子ども・子育て支援等関係の概算要求について報告が行われた後、「新子育て安心プラン」後の保育提供体制について基本的な考え方(案)及び方向性と取り組み例が示された。
- ▶基本的な考え方(案)では、「①人口減少地域での保育機能の確保にも対応しながら、地域のニーズに対応した質の高い教育・保育の確保・充実を進めるとともに、②全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組を推進していくことが必要。あわせて、足下で保育人材の確保が課題となるとともに、今後労働力人口が減少していく中、持続可能な制度としていく上では、③保育人材の確保とテクノロジーの活用等による業務改善の取組を進めていくことが必要。」と示された。
- ▶また、方向性と取組例として、下記のとおり示された。

「新子育て安心プラン」後の保育提供体制について (方向性と取組例)

1. 地域のニーズに対応した質の高い教育・保育の確保・充実

- (例) ○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策（計画的な施設整備や人材確保等）
○人口減少地域における保育機能の確保・強化（多機能化や統廃合にかかる取組等）
○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）
○保育の質の向上、安全安心の確保（質の確保・向上の体制整備、虐待等の防止・対応の強化等）

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

- (例) ○こども誰でも通園制度の推進（制度の創設と実施体制の整備、円滑な運用や利用の促進等）
○多様なニーズに対応した保育の充実（障害児、医療的ケア児等の受入体制の充実等）
○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進（相談支援、関係機関と連携した取組等）

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

- (例) ○保育士等の処遇改善（民間給与動向等を踏まえた改善、処遇改善等加算等）
○働きやすい職場環境づくり（保育補助者等の活用、保育士・事業者へのサポート充実等）
○新規資格取得と就労の促進（新規資格取得支援、就業継続支援の充実等）
○離職者の再就職・職場復帰の促進等（保育士・保育所支援センターの機能強化等）
○保育DXの推進による業務改善（保育所等におけるICT化等の推進、給付・監査業務や保活の基盤整備等）

▶ また、令和6年度人事院勧告への対応について、下記のとおり示された。

【月例給・特別給(ボーナス)】

○従来、給与法の改正後に、国家公務員給与の改定に準じて公定価格の引き上げを行っており、具体的には今後検討していく。

【地域区分】

○人事院による地域手当の見直し内容については、まずは、その影響を精査した上で、他の社会保障分野の動向なども注視しながら、今後の対応について検討していく。

▶ また、保育所等における継続的な経営情報の見える化について、下記のとおり示された。

<経緯>

- 令和4年12月の公的価格評価検討委員会において、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において順次進めていく必要がある。」などの基本的な考え方が示された。
- 令和5年1月より、子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議を開催し、令和5年8月28日に報告書を取りまとめ。
- 医療・介護分野においては、施設・事業所等の経営情報に係る届出の義務化、国による集計・分析のためのデータベース整備、届出義務が履行されない場合の対応等の規定について整備し、**第211回通常国会で改正法が成立**。（医療分野：医療法・令和5年8月1日施行、介護分野：介護保険法・令和6年4月1日施行）

<現行制度>

- 子ども・子育て支援法第58条第1項に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園等の設置者（以下、「特定教育・保育提供者」という。）に、**教育・保育情報を都道府県知事に報告**することを求めている。
 - ・運営する法人に関する事項 ・施設等に関する事項
 - ・従業者に関する事項 ・教育・保育等の内容に関する事項
 - ・利用料等に関する事項 ・その他都道府県知事が必要と認める事項 等
- 同条第2項に基づき、都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された**教育・保育情報を公表**することを求めている。
- 子ども・子育て支援情報公表システム「**ここdeサーチ**」を整備して、**利用者の施設等の選択に資する情報をインターネット上で検索・閲覧できる環境を構築**してきたところ。

<継続的な見える化の意義>

- **更なる処遇改善等を進める上で、費用の使途の見える化を進めることが重要**である。
- 保護者が適切かつ円滑に教育・保育等を子どもに受けさせる機会を確保するためには、**施設・事業所ごとの職員の処遇等に関する情報が公表されることが重要**である。

<制度改正のイメージ>

- 特定教育・保育提供者に、**教育・保育施設の経営情報**を**都道府県知事に報告**することを求める。
 - ・施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象とする。
 - ・毎事業年度の経営情報（収支計算書、職員給与の状況等）について報告を求める。
- 都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された**経営情報を公表**することを求める。
 - ・職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要な情報を個別施設・事業者単位で公表。（モデル賃金や人件費比率等を想定。）
 - ※個別の施設・事業者単位での収支計算書等の公表は行わない。
 - ・経営情報の集計・分析とその結果の公表に努める。（施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などに応じて集計した、人件費や人件費比率の平均値や分布状況等を想定。）
- 2024年通常国会（第213回国会）に上記制度改正に必要な法案を提出し、成立したところ。（子ども・子育て支援法・令和7年4月1日施行）
- 「ここdeサーチ」において、施設・事業者からの報告、都道府県における確認・公表等の事務が簡便かつ効率的に実施できるよう、システム改修を実施。

施行期日・報告期限等

*本資料は「専門家会議報告書」に基づき記載。今後、こども家庭庁において、この内容を踏まえて報告様式、公表様式及びマニュアル等を策定予定。

- 新たな制度の施行期日は令和7年4月1日。令和6年4月1日以降に始まる事業年度について報告対象とする。
- 経営情報等の報告期限は事業年度終了後5月以内。事業年度が令和6年4月1日～令和7年3月末日の場合、同年8月末日までに報告。
- **ここdeサーチを経営情報等の収集・公表に活用**。施設・事業者は報告内容を入力、自治体は報告内容を確認、ここdeサーチ画面で公表。

報告する経営情報等

情報項目	①人員配置 基準上の配置と実際の配置、職員の属性情報等	②職員給与 賃金水準、処遇改善状況、職員の属性情報等	③収支の状況 収入・支出の科目別の金額、人件費関連科目の内訳等
報告内容	給付・監査等で通常把握されている情報	処遇改善等加算の実績報告書を活用	各法人の会計基準に従って作成する決算書類の様式を活用

※施設・事業者の基本情報（施設類型、法人形態、地域、規模等の属性情報）については既に登録済みのため、都道府県・事業者は更新の有無を確認する必要がある。
 ※人的資本に関する事項（休職率・欠勤状況、ICT導入状況、研修制度、人材育成の取組等）について任意に記載することができるようにする。

グルーピングした集計・分析結果の公表

- 幼児教育・保育の全体像を俯瞰し、**公定価格の改善をはじめとする政策検討に活用**。
- 施設類型、法人形態、地域、規模等の属性に応じて**グルーピングして集計・分析**することで、**公平・公正な比較・検証を実施**。
- 平均値・中央値に加えて**分散・相関関係・時系列推移等の状況も明らか**にする。

（公表が想定される主な事項）

- ✓ 職員1人当たりの平均給与/年
- ✓ 給与総額に占める職種間の配分割合
- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率
- ✓ 配置人員の構成比（職種別、属性別等）
- ✓ 総収入に占める主要な支出区分の割合（人件費、収支差額等）

個別の施設・事業者単位での公表

- 個別の施設・事業者単位での情報公表の充実を通じて、**保護者による施設・事業者の選択や、保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討等を支援**していく。
- **施設・事業者や従事者の権利利益を保護しつつ、幼児教育・保育の質の向上や保育士等の勤務環境の改善等の前向きな取組が適正に情報利用者に伝わることを目指す**。

①モデル給与

- ✓ 保育士等の幼児教育・保育に直接従事する常勤職員は必須記載（経験年数、役職等も明示）。その他職員は任意記載。
- ✓ 基本給、手当、賞与等や月収と年収の目安を明示。
- ✓ 給与決定方法、賞与支給基準、時間外手当・退職手当の取扱、福利厚生、その他職員の処遇に関する事項は任意記載。

②人件費比率

- ✓ 総収入に占める人件費の割合を明示。
※該当するグルーピングにおける平均値等を参考情報として併記。
- ✓ 「狭義の人件費」については必須記載。
※会計基準上の人件費、派遣職員経費、法定福利費の合計。
- ✓ 「広義の人件費」については任意記載。
※「狭義の人件費」の他、福利厚生費、研修経費、職員採用経費、その他「広義の人件費」と判断するものの合計。

③職員配置状況

- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率を明示。
※職員配置に係る加算措置や地方単独給付の有無等を付記。

こども家庭庁 対象施設について

- ▶ 子ども・子育て支援法に基づく、施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象とする。
- ▶ このほか、施設型給付を受けない幼稚園については個別施設・事業者単位で公表される項目に限り、任意で報告を行えるようにする。

見える化の対象となる施設

- ▶ 報告された経営情報等※は、施設類型、法人形態、地域、規模等の属性に応じてグルーピングして集計・分析した結果を公表。
- ▶ あわせて、モデル給与等を個別の施設・事業者単位で公表。

施設型給付を受ける施設



地域型保育給付を受ける施設

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

※公立施設等については、その性格を踏まえ、収入・支出の状況、職員給与の状況等についての報告は求めないこととするが、「個別の施設・事業者単位での公表」を行う上で必要な情報の報告を求めることとする。

見える化の対象とはならない施設

- ▶ 基本的に、経営情報等の報告は不要。
- ▶ 「ここdeサーチ」に登録可能な施設・事業者※については、個別公表される項目（モデル給与等）に限り、任意で報告を可能とする。

施設等利用給付を受ける施設

施設型給付を受けない幼稚園	認可外保育施設
認定こども園 (国立・公立大学法人立)	特別支援学校
預かり保育事業	一時預かり事業
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	病児保育事業

※国民や関係者に対する情報公表の充実を図る観点からは、「ここdeサーチ」に登録可能な施設・事業者（施設型給付を受けない幼稚園）も含めて、積極的な情報公表が行われることが有意義であり、継続的な見える化における情報公表の仕組みの運用に当たっては、これらの施設・事業者の個々の判断に基づく情報公表を行えるようにすることとする。

こども家庭審議会 基本政策部会

◇第 14 回(2024.10.30)

- ▶ 10月30日、こども家庭庁は第14回こども家庭審議会 基本政策部会(部会長:秋田喜代美学習院 大学文学部教授)を開催し、「こども施策におけるPDCAの回し方」「こどもの視点からの災害対応」について報告・協議を行った。
- ▶ こども施策におけるPDCAの回し方については、「こどもまんなか実行計画 2025 策定におけるEBPMについて(案)」が示され、協議が行われた。

こども家庭庁において、こども施策についてEBPMシートを作成する。
こども家庭審議会において、EBPMシートを活用しながら、こども施策の実施状況の検証・評価を行い、次年度のこどもまんなか実行計画策定に繋げる。

【EBPMシートの作成（こども家庭庁）】

- ・EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の観点から、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しに繋げる。
- ・令和6年度では、こども家庭庁内の事業について、外部有識者に講評をいただきつつ、EBPMシートを作成。



【各分科会・部会で議論】

各分科会・部会において、所掌事務について、こどもまんなか実行計画2025策定に向けての議論と一体的に、EBPMシートを活用した検証・評価を行う。

【基本政策部会で審議】

各分科会・部会の意見、こども・若者からの意見を基に、全体をとおしての議論を行う。

基本政策部会において、こども家庭審議会としての
こどもまんなか実行計画2025への意見を取りまとめ、政府に提言

- ▶ こどもの視点からの災害対応については、被災地したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施概要についての報告や、令和6年度調査研究事業の災害時におけるこどもの居場所づくり調査研究について説明が行われた後、協議が行われた。

こども家庭審議会基本政策部会 こども・若者参画及び意見反映専門委員会

◇第9回(2024.11.20)

- ▶ 11月20日、こども家庭庁は、第9回こども家庭審議会基本政策部会 こども・若者参画及び意見反映専門委員会を開催し、審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用、若者が主体となって活動する団体に関する調査研究について協議を行った。
- ▶ 審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用については、こども大綱等を踏まえた審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用に関する調査結果が示され、調査結果をふまえ「審議会・懇談会等への参画は、委員等への任命のみならず、ヒアリングなど様々な手法が想定されるが、いずれの手法でも、意見を言いやすいように、「環境整備」が必要であるため、環境整備に必要な事項についての検討を専門委員会で行っていただきたい。」「環境整備に関して、今年度議論いただいた結果については、こども家庭庁から各府省庁に改めて周知することとしたい」とされた。
- ▶ 若者が主体となって活動する団体に関する調査研究については、国内調査および海外調査の進捗状況について報告が行われた。

◇こども・若者ヒアリング(2024.10.8,10.13)

- ▶ 10月8日と13日に、こども家庭庁は、第8回こども家庭審議会基本政策部会 こども・若者参画及び意見反映専門委員会におけるこども・若者ヒアリングを行った。
- ▶ 今回のヒアリングは、国の審議会や懇談会等において、どのような環境であればこども・若者が活躍できるか検討するために開催した。

◇第8回(2024.8.19)

- ▶ 8月19日、こども家庭庁は、第8回こども家庭審議会基本政策部会 こども・若者参画及び意見反映専門委員会を開催し、審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用について協議を行った。
- ▶ 協議では、こども大綱等を踏まえた審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用に関する調査結果の報告が行われ、本調査を踏まえたこども・若者委員の登用に向けた今後の取組について、下記のとおり示された。
 - 本調査結果については、各府省庁に通知し、現状を共有するとともに、ヒアリング実績や工夫の方法を参考にしながら、こども・若者委員の登用や意見聴取の取組について検討を進めていただくこととする
 - 調査結果を踏まえると、審議会・懇談会等への参画は、委員等への任命のみならず、ヒアリングなど様々な手法が想定されるが、いずれの手法でも、意見を言いやすいように、「環境整備」が必要であるため、環境整備に必要な事項についての検討を専門委員会で行っていただきたい。
 - 環境整備に関して、今年度議論いただいた結果については、こども家庭庁から各府省庁に改めて周知することとしたい。

こども家庭審議会 こどもの居場所部会

◇第15回(2024.9.17)

- ▶ 9月17日、こども家庭庁は、第15回こども家庭審議会基本政策部会 こどもの居場所部会を開催し、「令和6年度のこどもの居場所部会」「こどもの居場所づくりに関する指針解説書」について報告・協議を行った。
- ▶ 令和6年度のこどもの居場所部会については、下記の内容が示された。
 - こどもの居場所づくりに関する施策の展開について
 - ・こどもの居場所づくりに関する指針の関連領域の検討と、各領域へのアプローチ
 - ・こどもの居場所づくりに関する指針のプロモーション
 - 第1期こどもの居場所部会(R5～R6年度)のとりまとめ(第2期(R7～R8年度)の位置づけ)
 - ・令和5年度の議論の振り返り
 - ・第2期に議論するべきと考える内容について
 - ・居場所づくり指針の見直しまでの流れ
 - 令和5年度の議論で指摘された課題
 - ・こどもの居場所づくりに関する指針のプロモーションの進め方
 - ・こどもの居場所づくりの今後のあり方の整理
 - ・こどもの居場所づくりコーディネーターの役割
 - ・モデル事業の成果と課題
 - ・調査研究事業の進捗
 - ・居場所に関わる施策の情報のデータベース化
- ▶ こどもの居場所づくりに関する指針解説書については、基本的な位置づけ及び作成目的に関わる論点が示され、協議が行われた。

1 解説書作成の目的

- 指針の内容を、現実の実践に落とし込み、こども・若者の生活に反映させていくこと
- 指針の次回改訂時に必要な資料となること

2 想定される主たる読み手

- こどもの居場所づくりの実践者（結果としての居場所の関係者を含む）
- 地方自治体の担当職員

3 解説書に記載する主な内容

- 指針本文の文章に難解な部分があるため、わかりやすい表現にする
- 部会における作成過程でどのような議論があったか、論点等を示す
- 指針で使用されている語句等について解説する
- 政策等の動きのエビデンスを示す
- 先進事例等、実践を進めるにあたって有効な情報を提供する

5 こどもの居場所づくり指針の対象となるこども・若者像について

- 昨年度の部会において、指針の対象となるこども・若者像について、年齢層や課題への対応等の観点から複数の論点が指摘されていたと認識している。
- 年齢については、一部の年齢に限らず、全てのこども・若者が居場所を見つけることができる環境の整備が必要とされていると考える。

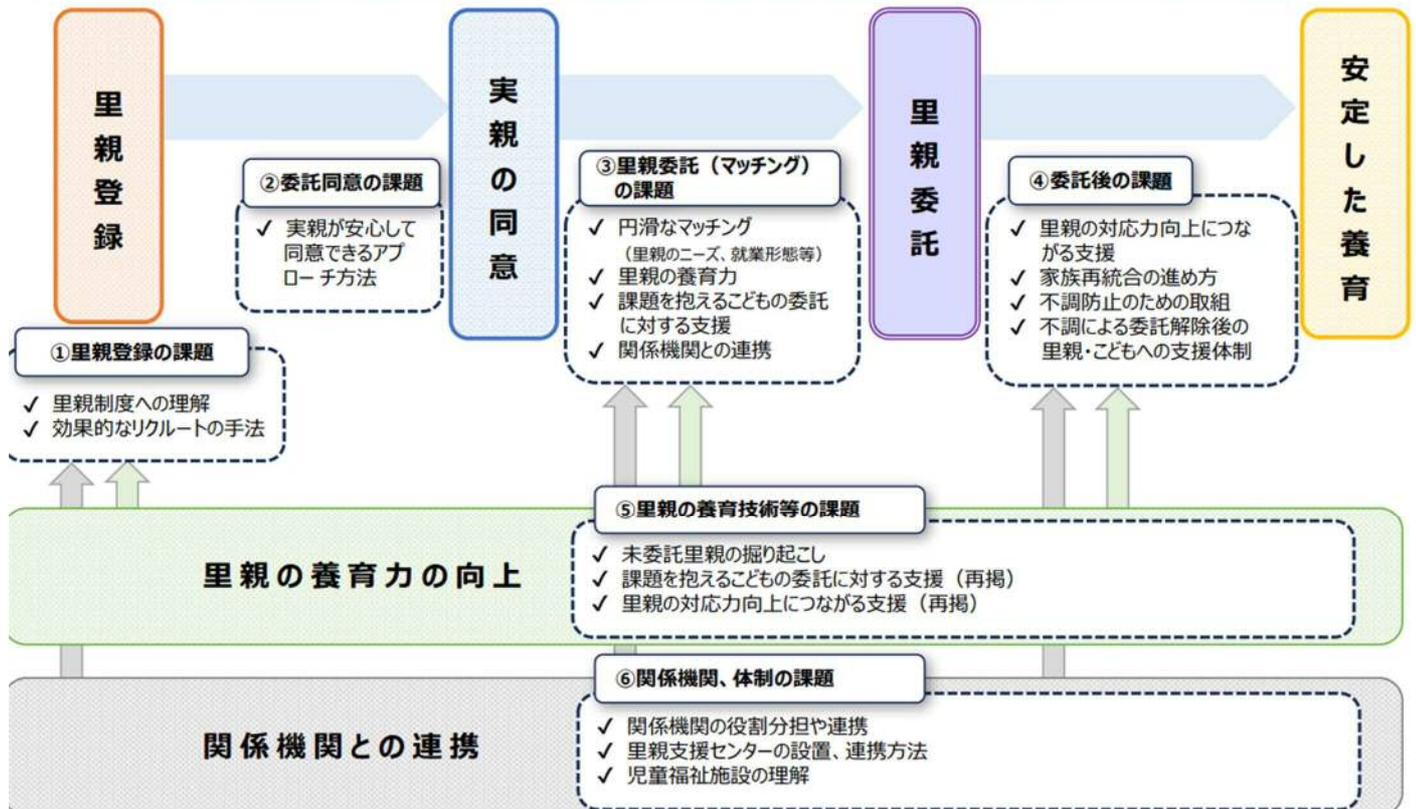
6 こどもの居場所づくり指針を現場に浸透させる方法について

- 指針ができたことが、予想以上に浸透していないという指摘をいただいている。
- 広報啓発資料と連携しながら、必要なときに見ることができるようにしていく。誰に、どのように届けていくか必要があるかは検討課題。
- 指針に則り取組を進めるにあたり、居場所づくりコーディネーターの役割を明示する必要があることも指摘されている。

こども家庭審議会 社会的養育・家庭支援部会

◇第5回(2024.9.19)

- ▶ 9月19日、こども家庭庁は、第5回こども家庭審議会 社会的養育・家庭支援部会を開催し、改正児童福祉法の施行状況(里親支援センター、児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業、妊産婦等生活援助事業等)、里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議について報告・協議が行われた。
- ▶ 自治体間ネットワーク会議については、さらなる里親等委託の推進に資する事例の横展開や課題の共有・改善策の検討等を行うことを目的に、来年3月までに計4回開催するとし、自治体のヒアリングシートから見えた里親等委託の更なる推進のための課題整理として下記が示された。



▶ 全乳協副会長横川委員からは、下記資料が示され、報告・説明が行われた。

令和5年度全国乳児院充足調査の集計

- ① 新規措置入所児童数 1502人(前年度比+59人)
- ② 児童相談所からの一時保護委託数 3454人(前年度比+601人)
- ③ 里親宅からのレスパイトケア 509人(前年度比+184人)
- ④ 市区町村からのショートステイ・トワイライトステイ 6762人(+1313人)

全国147か所ある乳児院の受け入れ状況をみると、児童相談所からの一時保護委託児童の受け入れと市区町村からのショートステイの受け入れ人数がかなり増加しています。

このため、全国の乳児院が一時保護委託受け入れやショートステイ・トワイライトステイの受け入れを常時受け入れられる職員体制の充実がとても重要です。

また、全国の虐待死の0歳児の割合が例年非常に高い状況を考えて、「予防的支援機能」としての妊産婦等生活援助事業が全国の乳児院で取り組めるように、各都道府県に対し、強く働きかけを行っていただき、0歳児の虐待死がゼロになるように取り組みを強化していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

子ども家庭審議会 基本政策部会 社会的養育・家庭支援部会 児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会

◇第2回(2024.11.28)

- ▶ 11月28日、子ども家庭庁は、第2回子ども家庭審議会 基本政策部会 社会的養育・家庭支援部会 児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会を開催し、プレ調査および全国調査の実施について協議が行われた。
- ▶ 令和6年度及び令和7年度においては、児童買春、児童ポルノ被害児童の保護施策の実施状況に関する調査研究(令和元年度報告)における「児童自立支援施設を対象とした性被害等のある子どもへの

対応状況調査」の結果を踏まえ、引き続き、実態の把握や分析を行うことを目的として、児童自立支援施設を対象とする調査研究を実施することとされている。

▶ 具体的には、以下の3点を主な調査項目とし、「児童自立支援施設において性被害等のあるこどもに対する支援を行う上で必要となることは何か」「支援を行うに当たり、施設が必要とするバックアップはどのようなものか」等を把握することを目的とした調査研究を行う。

- ① 児童自立支援施設における性被害等を受けたこどもに対する支援方法の現状及びその課題
- ② バックアップ(ガイドライン、研修及び他施設における取組事例の共有等)の具体的なニーズの把握
- ③ 日常的な心理的ケア等のニーズの把握及び対応上の課題

▶ プレ調査は令和7年1月～2月に実施され、その後全国調査が令和7年6月～8月に実施される予定。その後分析をふまえ令和7年12月中旬を目途に報告書を取りまとめるとされている。

こども家庭審議会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

◇第120回(2024.11.25)

▶ 11月25日、こども家庭庁は、第120回こども家庭審議会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を開催し、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第21次報告」について協議が行われた(資料非公開)。

◇第119回(2024.10.29)

▶ 10月29日、こども家庭庁は、第119回こども家庭審議会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を開催し、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第21次報告」について協議が行われた(資料非公開)。

こども家庭審議会 障害児支援部会

◇第8回(2024.11.14)

▶ 11月14日、こども家庭庁は、第8回こども家庭審議会 障害児支援部会を開催し、公費負担医療におけるオンライン資格確認の導入について協議を行った。(第143回社会保障審議会障害者部会と合同開催)

▶ 今回は、公費負担医療におけるオンライン資格確認の導入について協議が行われた。

▶ 本協議題は、本年12月2日から現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されたことをふまえ、公費負担医療の分野においても、オンライン資格確認を導入することについて協議された。

◇第7回(2024.10.22)

▶ 10月22日、こども家庭庁は、第7回こども家庭審議会 障害児支援部会を開催し、障害福祉サービスデータベースにおける第三者提供について協議を行った。

▶ 協議では、「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会」の開催について報告が行われた後、障害福祉サービスデータベースにおける仮名化情報の第三者提供について協議説明が行われた。

▶ また、同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正について、下記のとおり対応案が示された。

同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正について

対応（案）

- 同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう要件を改正する（通知改正）。

（改正内容）

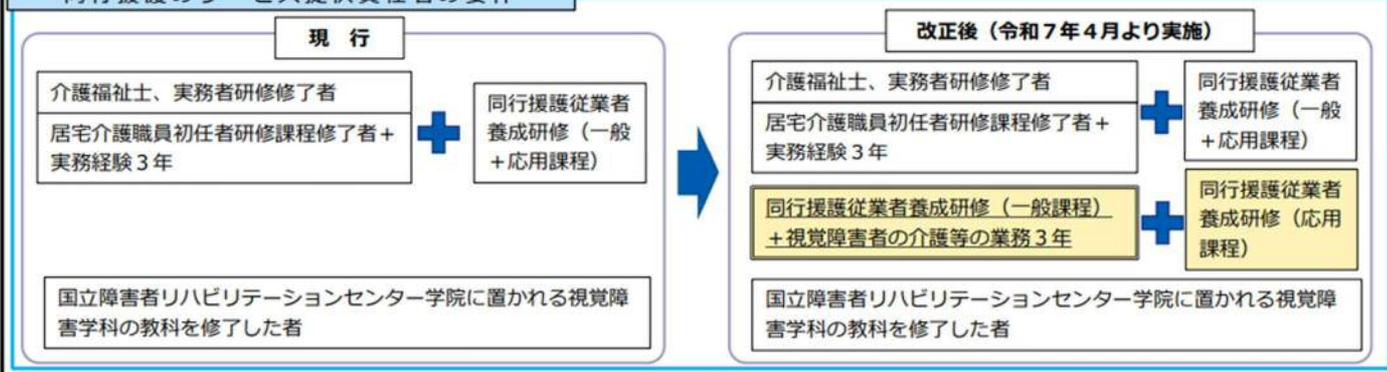
- ・ サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する（※1）。

- ①同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（※2）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者
- ②同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

（※1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を改正

（※2）現行カリキュラムの養成研修修了者を含む

同行援護のサービス提供責任者の要件



- ▶ また、株式会社恵への対応状況について、株式会社恵からの報告および株式会社恵への行政指導、株式会社恵の一括譲渡の調整状況について報告が行われた。

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会

◇第12回(2024.9.20)

- ▶ 9月20日、文部科学省は、第12回今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会(座長:無藤隆白梅学園大学名誉教授)を開催し、最終報告について協議が行われた。
- ▶ 本有識者検討会は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3要領・指針に基づく教育活動の成果及び課題の把握や、今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の検討を一体的に行うべく、令和5年12月に設置され検討が進められてきた。
- ▶ 最終報告案の主な概要は以下のとおり。

第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

1. 幼児教育の重要性

- ・人の一生において、**幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期。**
- ・近年、**乳幼児の頃から質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかにされてきている。**
- ・**全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要。**

2. 幼児期の発達特性

- ・**幼児期は活動意欲が高まる時期**でもあり、幼児はいろいろな場所に出掛けて行き、様々な出来事や自然・文化的な事物・事象、人々との出会いや関わりの中で**直接的・具体的な体験をし、自分にとって大切なことを学び、身に付けていく。**

3. 幼児教育の基本

・幼児教育では、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等が、意図的・計画的に、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」が基本。

・幼児は、教育的な意図をもって構成された環境の下で、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。幼児期においては、遊びを通しての指導を中心的に行うことが重要。

第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

1. 幼児教育の基本に関する事項

(1) 身体の諸感覚を通じた豊かな体験

・近年、子供の外遊びの機会の減少、ゲーム・動画視聴時間の増加、同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要。

(2) 自発的な活動としての遊び

・幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習。一方、一部の幼児教育施設においては、SNS等からの偏った情報やそれらの影響を受けた一部の保護者のニーズ等を優先し、ややもすると文字や数量の機械的暗記や一方的指導など幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘。また、保護者をはじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もある。

・幼児期は、知識・技能を教え込むのではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育てていくようにすることが重要。(参照：「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html)

・国においては、幼児期の発達の特性や幼児期にふさわしい教育の在り方について、一層の普及・啓発に取り組んでいくことが必要。

(3) 幼児教育において育みたい資質・能力

・幼児教育施設において小学校以降の資質・能力を育てることの認識が高まり、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきたとの成果がある一方、幼児教育関係者の中には、当該資質・能力と5領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係を理解することが難しいという指摘があるため、国・地方自治体においては、より実践的な調査研究を進めることが必要。

(4) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修等で活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっているなどの成果がある一方、幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようとしたり、幼児を当てはめてできる・できないと安易に評価したりしているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要。

(5) 幼児理解に基づいた評価

・幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものではなく、幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有し、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切。

2. 現代的諸課題に応じて検討すべき事項

(1) 幼児教育施設におけるICTの活用

・国において、幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にデジタル環境が含まれることを明確化、ICTの効果的な活用方法やデジタル環境の整備、低年齢児への弊害やリスク、活用上の留意点について検討が必要。

(2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

・幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行うことが必要であり、国・地方自治体において、特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作り（幼児教育施設と医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携、幼児教育施設へのアドバイザー等の派遣、研修プログラム・研修資料等の提供等）が重要。

(3) 幼稚園等が行ういわゆる預かり保育

・教育課程に係る教育時間終了後においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、国・地方自治体において、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、より実践的な調査研究が必要。

(4) 幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続

・満3歳未満児の実態を踏まえながら、0歳から18歳の子供の発達や学びの連続性の観点、満3歳以上児の幼児教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した、幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の充実を図ることが必要。

(5) 地域における幼児教育施設の役割

・幼児教育施設は、地域の幼児教育の中核的存在として、在園児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放し、様々な家庭や年齢層の子供が学びの環境に関わることができるようにすることが重要。

・保護者が幼児教育施設に対し、長時間の預かりを求めたり、幼児の教育について過度に期待しすぎたりする傾向も見られる。幼児の健やかな成長のためには、幼児教育施設と家庭・地域がそれぞれの有する役割等を発揮し、支え合いながら一体となって子育てに取り組むことが必要。保護者の家庭での養育等の重要性についても普及啓発を行っていくことが重要。

3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

・国においては、「幼保小の架け橋プログラム」を推進しており、一部の地域において、幼児教育施設において小学校の各教科等の指導の専門性等を参考に幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実したり、小学校において入学当初の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果が上がっている。

・一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による幼保小の連携・接続の取組の中断等により、全国的にみると未だ不十分。

・小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また不登校児童の増加率が高いことを踏まえ、いじめ・不登校対策の観点からも、幼保小の接続期の教育の充実に取り組むことが重要。

・幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要。特に小学校入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要。

・小学校以降で進められている教育の方向性（「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくこと）は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっている。小学校教育において、新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられる。

第3章 必要な条件整備

1. 地方自治体における幼児教育担当部局の在り方

・幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、設置者や施設類型を問わず、教育委員会が一元的に所管又は他の関係部局が所管する場合においても一定の責任を果たす体制を構築することなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要。

2. 今後の幼児教育施設の在り方

・今後、人口減少が急速に進み、運営の継続が困難となる幼児教育施設が増える地域も出てくることが見込まれる中、国において、地域において幼児教育施設の規模や期待する役割など今後のその在り方について検討を進めることができるよう、調査研究を行うことなどが必要。

・とりわけ著しく減少を続けている公立幼稚園については、これまで果たしてきている役割を今後も果たせるよう、地方自治体において、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行等を検討することが必要。

3. 幼児教育施設への支援体制

- ・地方自治体において、
 - 地域の幼児教育ビジョンを明確にし、幼児教育センターの設置・活用、幼児教育施設の合同研修、幼児教育アドバイザー・架け橋コーディネーター等の育成・配置等を推進
 - 教育委員会が中心となり、「幼保小の架け橋プログラム」促進のための体制を構築
 - 国公立の幼児教育施設のネットワークやプラットフォームの構築、公開保育等を推進
- ・国において、
 - 幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等を法令等に位置付け、広域連携を推進
 - 地方自治体における「幼保小の架け橋プログラム」の体制構築等の取組を支援
 - NIERによる日本独自の質評価指標の開発や園内研修等における活用を推進
 - 幼児教育施設間のピア評価や第三者評価を通じた教育の質の見える化等を推進

※NIER：国立教育政策研究所幼児教育研究センター

4. EBPMの推進

・今後、国において幼児教育の在り方について検討を行うに当たっては、幼児教育の大規模縦断調査や諸外国の動向等の調査研究から得られたたエビデンスを生かしながら検討を進めていくことが重要。

※EBPM：証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）

子ども性暴力防止法に関する関係府省庁連絡会議

◇第1回(2024.9.13)

- ▶ 9月13日、子ども家庭庁は、第1回子ども性暴力防止法に関する関係府省庁連絡会議（議長：内閣府特命担当大臣）を開催した。
- ▶ 本会議は、子ども性暴力防止法の円滑な施行及び運用を図るため、関係行政機関相互の密接な連携・協力体制を確保し、制度の総合的かつ効果的な取組を推進すること等を目的として開催するもの。
- ▶ 主な論点として下記が示された。
 - ①制度対象
 - ・対象事業・職種の範囲・規模（家庭教師、サマースクール、ベビーシッターマッチングサイト等の取扱いなどを含む）
 - ・特定性犯罪の範囲等（対象となる都道府県条例の範囲、条例の改廃の把握プロセス等）
 - ②認定
 - ・認定申請・審査等のフロー

・その他(手数料の額や具体的な納付方法、システム、執行体制 等)

③安全確保措置

- ・早期把握、相談、調査、保護・支援、研修の内容
- ・防止措置の内容

④犯罪事実確認

- ・犯罪事実確認書の申請・交付等のフロー
- ・訂正請求の受付・通知フロー(本人通知の方法を含む)
- ・その他(教員・保育士 DB との連携・補完、内定辞退者の偏見防止、システム、執行体制 等)

⑤情報適正管理措置

- ・情報適正管理措置の内容(措置の具体的な内容・方法、認定基準(情報適正管理関係)、犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去の具体的な方法、留意点(個人情報保護法との関係等)等)

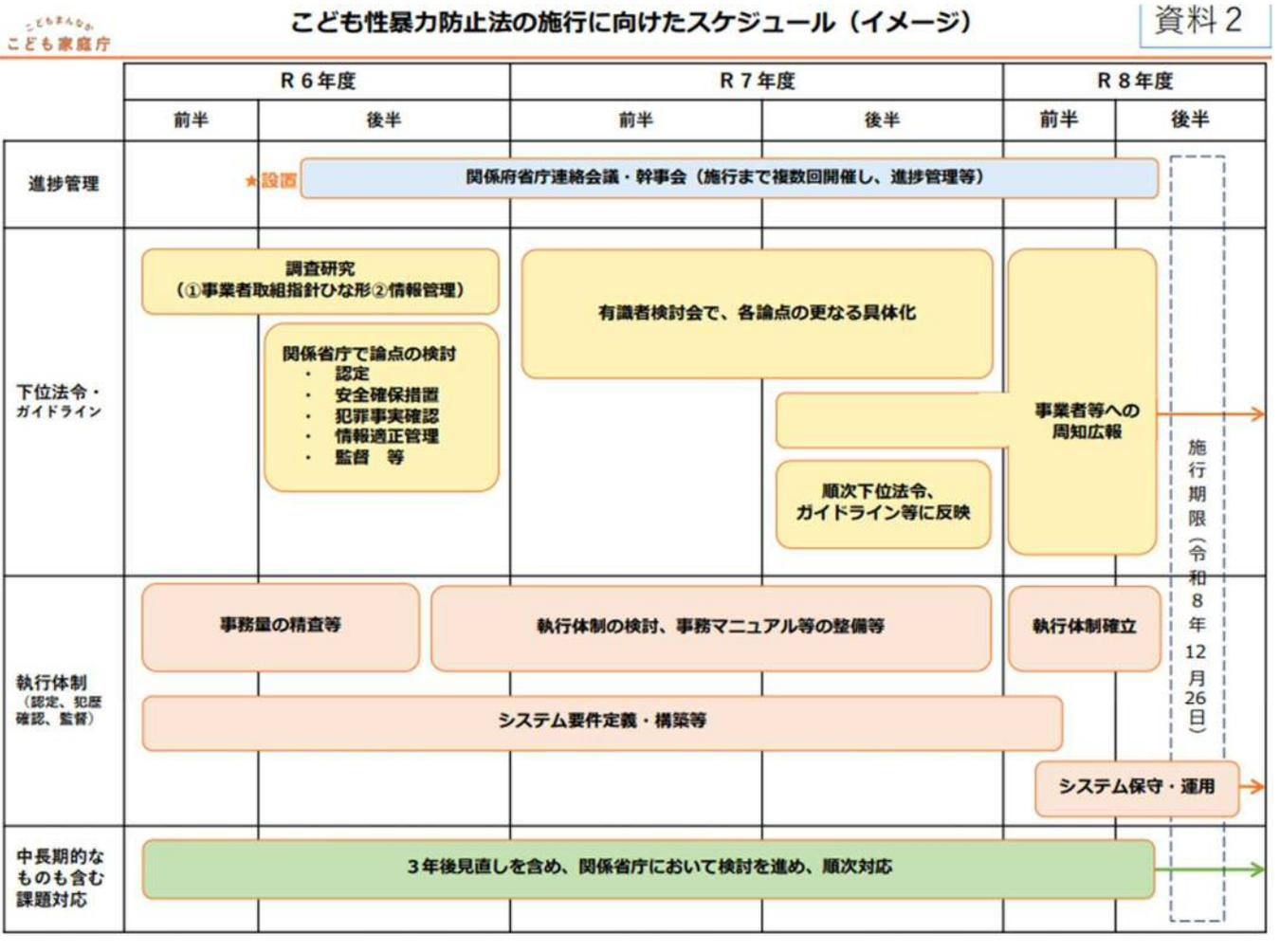
⑥監督

- ・監督・監督対応のフロー
- ・システム・執行体制 等

⑦その他

- ・事業者間の役割分担の詳細(県費負担教職員、指定管理、運営委託の場合)・施行期日 等

▶ 開催にあたり、下記のとおり今後のスケジュールが示された。



こども若者シェルターに関する検討会

◇第 5 回(2024.11.15)

- ▶ 11月15日、こども家庭庁は、第5回こども若者シェルターに関する検討会(座長:川松 亮明星大学人文学部 教授)を開催した。

▶ 今回は、「子ども若者シェルターに関する検討会における主な検討事項」等について「関係機関との連携のあり方」「子ども・若者や関係者等への周知のあり方」について、下記論点が示され協議が行われた。

○関係機関との連携のあり方

- ・子ども・若者のニーズに応じた必要な支援内容(入所中・退所後)や支援に当たっての留意点、支援を担う人材の育成・確保等も踏まえ、シェルターの運営に当たって、どのような関係機関とどのような連携を行うことが必要か
- ・関係機関との連携を深める上で効果的な対応(例:ケース会議の開催、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会の活用等)や、連携する上で留意が必要となる点(例:個人情報の取扱い等)は何か

○子ども・若者や関係者等への周知のあり方

- ・利用ニーズのある子ども・若者がシェルターにつながるようにするためには、どのような内容・方法で周知を行うことが効果的か
- ・シェルターについて地域や社会一般の理解を増進するために、どのような内容・方法で周知を行うことが効果的か
- ・周知を行うに当たって、どのような点に留意が必要か(例:住所の秘匿や利用者の個人情報保護への配慮等)

◇第4回(2024.10.18)

▶ 10月18日、子ども家庭庁は、第4回子ども若者シェルターに関する検討会(座長:川松 亮明星大学人文学部 教授)を開催した。

▶ 今回は、「子ども若者シェルターに関する検討会における主な検討事項」等について「入所中の子ども・若者の権利擁護、生活上のルールに関する留意事項」「子ども・若者のニーズに応じた必要な支援内容(入所中・退所後)や支援に当たっての留意点、支援を担う人材の育成・確保」について、下記論点が示され協議が行われた。

○入所中の子ども・若者の権利擁護、生活上のルールに関する留意事項

- ・入所中の子ども・若者の権利擁護や子ども・若者のニーズを踏まえ、シェルターにおける生活上のルール(携帯電話等の所持品の持込制限や通勤・通学を含む行動制限等)の設定等において、どのような点に留意すべきか。
- ・利用者の安全確保の観点から住所の秘匿等が求められる中で、携帯電話等の利用や通勤・通学を含む行動制限等を必要最小限にするために、どのような工夫が考えられるか
- ・学校に在学している子ども・若者について、適切な教育が受けられるようにするためにどのような対応が必要となるか

○子ども・若者のニーズに応じた必要な支援内容(入所中・退所後)や支援に当たっての留意点、支援を担う人材の育成・確保

- ・宿泊場所の提供に加え、シェルターへの入所中において、どのような支援が必要となるか
- ・シェルターの入所期間や回数の設定についてはどのように考えるべきか。入所期間や目的(家庭内の状況に応じた短期間の利用/自立に向けた継続的な利用等)が異なる子ども・若者に支援を提供するに当たっては、どのような点に留意することが必要か。
- ・シェルターへの入所中に、精神疾患や障害がある場合や妊娠をしている場合等、子ども・若者に特別な支援のニーズがある場合には、どのような対応を行うことが適切か。また、医療を受ける必要がある場合、医療費についてはどのような対応が可能か
- ・シェルターの入所中に、子ども・若者間でトラブルが生じたり、子ども・若者が事前に連絡なくシェルターからいなくなったりした場合にはどのように対応すべきか。
- ・シェルターの退所後の子ども・若者の状況を踏まえ、退所後において、どのような支援が必要となるか。

また、その期間の設定についてはどのように考えるべきか。

- ・子ども・若者に対して各種支援を行うに当たって、共通して、あるいは、各種支援ごとにどのような点に留意が必要となるか。
- ・こうした支援を担う人材の育成や確保に向けて、どのような対応が必要か。

<通知・公表>

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第20次報告)(2024.9)

- ▶ 9月、子ども家庭庁は子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第20次報告)を公表した。
- ▶ 本報告では、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの12か月間に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例及び地方公共団体において児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署が児童虐待相談として受理した事例のうち、子どもの死亡には至らなかったものの「身体的虐待」等による生命の危険に関わる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死の危険性があり、令和5年10月1日時点で関わりが継続している重症事例について分析等を実施し、明らかになった課題を受けて報告が取りまとめられている。
- ▶ 本とりまとめにあたっての課題と国への提言として下記8点について整理された。
 1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応
 2. 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進
 3. 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上
 4. 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備
 5. 一時保護の適正性及び手続の透明性の確保と解除後の支援体制の整備
 6. 地域をまたがる(転居)事例への適切な対応の推進
 7. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進
 8. 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

課題と国への提言

1 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

① 妊娠前から出産後までの切れ目のない支援体制の整備

- ・全ての妊産婦、子育て家庭、子どもに対して、妊娠からの虐待予防の視点に立った一体的で包括的な相談支援体制の充実。
- ・「子ども家庭センター」について、今後も着実な設置が進むよう、市区町村に対して必要な支援を継続するほか、市区町村における支援体制の一層の充実を図る。
- ・地域の実情に応じて妊産婦のメンタルヘルスに係る課題に対応できる連携体制の構築を推進していく。

② 精神疾患のある保護者等への相談・支援体制の強化

- ・精神疾患のある保護者に対して適切な支援が行われるよう、精神保健の観点から、保健・医療・福祉のより一層の連携強化。

③ 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちばやく)の周知啓発や民間支援事業者の活用促進を進めるなど、広く一般からの通告や相談しやすい体制の整備を行う。

2 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進

- ・都道府県による市区町村等の支援状況や連携方策、その実態などを把握し、各機関が相互理解を深めながら同一の支援方針に基づいて確実に役割を遂行できる体制の整備を促進する。
- ・障害者に対する性や妊娠・出産等に関する情報提供や本人の意思を尊重した必要な支援を確実に行うための体制構築等について、障害保健福祉部局、母子保健部局、児童福祉部局、文部科学省等の連携による取組を推進していく。

3 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

- ・地方公共団体において必要な人員体制やその専門性が確保されるよう、児童相談所の医師や保健師、弁護士等の専門職の活用状況やよりよい活用例について情報の収集及び周知や研修等の支援を行うとともに、児童福祉司等のソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進を図る。
- ・「子ども家庭ソーシャルワーカー」認定のための研修受講の促進について、地方公共団体等への周知を進める。

4 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備

- ・地方公共団体において、要保護児童対策地域協議会の効果的な運用が行えるよう、より一層の取組の充実に向けて支援を行う。

5 一時保護の適正性及び手続の透明性の確保と解除後の支援体制の整備

- ・「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」の活用等により客観的に状況把握した上で、子どもの安全確保や保護者支援等のための具体的な支援のための計画を児童相談所・市区町村・関係機関等の役割を明確にした上で作成することを、引き続き周知を進める。
- ・一時保護解除後を見越した継続支援や、親子関係の再構築における保護者支援プログラム等の活用について、引き続き、地方公共団体の取組を促進していく。

6 地域をまたがる(転居)事例への適切な対応の推進

- ・転居は家族に変化が生じるきっかけとなることから、転居によるリスクの変化については慎重に判断する必要があることを、引き続き周知していく。

7 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

- ・地方公共団体が検証を実施する際に関係機関からの情報を収集しやすいよう、必要な対応について検討を行う。
- ・地方公共団体が実施する研修等において検証報告書が一層活用されるよう、死亡事例検証結果を用いた研修方法の調査研究結果等について周知に努めるとともに、死亡事例等重大事例が発生した際に検証に向けて地方公共団体が把握する情報の精度を高めるための支援策について検討していく。

8 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

- ・子どもの意見や意向を踏まえた対応が可能となるよう、自治体で実施してきている子どもの権利擁護体制強化事業の取組状況を踏まえ、地方公共団体における体制整備への支援や取組例の周知などの具体的な取組に関する技術的な助言をしていく。

保育所等関連状況取りまとめ(2024.8.30)

- ▶ 8月30日、こども家庭庁は令和6年4月1日時点での保育所等の定員や待機児童の状況を取りまとめた。
- ▶ 本取りまとめは、全国の保育所等の状況を把握することを目的に毎年実施しているもの。
- ▶ 主なポイントは以下のとおり。

【保育所等関連状況取りまとめのポイント】

- 保育所等利用定員*²は304万人（前年比0.6万人の減少）
- 保育所等を利用する児童の数は271万人（前年比1.2万人の減少）
- 待機児童数は2,567人で前年比113人の減少
 - ・待機児童のいる市区町村は、前年から14減少して217市区町村。
 - ・待機児童が100人以上の市区町村は2市。
 - ・待機児童が100人以上増加した市区町村は1市。

8. 地域福祉

<会 議>

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会

◇第4回(2024.11.26)

- ▶ 11月26日、厚生労働省は第4回民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会(座長:中島修文 京学院大学人間学部人間福祉学科教授)を開催した。
- ▶ 今回は、民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会における議論の整理案が示され、協議が行われた。
- ▶ 示された議論の整理案では、前回協議で選任要件として容認の方向での意見の一致が見られたケースについて、下記のとおり示された。

4.議論を踏まえた対応の方向性(一部抜粋)

現職の民生委員が、転居する直前まで、担当する区域において地域住民の一人として活動を行っていたものの、任期途中で転居し、その市町村の議会の議員の選挙権を有しなくなった場合であっても、一定の条件を満たす場合には、残任期間のみに限って民生委員として活動を継続できるようにすることとし、これを通知において明確化し、地方公共団体や関係団体に対して、周知を行うことが適当である。

活動を継続するための一定の条件については、本検討会における議論を踏まえ次の①から③とし、併せて通知において明確化の上、地方公共団体や関係団体に対して周知を行うことが適当である。

- ① 任期途中で転居する民生委員が生じた際、まずその地域に居住する者から民生委員を選出するよう努め、その上でなお居住者からの選出が困難な場合であること
- ② 転居する民生委員が、(ア)転居後も近隣地域に居住していること、(イ)本人に民生委員として活動を継続する意向があること、(ウ)活動に支障が生じないこと、のすべてに該当すること。その際、(ア)の「近隣地域」の範囲については、原則、民生委員として活動する担当区域が属する市区町村に隣接する市区町村(隣接市区町村が隣接都道府県に属するときを含む)とするが、地理的に隣接していることを持って一律に判断するのではなく、道路網や公共交通機関の整備・運行状況、生活圏の形成状況などを勘案し、実際に民生委員活動を支障なく行えるかの観点も踏まえ総合的に判断するものとする。
- ③ ①・②に該当するかどうかについて、転居する民生委員が活動していた区域の民生委員協議会等の意見を聴取した上で、市区町村または民生委員推薦会において、地域の実情に応じてその適否を判断すること。

なお、①・②は転居後も民生委員としての活動を例外的に認める場合の条件であり、これらに該当するかどうかについては、様々な視点から十分な検討が求められることから、民生委員推薦会においてこの判断を行う場合は、広く各分野から委嘱された多様な委員構成の下で検討を行うこと。

また、これらの条件に加えて、居住していない民生委員が活動することによる地域住民や他の民生委員・民生委員協議会への影響が生じないよう、以下の点を留意点として通知において明確化し、地方公共団体や関係団体に対して周知を行うことが必要である。

- ① 担当民生委員が不在時において、特定の者や団体に負担が偏らない持続可能なフォロー体制の構築に努めること。
- ② 転居した民生委員をその残任期間についての活動を可能とした場合、市区町村は、一定期間経過後に当該地域における民生委員活動について、検証を行い、その検証を踏まえ、取組の見直しを検討すること。

- ▶ 本検討会に委員として参画している全民児連長田副会長、高山副会長は下記3点を意見として提出した。
 - (1) 提案等の具体例の一つである「民生委員の任期途中で転居に至ったケース<残期間のみ>」であっても、転居する直前まで民生委員・児童委員が地域住民の一人であったという実態をもって、地域住民、当該民生委員児童委員協議会の理解が得られる等の条件を踏まえる限定的な取扱いであることを確認したい。
 - (2) 令和7年12月の一斉改選に向けて、地方自治体段階での推薦に向けた取り組みを早期に着手するよう厚生労働省及び子ども家庭庁から文書等を発出され、働きかけを願いたい。
 - (3) 地域共生社会の実現に資するためにも、本検討会にて課題提起のあった民生委員・児童委員活動の負担軽減及び環境改善に向けた国における検討の場を早期に設置されたい。
- ▶ 本議論の整理については、協議の後、座長預かりとなり取りまとめられることとなった。

◇第3回(2024.10.16)

- ▶ 10月16日、厚生労働省は第3回民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会(座長:中島修文 京学院大学人間学部人間福祉学科教授)を開催した。
- ▶ 今回は、これまでの意見をふまえ、民生委員・児童委員の選任要件について協議が行われた。
- ▶ また、下記具体例について、具体的にどのような支障や懸念があるかや、制度上、必要な条件や留意すべき点は具体的に何かについて協議が行われた。
 - ① 任期途中で転居に至ったケース<残期間のみ>
 - ② 居住の実態があるケース<親等の介護等>
 - ③ 地域に根付いた在勤者のケース① <自営・地縁組織加入>
 - ④ 地域に根付いた在勤者のケース② <管理人等の業務に従事>
- ▶ 議論の結果、①については、自治体側・民児協側の構成員ともに、特例として容認する方向の意見が出され、「近接地域」の定義や認定プロセス等を整理することを求める意見が出された。
- ▶ ②～④については、認められないとする意見が大半を占め、自治体側の構成員からは今後、継続して検討していくことを求める意見が出された。

提案等のあった具体例について

▶ **ケース1 任期途中で転居に至ったケース<残期間のみ>**

- ・ 現職の民生委員が、転居する直前まで担当する区域において、地域住民の一人として担当区域内の住民の支援を実施
- ・ 民生委員として具備すべき地域の実情に通じていること、民生委員の業務を理解し実践してきていると認められることから、転居後においても、近接地域に居住し、職務の遂行に支障がなく、本人に継続の意向があり、地域住民や当該区域の民児協の理解が得られる場合には、残期間については、継続して民生委員として認める (一律に退任を求める取扱としない)

▶ **ケース2 居住の実態があるケース<親等の介護等>**

- ・ 別の市区町村に住居登録を行っている者が、例えば、担当区域を有する市区町村に親や親戚が現在居住し、親等の介護や身の回りの世話するため、一定期間以上、当地に居住し生活している場合
- ・ 担当する区域において地域住民の一人として、居住していることにより夜間の対応も可能であり、また地域の実情に通じていると認めることが可能であることから、地域住民や当該区域の民児協の理解が得られる場合には、居住している間においては、民生委員の候補として認める

▶ **ケース3 地域に根付いた在勤者のケース① <自営・地縁組織加入>**

- ・ 近接地域に居住しているが、長年、担当区域を有する市区町村において自営業など労働時間が裁量的な職業に就いている場合で、当地において自治会などの地縁組織に加入するなどし、継続的に担当区域に関わり地域の実情に通じている場合
- ・ 地域の実情に通じており、地域の活動にも参加していると認められることから、地域住民や当該区域の民児協の理解が得られるのであれば、民生委員の候補として認める

▶ **ケース4 地域に根付いた在勤者のケース② <管理人等の業務に従事>**

- ・ 担当区域を有する市区町村に居住していないが、集合住宅の管理人等として従事
- ・ 広く地域の実情に詳しいとは一概に言えないが、管理している集合住宅に限って言えば、実情を把握している蓋然性が高いことから、地域住民や当該区域の民児協の理解が得られるのであれば、民生委員の候補として認める (担当区域は当該集合住宅のみ)

(例) 懸念や支障など

- ・ 担当区域を不在としている間の対応、緊急時の対応
- ・ 委員間の公平性の確保
- ・ 活動の継続性
- ・ 住民との信頼関係の構築 など

(例) 必要な条件や留意すべき点 (通色ない活動が可能と考えられる合理的な判断基準や条件等)

- ・ プロセス (十分な体制のとれた民生委員推薦会(準備会を含む)、民児協からの意見聴取等)
- ・ 不在時のフォロー体制 (班体制の導入、民児協による不在時サポート等)
- ・ 自宅での電話等による緊急対応が可能
- ・ (住所地との) 距離等の目安 (近接地域の範囲)、当該地域での居住(就労)期間の目安
- ・ 「居住の実態」に係る合理的な判断基準、「事情」の範囲(ケース例2)
- ・ 「地域の根付き」に係る合理的な判断基準、就労形態等の範囲(ケース例3～4) など

地域共生社会の在り方検討会議

◇第6回(2024.11.26)

- ▶ 11月26日、厚生労働省は第6回地域共生社会の在り方検討会議(座長:宮本太郎中央大学法学部教授)を開催した。
- ▶ 今回は、包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業の課題と今後の方向性について協議が行われた。
- ▶ 協議にあたっては、現行の制度概要や包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業の現状と課題について厚生労働省より説明が行われた後、下記が議論いただきたい事項として示され、協議が行われた。
 - 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の施行状況を踏まえた課題として、どのような点が考えられるか。また、課題に対して、どのような改善方法が考えられるか。

◇第5回(2024.10.29)

- ▶ 10月29日、厚生労働省は第5回地域共生社会の在り方検討会議(座長:宮本太郎中央大学法学部教授)を開催した。
- ▶ 今回は、地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について協議が行われた。
- ▶ 協議では、厚生労働省より身寄りのない高齢者等を取り巻く動向等について報告が行われた後、検討事項として下記が示され、協議が行われた。

<検討事項>

- 今後、身寄りのない高齢者等が増えることが見込まれるが、既存の各施策も踏まえた上で、どのような支援が必要と考えられるか。
 - ・身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題(身元保証、日常生活支援、死後事務の処理等)に関する相談への対応の在り方について、どのように考えるか。例えば、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うなど、相談窓口の在り方についてどのように考えるか。
 - ・身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応する民間サービスもあるが、十分な資力がないこと等により民間事業者による支援を受けられない方もいる。そうした方々に対する必要な支援の内容やその方法等について、どのように考えるか。
 - ・身寄りのない高齢者等を地域で支える体制(関係機関とのネットワーク構築等)の在り方についてどのように考えるか。

◇第4回(2024.9.30)

- ▶ 9月30日、厚生労働省は第4回地域共生社会の在り方検討会議(座長:宮本太郎中央大学法学部教授)を開催した。
- ▶ 今回は、福祉以外の分野との連携・協働による地域共生社会の実現について、厚労省、総務省、環境省、消費者庁の説明の後、阪南市、日本生活協同組合連合会から活動実践について説明が行われた。阪南市(行政・社協)からは、漁福連携事業等の地域づくり実践が報告された。

成年後見制度利用促進専門家会議

◇第18回(2024.12.13)

- ▶ 12月13日、厚生労働省は第18回成年後見制度利用促進専門家会議(座長:菊池馨実早稲田大学法学学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回は第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(案)が示され、協議が行われた。
- ▶ 報告書案では、各施策の進捗状況及び個別の課題の整理・検討状況について、「施策の進捗状況」「中間年度における評価」「今後の対応」について記載されている。

◇第17回(2024.10.11)

- ▶ 10月11日、厚生労働省は第17回成年後見制度利用促進専門家会議(座長:菊池馨実早稲田大学法学学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回は、中間検証に係る意見交換として、地域連携ネットワークづくり、適切な後見人等の選任・交代の推進等、担い手の確保・育成等の推進、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事

業の推進、権利擁護支援の行政計画等の策定の推進、都道府県の機能強化について関係省庁からの取組状況についての報告の後、意見交換が行われた。

新たな地域医療構想等に関する検討会

◇第 14 回(2024.12.6)

- ▶ 12月6日、厚生労働省は第14回新たな地域医療構想等に関する検討会(座長:遠藤久夫 学習院大学長)を開催し、取りまとめ案が示され、協議が行われた。
- ▶ 取りまとめ案では、「新たな地域医療構想における基本的な方向性」において、「全ての地域・全ての世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院して、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築する必要がある。」とし、「「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築する必要がある。」としている。
- ▶ また、そのために必要な対応として「増加する高齢者救急への対応」「増加する在宅医療の需要への対応」「医療の質や医療従事者の確保」「地域における必要な医療提供の維持」とし、「増加する高齢者救急への対応」において、医療DXの推進等による在宅医療を提供する医療機関や高齢者施設等と地域の医療機関との連携強化、かかりつけ医機能の発揮等を通じて、在宅医療を提供する医療機関や高齢者施設等の対応力を強化することも求められる。」としている。

◇第 13 回(2024.12.3)

- ▶ 12月3日、厚生労働省は第13回新たな地域医療構想等に関する検討会(座長:遠藤久夫 学習院大学長)を開催し、新たな地域医療構想について(地域医療構想の推進、病床機能・医療機関機能、構想区域)協議が行われた。

◇第 12 回(2024.11.20)

- ▶ 11月20日、厚生労働省は第12回新たな地域医療構想等に関する検討会(座長:遠藤久夫 学習院大学長)を開催し、医師偏在是正対策について協議が行われた。

◇第 11 回(2024.11.8)

- ▶ 11月8日、厚生労働省は第11回新たな地域医療構想等に関する検討会(座長:遠藤久夫 学習院大学長)を開催した。
- ▶ 今回は、新たな地域医療構想について(外来・在宅医療・介護との連携等)について協議が行われた。
- ▶ 協議では、「医療機関機能の一つとして、地域で在宅医療を実施し、他の医療機関、訪問看護ステーション、歯科医療機関、薬局、介護施設等と連携して、24時間の対応や在宅患者の入院対応ができる等、地域での在宅医療提供を確保するための医療機関機能を位置付けてはどうか。」との考え等が示され、協議が行われた。

◇第 10 回(2024.10.17)

- ▶ 10月17日、厚生労働省は第10回新たな地域医療構想等に関する検討会(座長:遠藤久夫 学習院大学長)を開催した。
- ▶ 今回は、新たな地域医療構想について(医療機関機能、外来医療)について協議が行われた。
- ▶ 外来医療については、「地域で必要な外来医療を提供するため、内科医療とともに、需要に応じて他の診療科も効率的に提供するための連携体制や、医歯薬連携体制等の構築が重要。ガイドラインを検討する際に、内科やその他の診療科について、需要に応じながら効率的な医療が提供できるよう、地域の実情に応じて、医療関係団体、医師派遣を行う医療機関、都道府県、市町村等が連携し、オンライン診療を含めた遠隔医療の活用、医師派遣、巡回診療等を推進することや、診療所と中小病院等の連携、外来医療の医科・歯科連携、薬局・薬剤師、看護師等の役割、介護や福祉サービス等との連携も検討してはどうか。」と示された。

◇第 9 回(2024.9.30)

- ▶ 9月30日、厚生労働省は第9回新たな地域医療構想等に関する検討会(座長:遠藤久夫 学習院大学長)を開催した。
- ▶ 今回は、医師偏在是正対策、新たな地域医療構想(入院医療、在宅医療、構想区域等)、新たな地域医療構想において精神医療を位置付ける場合の課題等に関する検討プロジェクトチームの開催について協議が行われた。

- ▶ 新たな地域医療構想においては、介護施設等における対応力の強化として、「増加する高齢者救急への対応として、老健も含む介護施設や在宅等での適切な管理や、医療機関との緊急時の対応を含めた連携体制の構築・情報共有等を通じて、肺炎や尿路感染症、心不全や脱水等、適切な管理によって状態悪化を防ぐとともに、必要時には円滑な入院につなげるための対応力の強化が重要。」とされた。
- ▶ また、新たな地域医療構想における構想区域について、下記のとおり考え方が示された。
 - 新たな地域医療構想における構想区域の範囲については、2040年頃を見据えると、人口規模が20万人未満の構想区域等、医療需要の変化や医療従事者の確保、医療機関の維持等の観点から医療提供体制上の課題がある場合には、必要に応じて構想区域を拡大する必要があるのではないか。
 - 在宅医療については、二次医療圏よりも狭い区域での議論が必要であり、在宅医療の圏域ごとに、医療機関、訪問看護ステーション、歯科医療機関、薬局、介護施設等が連携しながら、在宅医療提供体制を確保するとともに、市町村の在宅医療・介護連携推進事業の取組との連携をより一層深めることができる枠組みが必要ではないか。

<通知・公表>

会計検査院 コロナ特例貸付に関する「意見表示」(2024.10.22)

- ▶ 10月22日、会計検査院はコロナ特例貸付に関する調査結果を公表し、厚生労働省に対し意見表示を行った。
- ▶ 「意見表示の概要」は以下のとおり。
 - ①フォローアップ支援の実施体制が整備されておらず、フォローアップ支援が十分に実施されていない
 - 都道府県社協と市町村社協等の役割や役割に応じた実施方法を整理・明確にして、都道府県社協から市町村社協へ委託等する場合には、委託契約書や仕様書に実施方法等を明示するよう指導すること
 - ②債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制が整備されておらず、債権管理積立額が適切に管理されていない
 - 都道府県社協が適切にフォローアップ支援等を実施できるよう、厚労省又は都道府県において、適時適切に債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制を整備すること
 - ③借入申込者等が生活保護受給者かどうかについての確認体制が整備されておらず、貸付対象とならない生活保護受給者に貸付が行われていた

※対応済：事後確認等の体制整備(全数調査)や把握時の生活保護法に基づく対応方針周知済み

総務省「ごみ屋敷」対策に関する調査結果に基づく通知(2024.8.28)

- ▶ 8月28日、総務省は「ごみ屋敷」対策に関する調査結果に基づく通知を公表した。
- ▶ 調査は、「ごみ屋敷」事案の実態や、国及び市区町村の対応状況、課題等を明らかにすることを目的として実施した。
- ▶ 調査結果をふまえ、総務省は、環境省、厚生労働省、総務省(消防庁)及び国土交通省に対し、市区町村における多種多様なアプローチを組み合わせた部局横断的な対応を可能とする観点から、関係省庁で連携し、活用可能な支援方策や取組事例等の情報をパッケージとして示すことを要請した。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

「ごみ屋敷」対策に関する調査結果（概要）

！ 調査の背景

〔通知日：令和6年8月28日 通知先：環境省、厚生労働省、総務省（消防庁）、国土交通省〕

- いわゆる「ごみ屋敷」は、物品の堆積による悪臭・害虫の発生や火災のおそれなど、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼしている
- 「ごみ屋敷」の解消のため、一部の市区町村においては条例を制定するなどして対応しているが、居住者が堆積物の排出に応じない、一旦堆積物を排出しても「ごみ屋敷」が再発するなど、市区町村は対応に苦慮
- 本調査は、調査対象30市区が把握している「ごみ屋敷」事案（解消62・未解消119の計181事例）を整理することにより、「ごみ屋敷」事案の実態や、市区町村の対応状況、課題等を明らかにすることを目的として実施

※ 全国における「ごみ屋敷」の認知件数は、平成30～令和4年度累計で5,224件（令和4年度「ごみ屋敷」に関する調査報告書（令和5年3月環境省））

📄 主な調査結果

- **未解消事例の約3割は堆積物を有価物であると主張し、排出に応じない状況。**現行の国の指針・通知の内容では、廃棄物処理法上の「廃棄物」に該当するとの判断が困難であり、排出指導も困難とする意見あり。一方、**他法令（公営住宅法、消防法）に基づく指導・助言により排出された事例あり**
- **居住者の約7割は健康面や経済面の課題（要介護、認知症、精神疾患、生活困窮等）を抱えている状況。**関係機関と連携した**福祉的支援（介護施設入所、ヘルパー導入、成年後見等）や経済的支援（ごみ出し支援等）により解消した事例あり**
- **未解消事例の約3割は、一旦堆積物が排出されても再発している状況（再発の可能性があるとする市区が判断している事例を含む。）。****再発防止の観点から福祉的支援を継続し、再発防止に効果を上げている例あり**

※ 上記に関し、調査した市区からは、関連する法令の解釈に資する情報を含め、関連する国の支援方策や他の市区町村における取組事例等を教えてほしいとの意見あり

👉 当省の意見

市区町村における多種多様なアプローチを組み合わせた部局横断的な対応を可能とする観点から、関係省庁が連携し、下記のような活用可能な支援方策や取組事例等の情報をパッケージとして示すこと

- 廃棄物該当性の判断に資する情報【環境省】、公営住宅入居者への対応に係る情報【国土交通省】、火災予防の観点からの情報【総務省（消防庁）】
- 健康面・経済面の活用し得る支援方策・取組事例【厚生労働省】
- 再発防止の取組事例【環境省・厚生労働省】など

💡 期待される効果

市区町村における「ごみ屋敷」事案に対する手段の増加

「ごみ屋敷」事案の改善、周辺地域や居住者の生活環境の改善

9. 人材確保等

<会議>

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会

◇第 78 回(2024.12.16)

- ▶ 11月26日、厚生労働省は第76回労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）（分科会長：奥宮京子 田辺総合法律事務所弁護士）を開催した。
- ▶ 今回は、これまでの協議をふまえ「女性活躍の更なる推進及び職場におけるハラスメント防止対策の強化について（案）」が示され、協議が行われた。年内にとりまとめの予定。
- ▶ 示された案では、必要な対応の具体的な内容として、下記事項について整理されている。
 1. 女性の職業生活における活躍の更なる推進
 - (1) 女性活躍推進法の延長
 - (2) 中小企業における取組の推進
 - (3) 女性の職業生活における活躍に関する情報公表の充実
 - (4) 職場における女性の健康支援の推進
 - (5) えるぼし認定制度の見直し
 2. 職場におけるハラスメント防止対策の強化
 - (1) 職場におけるハラスメントを行ってはならないという規範意識の醸成
 - (2) カスタマーハラスメント対策の強化
 - (3) 就活等セクシャルハラスメント対策の強化
 - (4) パワーハラスメント防止指針へのいわゆる「自爆営業」の明記
- ▶ 女性の職業生活における活用の更なる推進については、女性活躍推進法の期限を10年間延長したうえで、取り組みの見直しをはかるとし、常時雇用する労働者が101人以上の企業を対象に女性管理職比率の情報公表を義務化することなどが盛り込まれた。
- ▶ カスタマーハラスメント対策の強化では、「労働者を保護する必要があることから、その対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすること」「中小企業を含め、足並みを揃えて取組を進める必要があることから、国が中小企業等への支援に取り組むこと」等が適当された。
- ▶ カスタマーハラスメントの定義は、次の3つの要素をいずれも満たすものとしている。
 - i. 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行うこと
 - ii. 社会通念上相当な範囲を超えた言動であること
 - iii. 労働者の就業環境が害されること
- ▶ なお、社会通念上相当な範囲で行われたものは、「正当なクレーム」であり、カスタマーハラスメントに当たらないことに留意する必要があるとしている。

◇第 77 回(2024.12.12)

- ▶ 12月12日、厚生労働省は第77回労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）（分科会長：奥宮京子 田辺総合法律事務所弁護士）を開催した。
- ▶ 今回は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」をふまえての雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱の諮問について協議が行われ、翌日厚生労働省案について概ね妥当である旨答申した。

◇第 76 回(2024.11.26)

- ▶ 11月26日、厚生労働省は第76回労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）（分科会長：奥宮京子 田辺総合法律事務所弁護士）を開催した。

▶ 今回は、これまでの協議をふまえ女性活躍推進及び職場におけるハラスメント対策についての下記事項について論点が示され、協議が行われた。

1. 女性の職業生活における活躍の更なる推進

- (1) 女性活躍推進法の延長
- (2) 中小企業における取組の推進
- (3) 女性の職業生活における活躍に関する情報公表の充実
- (4) 職場における女性の健康支援の推進
- (5) えるぼし認定制度の見直し

2. 職場におけるハラスメント防止対策の強化

- (1) 職場におけるハラスメントは許されるものではない旨の明確化
- (2) 顧客、取引先等からの著しい迷惑行為等(カスタマーハラスメント)対策の強化
- (3) 就活等セクシュアルハラスメント対策の強化
- (4) いわゆる「自爆営業」についての考え方の明確化

◇第 75 回(2024.11.8)

- ▶ 11月8日、厚生労働省は第75回労働政策審議会(雇用環境・均等分科会)(分科会長:奥宮京子 田辺総合法律事務所弁護士)を開催した。
- ▶ 今回は、女性活躍推進及びハラスメント対策について、検討課題と前回までの協議をふまえた主な意見が示され、協議が行われた。

◇第 74 回(2024.10.21)

- ▶ 10月21日、厚生労働省は第74回労働政策審議会(雇用環境・均等分科会)(分科会長:奥宮京子 田辺総合法律事務所弁護士)を開催した。
- ▶ 今回は、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令案要綱についての諮問、行動計画策定指針の一部を改正する件案要綱(一般事業主行動計画に係る部分)についての諮問、女性活躍推進及びハラスメント対策について協議が行われた。
- ▶ 次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令案要綱についての諮問では、男性の育児休業等の取得に係る基準の見直しや、女性の育児休業等の取得に係る基準の見直し、年次有給休暇の取得の促進等について意見が求められている。
- ▶ 行動計画策定指針の一部を改正する件案要綱(一般事業主行動計画に係る部分)についての諮問では、上記見直しに係る一般事業主行動計画の見直しについて意見が求められている。
- ▶ 女性活躍推進及びハラスメント対策については、これまでの協議をふまえた主な意見が整理されるとともに、引き続き協議が行われた。

◇第 73 回(2024.10.8)

- ▶ 10月8日、厚生労働省は第73回労働政策審議会(雇用環境・均等分科会)(分科会長:奥宮京子 田辺総合法律事務所弁護士)を開催した。
- ▶ 今回は前回に引き続き女性活躍推進及びハラスメント対策について協議が行われた。

◇第 72 回(2024.9.30)

- ▶ 9月30日、厚生労働省は第72回労働政策審議会(雇用環境・均等分科会)(分科会長:奥宮京子 田辺総合法律事務所弁護士)を開催した。
- ▶ 今回は、女性活躍推進及びハラスメント対策について協議が行われた。
- ▶ 厚生労働省から女性活躍推進に関する現状について報告が行われた後、下記のとおり女性活躍推進及び職場におけるハラスメント対策についての検討課題が示され、協議が行われた。

<女性活躍推進及び職場におけるハラスメント対策についての検討課題>

1. 女性の職業生活における活躍の更なる推進

- (1)女性活躍推進法の延長
- (2)中小企業における取組の推進
- (3)女性の職業生活における活躍に関する情報公表の充実
 - ①男女間賃金差異の情報公表の拡大
 - ②女性管理職比率等の情報公表の義務化等
 - ③情報公表必須項目数
 - ④「女性の活躍推進企業データベース」の活用強化
- (4)職場における女性の健康支援の推進
- (5)えるぼし認定制度の見直し
- 2. 職場におけるハラスメント防止対策の強化
 - (1)職場におけるハラスメントは許されるものではない旨の明確化
 - (2)顧客、取引先等からの著しい迷惑行為等(カスタマーハラスメント)対策の強化
 - ①雇用管理上の措置義務の創設
 - ②カスタマーハラスメントの定義
 - ③上記のほか指針等において示すべき事項
 - ④他の事業主から協力を求められた場合の対応に関する規定
 - ⑤カスタマーハラスメントの防止に向けた周知・啓発
 - (3)就活等セクシュアルハラスメント対策の強化
 - ①雇用管理上の措置義務の創設
 - ②指針等において示すべき事項
 - (4)いわゆる「自爆営業」についての考え方の明確化

外国人雇用対策の在り方に関する検討会

◇第 11 回(2024.9.10)

- ▶ 9月10日、厚生労働省は第11回外国人雇用対策の在り方に関する検討会(座長:山川隆一(明治大学法学部教授))を開催した。
- ▶ 今回は、育成就労制度の創設、特定技能制度の見直し、外国人雇用の状況、外国人雇用対策の最近の取組について報告・協議が行われた。
- ▶ 外国人雇用の状況については、令和5年10月末時点での届け出状況のまとめについて報告が行われ、産業別にみた外国人労働者数の推移では、増加率の大きい順で「医療、福祉」(同 22.2%、16,500人増)、は「建設業」(前年比 24.1%、28,192人増)に次ぐ2番目であった。

過労死等防止対策推進協議会 (過労死等防止対策推進協議会)

◇第 29 回(2024.11.14)

- ▶ 11月14日、厚生労働省は第29回過労死等防止対策推進協議会を開催した。
- ▶ 今回は、令和6年版過労死等防止対策白書および令和6年度取組状況及び令和7年度概算要求について報告・協議が行われた。
- ▶ 10月11日に公表された過労死等防止対策白書での主な内容は以下のとおり。
 - 週労働時間が40時間以上の雇用者のうち、60時間以上の雇用者の割合は減少傾向。令和5年は令和4年から0.5ポイント減少し、8.4%。
 - 年次有給休暇の取得率は、8年連続で増加(令和4年:62.1%)。
 - メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は、60%前後の水準で推移(令和5年:

63.8%)

○労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施割合は、令和5年が 34.6%。

○仕事や職業生活に関する事で強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合は、令和 5 年が 82.7%。

10. 予算

<法改正等>

厚生労働省 令和6年度補正予算(2024.12.2)

- ▶ 12月2日、厚生労働省は令和6年度補正予算を公表した。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

令和6年度 厚生労働省補正予算案のポイント

追加額 8,454億円 (うち一般会計8,414億円、労働保険特別会計38億円、年金特別会計41億円)

※一般会計から年金特別会計への繰入があるため39億円が重複する。※計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

I.医療・介護・障害福祉分野の更なる質の向上の支援等、医師偏在是正に向けた対策の推進		2,861億円
○医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる質の向上の支援	1,892億円	○介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援 46億円
○医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援	428億円	○医療・介護・障害福祉分野における食材料費・光熱水費等の支援
○出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援	55億円	「重点支援地方交付金」の内数
○介護・障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援	223億円	○医師偏在是正に向けた医師不足地域の診療所の承継・開業の支援、リカレント教育の実施及び医師のマッチングの支援等 109億円
○訪問介護の提供体制の確保、障害者就業施設の経営改善等の支援	107億円	
II.持続的・構造的質の向上に向けた支援等		313億円
○最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者向け生産性向上支援	297億円	○育児休業取得時等の業務代替支援及び男性の育児休業取得促進に向けた取組支援の拡充 制度要求
○生活衛生関係営業者の物価高等への対応に向けた価格転嫁等の取組支援や経営相談支援の実施	5.9億円	○シルバー人材センター会員の就業環境の整備に向けた取組の強化 8.5億円
○フリーランスの就業環境の整備	0.9億円	等
III.創業力強化に向けたイノベーションの推進、医薬品等の安定供給確保		442億円
○創業エコシステム・創業クラスターの発展支援	100億円	
○ファースト・イン・ヒューマン(FIH)試験実施体制の整備	7.9億円	
○国際共同治験のためのフンストップ窓口の設置	2.7億円	
○AIを活用した創業に向けたプラットフォームの整備	5.1億円	
○後発医薬品の安定供給等に向けた産業構造改革	70億円	
○バイオ後続品に係る製造施設整備の支援	65億円	
○足元の供給不安へ対応するための医薬品の増産体制整備に係る緊急支援	20億円	
○医療上必要不可欠な医薬品等の安定供給を図るための支援	14億円	
○抗菌薬の安定供給に向けた体制整備	3.6億円	
○血漿分画製剤の生産体制強化による国内自給、安定供給の確保支援	13億円	
○革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化	7.7億円	
○がん・難病の全ゲノム解析等の推進	114億円	
等		
IV.医療・介護DX等の推進		1,447億円
○全国医療情報プラットフォームや電子カルテ情報共有サービスの構築、電子処方箋の更なる全国的普及拡大等の促進	274億円	
○診療報酬改定DXの取組の推進	104億円	
○マイナ保険証の利用促進に向けた取組	353億円	
○公費負担医療制度等のオンラインによる資格確認の取組	106億円	
○介護情報基盤の整備等に向けた取組の強化	174億円	
等		
V.国際保健・次なる感染症に備えた対応等		1,022億円
○アジア諸国等における外国医療人材育成の促進等	4.0億円	
○グローバル・ヘルス・イニシアティブ等への拠出を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)推進	362億円	
○次なる感染症への対応力強化に向けた体制強化	424億円	
等		
VI.国民の安心・安全の確保		2,205億円
○機能性表示食品等に係る健康被害への対応の強化等	6.4億円	
○女性の健康総合センターの体制の充実、相談支援体制の構築	6.9億円	
○臓器提供体制の強化のための医療機関への支援等	9.8億円	
○認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進及び認知症施策推進計画の策定支援等	3.4億円	
○障害者の社会参加の推進等、共生社会の実現に向けた取組	47億円	
○居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等	66億円	
○地域におけるこども・若者等の自殺危機への対応強化、官民協働等による困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の強化	22億円	
○足元の企業倒産の増加に対する未払賃金立替払による対応	24億円	
○能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等	497億円	
○能登地域の雇用と事業を下支えするための支援	4.4億円	
等		

こども家庭庁 概算要求(2024.12.2)

- ▶ 12月2日、こども家庭庁は令和6年度補正予算を公表した。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

令和6年度 こども家庭庁 補正予算案のポイント

「すべてのこども・若者の幸せと未来を守る」との決意の下、取組を強化・加速

R6補正予算案:4,335億円

「こどもまんなか」のバージョンアップ (14億円)

- こどもまんなかアクションの加速等
- こども・若者視点の現場主義の強化
 - ・ 審議会等の委員へのこども・若者の登用推進等
- こども家庭庁におけるEBPMの強化 等

地域の若者の将来設計の可能性の最大化 (170億円)

- 地域の若者のライフデザイン(将来設計)への支援(95億円)
 - ・ 地域少子化交付金の拡充と要件の大幅な簡素化
 - ・ 民間企業と連携した地域の若者のライフデザイン支援を開始
 - ・ 若年世代を対象としたプレコンセプションケアの推進 等
- 地域で安心して妊娠・出産できる環境の整備(46億円)
 - ・ 遠方で妊婦健診を受診する妊婦のための支援事業の創設
 - ・ 産後ケア施設の改修費等の支援 等
- 誰でも地域で無理なく子育てできる社会への転換(29億円)
 - ・ 全国各地の放課後児童クラブの拡充・強化
 - ・ 新たなアプローチで放課後待機児童の解消を目指すモデル事業
 - ・ 入院中のこどもの家族の付添いの環境改善 等

このほか、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給、周知広報、円滑申請のためのサポート体制の構築 (878億円)

未来を担うこどものための質の高い育成環境の提供

- 多様で質の高い保育の持続的な確保(2,117億円) (2,929億円)
 - ・ 保育士等の処遇の抜本的な改善
 - ・ 利用者の保育所等の選択に資する情報提供の充実
 - ・ 「はじめの100か月の育ちビジョン」の推進
 - ・ 保育の提供体制の確保
 - ・ 過疎地域における保育機能の確保・強化 等
- こどもの安心・安全の確保等(812億円)
 - ・ 改正子ども・子育て支援法及び子ども性暴力防止法の円滑な施行に向けた準備
 - ・ こどもの居場所づくりへの支援の強化
 - ・ 保育所等の防災・減災対策の強化・加速 等

すべてのこどもの幸せを守り抜く (343億円)

- いじめ・不登校対策等の強化(8億円)
 - ・ こどもの悩みの受け止めの強化に向けた新たな取組
 - ・ 学校外からのアプローチでのいじめ解消
 - ・ 地域における新たな不登校対策
- ひとり親家庭等への支援の強化(25億円)
 - ・ 民間企業と協働したひとり親家庭の就業・定着の一体的支援の開始 等
- 困難に直面するこどもの幸せを守り抜く(311億円)
 - ・ 地域におけるこどもホスピスへの支援を新たに開始
 - ・ ヤングケアラー支援の強化
 - ・ 児童虐待リスク情報の共有の迅速化、児童福祉施設等の整備促進
 - ・ 共働き里親等への支援 等

令和6年度 こども家庭庁 補正予算案の概要

<R6補正予算案:4,335億円>

「こどもまんなか」のバージョンアップ

1. こどもまんなかアクションの加速等	6.7億円
(1) 社会全体で子育てを応援する環境・意識の醸成	
2. こども・若者視点の現場主義の強化	6.8億円
(1) こども・子育て支援の現場からの「声」を直接聞く取組の強化	
(2) こども・若者の意見聴取に係る新たな仕組みの導入等	
(3) 若者団体への支援等	
(4) こどもの支援ニーズを把握するこどもデータ連携の推進	
3. こども家庭庁におけるEBPMの強化等	0.2億円
(1) 事業全体についてのEBPMの導入等	
(2) アカデミア連携型のリサーチデザインとEBPMの実施	

地域の若者の将来設計の可能性の最大化

1. 地域の若者のライフデザイン(将来設計)への支援	95億円
(1) 地方の少子化対策事業への支援の拡充	
(2) 民間企業等と連携したライフデザイン支援等	
(3) 若年世代を対象としたプレコンセプションケアの推進等	
2. 地域で安心して妊娠・出産できる環境の整備	46億円
(1) 妊娠・出産時の不安と負担の解消に向けた取組の強化	
・ 遠方で妊婦健診を受診する妊婦のための支援事業の創設	
・ 産後ケア施設の改修費等の支援	
・ 母子保健分野のデジタル化による負担軽減	
(2) 新生児・乳幼児の保健の強化	
・ 「1か月児・5歳児」健康診査等支援	
・ 新生児マススクリーニング検査の強化	
3. 誰でも地域で無理なく子育てできる社会への転換	29億円
(1) 放課後児童クラブの待機児童問題への対応	
(2) 入院中のこどもの家族の付添いの環境改善	

このほか、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給、周知広報、円滑申請のためのサポート体制の構築 878億円

未来を担うこどものための質の高い育成環境の提供

1. 多様で質の高い保育の持続的な確保	2,117億円
(1) 保育士等の処遇の抜本的な改善	
(2) 利用者の保育所等の選択に資する情報提供の充実	
(3) 「はじめの100か月の育ちビジョン」の推進	
(4) 保育の提供体制の確保	
(5) 過疎地域における保育機能の確保・強化	
(6) 保育分野のデジタル化の推進	
2. こどもの安心・安全の確保等	812億円
(1) 改正子ども・子育て支援法及び子ども性暴力防止法の円滑な施行に向けた準備	
(2) こどもの居場所づくりへの支援の強化	
(3) 保育所等の防災・減災対策の強化・加速等	

すべてのこどもの幸せを守り抜く

1. いじめ・不登校対策等の強化	8億円
(1) こどもの悩みの受け止め、つなぐ場に向けた取組	
(2) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくり	
(3) 地域における新たな不登校対策(不登校のこどもへの切れ目のない支援)	
2. ひとり親家庭等への支援の強化	25億円
(1) 民間企業と協働したひとり親家庭の就業・定着の一体的支援	
(2) ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制の構築等	
(3) こども食堂等を広域的に支援する民間団体の取組への支援	
3. 困難に直面するこどもの幸せを守り抜く	311億円
(1) 地域におけるこどもホスピスへの支援	
(2) ヤングケアラー支援の強化	
(3) 児童相談所等のICT化等を通じた児童相談所の体制強化	
(4) 児童福祉施設等の整備促進	
(5) こども家庭センター設置・機能強化	
(6) 児童養護施設等・障害児施設措置費の人員費の拡充等	
(7) 児童養護施設退所者等に対する自立支援	
(8) 共働き里親等への支援	

- ▶ 特に、今回は抜本的な保育士等の処遇改善において人事院勧告に準拠した改善として 10.7%の処遇改善が行われている。

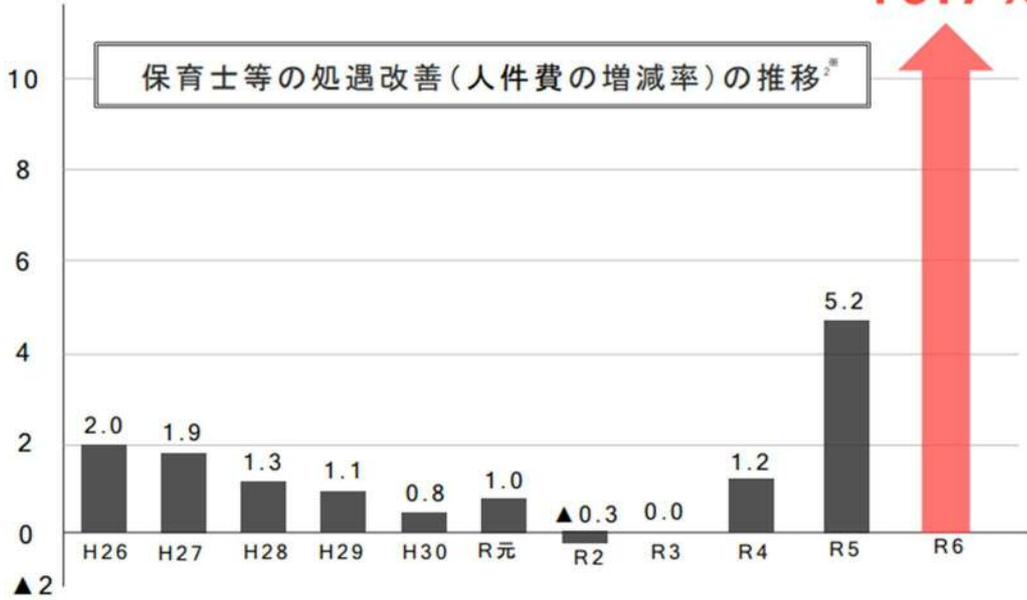
保育士等の処遇の抜本的な改善

現状からの「大脱却」を図る

抜本的な保育士等の処遇改善

過去最大^{※1}
10.7%

人件費の引き上げ率
(%)



※1 現行の子ども子育て支援新制度(平成27年4月開始)において。

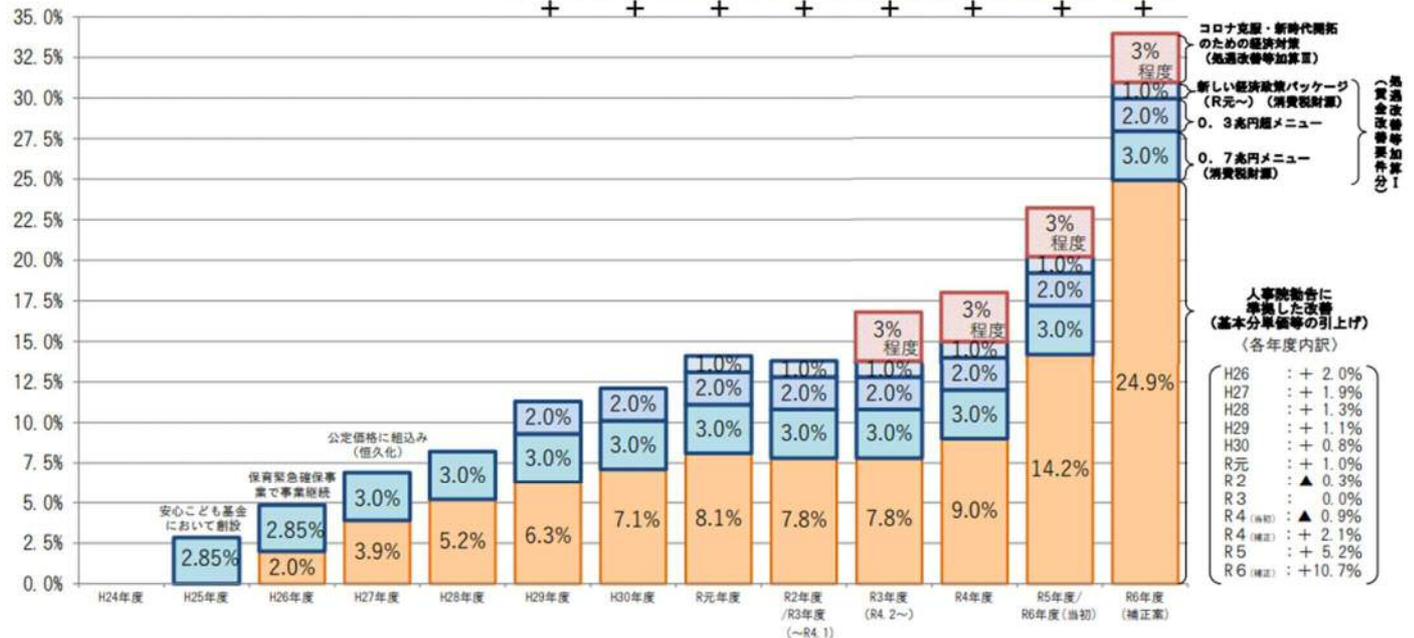
※2 引き上げ率は、各年度における人事院勧告を踏まえた保育士等の人件費の改定率である。

保育士等の処遇改善の推移

参考資料



(改善率)



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施(恒久化)

内閣府防災 概算要求 (2024.12.2)

- ▶ 12月2日、内閣府(防災)は令和6年度補正予算を公表した。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

◎令和6年度補正予算案 :350.5億円

1. 能登半島地域の災害における教訓を踏まえた防災体制の抜本強化(22.0億円)

○災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度(0.6億円)

災害時に活用可能なキッチンカー、トレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、トイレトレーラー・トイレカー、ランドリーカー等について、被災自治体のニーズに応じて提供し、迅速な被災者支援・支援者支援につなげるため、国による登録制度を創設するとともに、登録情報を蓄積するデータベースを構築する。

○プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄(13.6億円)

全国各地への迅速かつ確実なプッシュ型支援を可能とするため、立川防災合同庁舎に加えて、新たに全国7か所に、段ボールベッドやパーティション、簡易トイレ、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材等、調達に時間を要するため一定の備蓄が必要なものについて、購入・分散備蓄を実施する。

○新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の効果的な活用促進(4.9億円)

新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用した効率的な情報集約・共有等が行われるよう、地方公共団体等において実践的な机上演習(TTX)等を実施するとともに、システム活用の意義や有用性を啓発する。

○避難生活支援・防災人材育成強化(0.2億円)

地域のボランティア人材育成のために、避難生活環境の改善のためのスキル・ノウハウを身につけてもらう研修の実施地域を拡充する。

○被災者支援団体への交通費補助事業(2.8億円)

遠隔地から支援に駆けつけるNPO・ボランティア団体等の被災者支援団体の交通費について、国費により被災者支援活動経費として一部補助することにより、被災者支援活動の活性化を図る。

2. 総合防災情報システムの整備等(26.8億円)[うち、デジタル庁一括計上予算23.6億円]

○総合防災情報システムの整備等(23.6億円)

「防災デジタルプラットフォーム」の実現に向けて、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)と地方公共団体等の防災情報システムとの接続を進めるとともに、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)、防災IoTシステム、次期物資調達・輸送調整等支援システム等について令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえた機能拡張等を実施する。

○防災分野のデータ流通促進・高度化等に向けた調査検討(1.0億円)

国民等へのデータ流通促進に向けて、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)とデジタル庁が構築予定のデータ連携基盤等とのデータ連携ルール等の検討を行う。

○官民の多様な被災者支援システムの相互連携強化(1.2億円)

官民の多様な被災者支援システムの相互連携強化に向けた調査・検討を行うとともに、実証事業を通じてシステム連携による効果等を検証する。

○地方公共団体における災害用物資の備蓄のDX化モデル事業(1.0億円)

地方公共団体における物資調達・輸送調整等支援システムと連動した災害用備蓄管理体制のモデルケースを構築するためのモデル事業を行う。

3. 災害発生時の対応の強化・推進(10.7億円)

○大規模災害対策の推進(0.6億円)

能登半島地震や令和6年8月の南海トラフ地震臨時情報の発表等を踏まえ、大規模地震・火山・風水害等について、減災対策の実効性向上に向けた各種施策を推進する。

○企業等と連携した新しい地区防災計画づくりの推進に係る経費(0.1億円)

近年の災害事例を調査しつつ、日頃からの自助・共助による災害への備えを強化するため、企業、病院、学校、生協等多様な主体と連携した新しい地区防災計画づくりを推進する。

○災害中間支援組織の設置・実践的機能強化(0.1億円)

被災者支援のモレ・ムラが起きないよう、行政を含む多様な被災者支援の担い手間の連携・情報共有・役割分担等が重要であり、都道府県域でこうしたコーディネーションを行う災害中間支援組織の設置を促すための支援を行う。

○災害対策への民間主体の参画・活動促進に係る環境整備(1.5億円)

NPO、企業・団体等の民間主体が災害対策に積極的に参画できる環境を整備するため、災害時応援手順の検討や活動団体登録制度の検討等を行う。

○アジア地域における戦略的な防災投資促進の枠組み整備(0.2億円)

ASEAN加盟国各国防災機関と我が国防災関係機関・防災関連企業の連携プラットフォームを通じ、知見の共有や施策検討を行うことにより、本邦防災関連企業の海外展開を促進するとともに、日本の経験・知見を活用し地域の災害リスク削減に貢献する。

○大規模災害対応体制の改善に係る海外事例調査(0.2億円)

海外における災害対応の優良・先進事例、およびこれらの事例にかかる行政機関の組織体制、法制度、官民連携、国外からの支援受入れ等について、関係者ヒアリング・現地踏査を含めた詳細調査を行う。

○事前防災強化に係る防災教育の推進(1.0億円)

水・食料等の備蓄、避難行動の確認等、国民が大規模災害に備えるための事前防災対策について、能登半島地震等の最新の経験・教訓を踏まえ国民各層に効果的に普及啓発を行うための検討を行うとともに、最新のデジタル技術等を活用した防災教育の推進を図る。

○国と地域の災害対応力を底上げする人材育成の取組(0.6億円)

国と地域の災害対応体制の強化のため、幅広い国の職員向けに災害対応eラーニングを新たに実施するとともに、県と市町村が一堂に会した地域研修を加速させる。

○能登半島地震を踏まえた被災者支援の強化・充実(0.3億円)

避難所におけるレイアウト図を作成する等、官民が連携して災害に備えて取り組むモデル事例を集め、横展開することで、全国的な取り組みを促進する。また、能登半島地震等での知見を活かし、ホテル・旅館等への二次避難を円滑に行うため、国において関係者の意見を徴収してガイドラインを作成する。

○災害ケースマネジメントの普及・定着 (0.2億円)

これまで災害を経験したことがない等の地域に対し、国がケース会議の開催などを伴走支援することで、災害ケースマネジメントの実施を進める。

○災害救助法に基づく救助費用の求償手続きの効率化(0.4億円)

被災自治体と応援自治体が、応援職員の活動状況、応援自治体における支出記録等を双方が容易に確認し、関連する書類の提出を省略可能とする等の効率化を図るアプリケーションの開発を進める。

○中央防災無線網の円滑な運用のための設備整備(2.3億円)

中央防災無線網の円滑な運用を継続するため、ネットワーク設備の機器の更新、設備の集約を行うとともに、衛星通信サービスへの移行による指定公共機関との低コストな通信サービスを実現する。また、能登半島地震を受け、現地対策本部のシステム構成等の検討、備品等の調達を行う。

○立川・有明の丘・東扇島施設に係る施設改修等(3.2億円)

災害対策本部予備施設(立川)及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(有明の丘・東扇島)について、政府の災害対応に必要な機能及び性能を確保するため、施設の老朽化に伴う自動火災報知設備の更新等を行う。

4. 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の強化(2.5億円)

船舶を活用した医療提供体制の整備を推進するため、過去の災害の被害状況等を検証し、船舶活用医療の実効性・有効性を向上させる。また、運用に必要な資器材等を確保する。

5. 災害救助費等負担金 等(288.5億円)

- ・災害救助費等負担金(236.4億円)
- ・災害弔慰金等負担金(11.1億円)
- ・災害援護貸付金(1.0億円)
- ・被災者生活再建支援金補助金(39.9億円)

令和7年度予算編成の基本方針閣議決定(2024.12.6)

- ▶ 12月16日、政府は令和7年度予算編成の基本方針を閣議決定した。
- ▶ 基本方針において、最重要課題は「全ての世代の現在・将来の賃金・所得の増加であり、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実にすることである」としている。
- ▶ 施策の方向性において、「建設・物流、医療・介護等の現場におけるロボット・ICT機器の活用を通じた生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援する。」としている。
- ▶ 災害対策については、「令和6年能登半島地震等の自然災害からの復旧・復興に取り組む」「避難所環境の整備など、防災・減災及び国土強靱化の取組を着実に推進する」としている。
- ▶ 「若い世代の所得の増加と社会全体の構造・意識の変革、全てのこども・子育て世帯に対し切れ目のない支援を行う観点から、『こども未来戦略』で示された『こども・子育て支援加速化プラン』を着実に実施する。『こども誰でも通園制度』の制度化やこどもの貧困等の多様な支援ニーズへの対応の強化、育児休業制度の充実等に取り組む。」としている。
- ▶ さらに、誰一人取り残されない安心・安全な社会の実現を目指し、全世代型社会保障の構築、女性や高齢者の活躍・参画の推進、障害者の社会参加や地域移行の推進、孤独・孤立対策等に取り組むとしている。

11. 災害対策

<会議>

災害ケースマネジメント全国協議会

◇第1回(2024.10.29)

- ▶ 10月29日、第1回災害ケースマネジメント全国協議会が開催された。
- ▶ 「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組」である災害ケースマネジメントの重要性が高まってきている。
- ▶ 本協議会は、関係団体間で顔の見える関係を構築するとともに、それぞれが持つ知見の共有や役割について相互理解を図るとともに、全国レベルの関係団体で連携を図ることで、各地域レベルで災害ケースマネジメントに携わる関係者の平時からの連携を後押し、災害ケースマネジメントのより一層の促進を目的とするもの。
- ▶ 本会からは金井常務理事が参画している。
- ▶ 今回は、災害ケースマネジメントに関する取組と協議会設立の説明後、日本弁護士連合会・災害復興支援委員会の津久井進氏による災害ケースマネジメントと連携のポイントについての基調講演が行われた。本会からは「能登半島地震における社会福祉協議会の取組」について報告を行った。
- ▶ 今後、年に1、2回の頻度で開催予定。

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ

◇第10回(2024.11.21)

- ▶ 11月21日、内閣府は、第10回令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループを開催した。
- ▶ 今回は、前回に引き続き報告書(案)について協議され、取りまとめられた。
- ▶ 取りまとめでは、災害対応の方向性として、「防災対策強化のための基本的な考え方」と「能登半島地震の特徴をふまえた災害対応の方向性」に整理している。
- ▶ 福祉分野に関する事項としては、以下のとおり。
 - 福祉的支援の強化に向けた体制の強化等
(増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するための制度改正)
 - ・増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援として、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の実施(災害ケースマネジメント)等の施策について検討し、必要な制度改正を行う必要がある
 - (災害関係法制への「福祉」の位置付けについての検討)
 - ・初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など、福祉的支援の強化に向け検討する必要がある。また、災害救助法上の救助の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討する必要がある。
 - (DWATの活動範囲の拡大)
 - ・これらの検討等と併せて、在宅避難者や車中泊避難者、また被災施設への支援強化のため、在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応や、被災してサービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて、DWATの活動範囲の拡大により対応する必要がある。
 - ・DWAT活動について平時から必要な支援体制を確保するため、各都道府県等のコーディネート機

能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備面の充実、DWAT の活動に関する理解促進、活動期間の調整の仕組みについても併せて検討しておくなど、DWAT 活動に関する制度見直しに向けた検討を進める必要がある。また、被災者見守り・相談支援等事業の本格的開始が仮設住宅の完成後であったという課題があり、円滑な実施に向けた検討をすることが必要である。

(福祉従事者の確保)

- ・福祉的な支援を支える人員の確保が難しい場合に対応した制度の在り方を検討する必要がある。
- ・今後の高齢化に向けては、被災要配慮者の命と健康を守るため、避難所外で避難生活を送る要配慮者に対して、どのような福祉的な支援をどのような体制で届けていくべきか検討するとともに、高齢者の避難生活を支える福祉従事者の確保と組織化の検討が必要である。

(社会福祉施設等の被害情報共有体制の強化)

- ・社会福祉施設等の被害情報収集体制を強化するため、災害時情報共有システムの機能の拡充や平時における入力促進、有事の入力率向上を図り、加えて関係者間で共有するため、D24H にて集約し、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)(内閣府)へ自動連携を行うべきである。

(福祉避難所への避難の円滑化)

- ・市町村は、平常時に都道府県教育委員会等の協力を得て特別支援学校を福祉避難所に指定すること、福祉避難所に直接避難できるようにすること、一般の避難所に福祉的配慮スペースを設けること等に取り組む必要がある。

(NPO や民間企業・ボランティア等との連携強化)

- ・行政においては、民間との連携を、努力目標ではなく必ず取り組むべきものとして位置付け、自治体とNPO や民間企業、ボランティア等との連携体制を構築する方策について検討する必要がある。また、国は、広報・啓発等を通じて、災害ボランティア活動への理解増進、災害ボランティア活動に参加しやすくなる環境整備に努める必要がある。

(民間の活動団体の登録制度や斡旋する仕組みの構築)

- ・NPO や民間企業等が災害対策に積極的に参画できる環境を整備するため、平時からの連携体制を構築するとともに、災害時支援手順の体系化等を行うべきである。また、民間の活動団体の登録制度や、被災自治体に対して国や都道府県が活動団体を斡旋する仕組みの検討等を行うべきである。

▶ 概要は以下のとおり。

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今回の特徴を踏まえた災害対応の方向性

【防災対策強化のための基本的な考え方】

- 大規模災害に総力戦で臨むための国民的防災意識の醸成
- 地域防災計画の見直し等による各種計画の実効性の向上
- 災害対応力の底上げに向けた各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施
- 災害対応の効率化・高度化に向けた防災DXの加速・新技術等の活用推進



【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】

- 状況把握の困難性や孤立生活発生等の地理的特徴や社会的特性を踏まえた災害応急対応や応援体制の強化
- 高齢化地域における災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化
- 甚大な被害やリソース不足を踏まえたNPOや民間企業等との連携の強化
- 将来の人口動態等の社会的特性を踏まえた事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

1. 人的・物的被害への対応

○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進や暫定的・緊急的な安全確保策の推進

住宅・建築物の耐震化の促進に向け、地方公共団体と連携し、補助・税制・融資による各種支援や普及啓発等を強力に実施すべき。

- 液状化ハザードマップ作成を促進し、より実態に即したリスク情報を示すことによるリスクコミュニケーションの充実
- 既存の地震・津波観測施設の更新を含む全国の津波観測体制の強化
- 火災予防のための感震ブレーカーの普及や密集市街地の整備改善

○ 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化・早期復旧の推進

上下水道施設の被害状況の調査や復旧の支援活動を実施するに当たっては、プッシュ型での支援を実施すべく、国が全体調整を行うとともに、上下水道一体の支援体制を構築・充実すべき。

- 道路啓蒙とライフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

2. 国・地方公共団体等における災害応急対応

- 災害対応のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引きの作成及び実効性のある訓練・研修の充実

○ 孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や支援計画に基づく訓練

災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については、孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるべき。支援計画について、職員への計画内容の周知や、支援計画に基づく訓練の実施等により、支援計画の実効性の確保に取り組むべき。

○ 政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化

(TEC-FORCE、MAFF-SAT、D-EST、通信体制、デジタル体制等)

事前防災の徹底に向け、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で強化するとともに、防災庁を設置すべく準備を進める旨の政府方針に沿って、所要の取組を着実に進めるべき。

被災自治体への支援に大きな役割を果たした国による応援組織について、大規模災害に備えて、組織の充実・強化を進める必要があり、国による応援組織の機能の在り方について、職員の確保、外部人材の活用、民間団体との連携、処遇改善を含め、検討すべき。

- 被災地学び支援派遣等特待組（D-EST）等による子どもたちの学びの継続や学校の早期再開のための支援
- 応急対策職員派遣制度について、総括支援課・政令市の負担が大きかったこと等を踏まえ制度を改善
- 過酷な環境下での派遣職員の安全・継続的な支援のための環境、食料等の資機材や装備品の充実
- 災害時に国が迅速に「道の駅」を活用して災害支援を行うための仕組みの検討



危険箇所での被災状況調査

3. 被災者支援

○ 避難生活を支援する地域のボランティア人材を育成するための仕組みや研修の充実

地域で避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備すべき。

避難所運営に関わる担い手と連携して地域の避難生活全般に関する「避難生活支援コーディネーター」及び保健・医療・福祉等の専門的な知見を活かした災害・助言を行う「避難生活支援専門アドバイザー」の育成を図るべき。

○ 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者・車中泊避難者等も含めて支援

○ 避難所開設時からパーテーションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、スニア基準も十分に踏まえ指針やガイドラインに反映

- 学校の体育館等の空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化の推進
- 避難所等において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備・備蓄の促進、提供体制の構築

避難所における温かい食事の提供のため、避難所や公民館・集会所等において速やかに炊き出しが可能となるよう、大型のガス設備や燃料をはじめ、調理に必要な設備一式やキッチンカー等の整備・備蓄や提供体制の構築を促すべき。

○ 携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保

自治体による、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保の協定締結等を促進すべき。公共工事で「快通トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達に容易にできる環境整備を図るべき。高速道路会社のトイレカーを引き続き活用するとともに、地方公共団体等におけるトイレトレーラー・トイレカーの導入等を検討すべき。

○ 入浴支援を行うNPO等との協定締結等による入浴機会確保や防災戸等による生活用水の確保のための平時からの準備

災害時に使用できるシャワー設備・入浴設備の確保、入浴支援を行うNPOや民間福祉施設等の関係事業者との協定の締結、避難所に入浴施設間の送迎のためのマイクロバス等の確保など、入浴機会が確保されるよう平時からの準備を促すべき。

○ 被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリカー等を迅速に提供するための登録制度の検討

移動型車両・コンテナ等を迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレトレーラー、トイレカー、ランドリカー、トレーラーハウス等について、平時からあらかじめ登録し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべき。



キッチンカー



トイレカー



登録窓口

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

3. 被災者支援

- 増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の施策について検討するべき。

○ 災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討

初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など、福祉的支援の強化に向け検討すべき。また、災害救助法上の救助の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討すべき。

在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応や被災しサービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて、DWATの活動範囲の拡大により対応すべき。

DWAT活動についての各都道府県等のコーディネート機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備品の充実等、DWAT活動に関する制度見直しに向けた検討を進めるべき。

- 被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進

○ 2次避難者に係る宿泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備

2次避難を行うべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、被災者の移送手段の確保、2次避難についての被災者の意向の把握、被災者の希望を踏まえた、ホテル・旅館等のマッチング、2次避難先での継続的な支援等について仕組みを検討し、2次避難所運営マニュアル等を整備すべき。

○ 広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について検討

広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について制度改正も含めて検討するとともに、広域避難者等のデータベースについて普及のための取組を進めるべき。

- 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善
- 避難所等で被災者支援を行うNPO等への災害救助費等を活用した業務委託に係る手順や具体例の周知

6. 多様な主体の連携等による支援体制の強化

- 応援職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、官民を通じたトレーラーハウス、ムベジハウス等の活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め検討
- 都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中間支援組織の設置・機能強化の加速化
- 自治体と民間団体との協定締結の推進及び協定の検証・見直しによる実効性の確保

7. 特徴的な災害を踏まえた対応

- ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いた情報収集、民間ドローンの積極活用

○ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）による現場情報等のリアルタイム共有体制の構築

SOBO-WEBを活用して各種被害情報等を位置情報と結び付けるとともに、同システムを中核として、関係機関のシステムと連携を図り、被害情報、避難情報、通行可能な道路等の現場の情報を自動的に連携し、リアルタイムで共有される「防災デジタルプラットフォーム」を可及的速やかに構築すべき。

- 地震被災地で発生する水害に備えたりリスク情報のきめ細かな周知、複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

8. 引き続き検討及び取り組むべき事項

- 想定される大規模災害にあらゆる主体が総力戦で臨むための、体制や連携の在り方の検討
- 自助を促すための国民等の意識啓発と共助を促すための連携の在り方の検討

4. 物資調達・輸送

- 「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発

○ 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国の調査・公表

自治体において、トイレ、食料、パーテーション、段ボールベッド等の避難生活において必要な物資の備蓄を進めるとともに、国に、その備蓄状況を調査し、公表すべき。

市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保

調査・運搬に時間を要するプッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄

- パーテーションや段ボールベッド等について、国においても一定量備蓄しているが、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材を含む、より迅速な被災者支援のため、調査・運搬に時間を要するこれらの物資については、各地域への分散備蓄を実施すべき。
- プッシュ型支援で調達する食品の品目のバリエーションの充実
- 民間の輸送・物流事業者が有する専門的ノウハウを活かすための、自治体と民間事業者間の事前連携

○ 物資調達・輸送調整等支援システムの改善と訓練等を通じた運用の円滑化

- 迅速な被害認定調査のためのリモート判定、日本損害保険協会等との連携等
- 恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法について整理
- 公費解体や災害廃棄物処理の円滑化・迅速化のためのマニュアル等の見直し
- 復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進

○ 分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧・整備

上下水道の復旧・整備に当たっては、復興まちづくり、将来の人口動態など様々な観点から総合的に判断して、被災時の機能確保方法等も検討しつつ、必要に応じて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。

- 地域を支える中小・小規模事業者や農林漁業者の早期のなりわい再建や伝統産業・文化を継承するための支援

○ NPOや民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備（民間活動団体の登録制度の検討等）

NPO、企業等の民間主体が災害対策に積極的に参画できる環境を整備するため、平時からの連携体制を構築し、災害時支援手順の体系化や民間の活動団体の登録制度を検討するとともに、活動支援を行うべき。

○ 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小形化や軽量化

陸路輸送が困難な場合でも速速に進出できるよう、空路や海路での輸送に備え、車両や資機材の小形化や軽量化等に関する技術的検討を進めて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用性を高めるとともに、現地派遣人員等の編成の検討を行うべき。

- 地震被災地で発生する水害に備えたりリスク情報のきめ細かな周知、複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

関係府庁による実装の検討、カタログ化による自治体の活用促進、国や民間の技術開発等を推進すべく。



小型・軽量化された消防車の輸送

◇第9回(2024.11.13)

- ▶ 11月13日、内閣府は、第9回令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループを開催した。
- ▶ 今回は、前回協議をふまえ報告書本文(案)が示され、協議が行われた。

◇第8回(2024.10.24)

- ▶ 10月24日、内閣府は、第8回令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループを開催した。
- ▶ 今回は、報告書骨子(案)が示され、協議が行われた。

◇第7回(2024.10.7)

- ▶ 10月7日、内閣府は、第7回令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループを開催した。
- ▶ 今回は、9月20日からの大雨による被害状況等について報告が行われた後、分野横断的な対応、報告書骨子(案)について協議が行われた。(報告書骨子案は非公表)

◇第6回(2024.9.25)

- ▶ 9月25日、内閣府は、第6回令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループを書面にて開催し、報告書骨子(案)が示された(非公表)。

防災庁準備室の設置(2024.11.1)

- ▶ 11月1日、政府は防災庁の設置に向けた防災庁準備室を内閣官房に立ち上げた。担当は赤澤亮正経済再生担当大臣が就任。防災庁の2026年度中の設置を目指している。
- ▶ 石破総理大臣は「国民を災害から守るためには防災業務の企画立案機能を抜本的に強化し、平時から不断に万全の備えを行うことが必要不可欠である。そのためには、専任の大臣を置き、十分な数の災害対応のエキスパートをそろえた、『本気の事前防災』のための組織が必要であり、これが、防災庁である。防災庁の設置により、スフィア基準(人道憲章と人道支援における最低基準)も踏まえた、被災者の方が安心して過ごせる避難生活環境の整備、発災後速やかにトイレ、キッチンカー、ベッド・風呂等々を配備できるような官民連携体制の構築、被災地の情報を迅速かつ効率的に収集する防災DX(デジタル・トランスフォーメーション)などが、飛躍的に前進することが期待される。」と発言した。

12. その他

<会議>

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

◇第14回(2024.10.3)

- ▶ 10月3日、法務省は「第14回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を開催した。
- ▶ 今回は報告書案について取りまとめられ、その後、牧原秀樹法務大臣に対して報告書が手渡された。
- ▶ 報告書では、論点ごとの課題事項について整理し、今後講じていく施策等について整理されている。
- ▶ 年齢条件については、「社会経済情勢の変化に伴い、定年年齢が延長していることを踏まえ、令和7年度から、保護司会における年齢層のバランスに留意しつつ、新任委嘱時の上限年齢(原則66歳以下)を撤廃すべき」としている。
- ▶ また、任期について「長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるのに十分な期間を確保するという観点から、2年の任期を見直しすべき」としている。
- ▶ 報酬制については「保護司活動は、労働の対価としての給与の支給を受けずに行われている崇高な社会貢献の取組。保護司の無償性は、利他の精神や人間愛に基づく地域社会における自発的な善意を象徴するものであり、なお堅持していくべき価値があるもの。」と整理している。
- ▶ 一方で、保護司実費弁償金については、「幅広い年齢層の保護司が、保護観察等事件の担当の有無にかかわらず、無理なく保護司活動を継続できるよう保護司実費弁償金を充実。保護司組織の維持・強化に必要な保護司実費弁償金も充実すべき」としている。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会(報告書概要)

法務省保護局

<p>1. 第二次再犯防止推進計画(令和5年3月17日閣議決定)</p> <p>○持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号64】</p> <p>法務省は、時代の変化に適切可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。</p>	<p>5. 今後講じていく施策等</p> <p>①推薦・委嘱の手順、年齢条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 公費の取組を試行 <ul style="list-style-type: none"> 保護司の人脈のみに頼らず、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施、地方公共団体の広報誌等を通じた広報・周知により保護司候補者を募集する、いわゆる公募の取組を保護司会の意向を十分に踏まえつつ試行。 委嘱時上り年齢を撤廃 <ul style="list-style-type: none"> 社会経済情勢の変化に伴い、定年年齢が延長していることを踏まえ、令和7年度から、保護司会における年齢層のバランスに留意しつつ、新任委嘱時の上限年齢(原則66歳以下)を撤廃。 任期の見直し <ul style="list-style-type: none"> 長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるのに十分な期間を確保するという観点から、2年の任期を見直し。 国際化への更なる対応 <ul style="list-style-type: none"> 保護司会の意向や地域の実情を十分に踏まえ、外国語や外国文化に精通している人材を保護司や保護司活動の協力者として確保。 <p>②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護司活動の分担制はなさない <ul style="list-style-type: none"> 保護司の使命は、処遇活動と地域活動との両立を通じてより良く達せられるものであり、どちらか一方のみを担当する分担制はなさない。ただし、多忙により活動に制約が生じてしまう現役世代にも配慮し、今後も活動の在り方を探索。 デジタル技術を活用した保護司活動の負担軽減 <ul style="list-style-type: none"> 保護司専用HP(H@)の活用促進や利便性向上のための機能拡充、土日・夜間を含めて広く研修の機会を確保するためのリモート研修の実施。 犯罪被害者等の心情等を十分に考慮した処遇の強化 <ul style="list-style-type: none"> 保護観察官及び保護司において、保護観察等対象者に、自らの犯罪の責任を自覚させ、被害者等の心情を理解させることにより、誠実に被害弁償させたり、心からの謝罪の気持ちを持たせてこれを実行させたりするなど、適切な処遇を強化。 																																										
<p>2. 論点ごとの課題事項</p> <p>①推薦・委嘱の手順、年齢条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護司法第3条第1項(推薦及び委嘱)、同法第7条(任期) <ul style="list-style-type: none"> 公費の導入 委嘱時・再任時上限年齢の取扱い <p>②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護司法第8条の2(職務の遂行) <ul style="list-style-type: none"> 処遇活動又は地域活動のみを行う等担当制(保護司活動の限定)の導入 事件を担当することへの不安・負担の軽減 平日夜間・休日の会合・研修実施や保護観察官対応 <p>③待遇、活動環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護司法第2条(設置区域及び定数)、同法第11条(費用の支給)、同法第13条(保護司会) <ul style="list-style-type: none"> 会費・実費負担分の取扱い 報酬制の導入 デジタル化の推進 更生保護サポートセンターの在り方 保護区・保護司会の在り方 社会的認知度の向上・広報の在り方 <p>④保護司の使命</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護司法第1条(保護司の使命) <ul style="list-style-type: none"> これからの時代を見据えた保護司の使命とは <p>⑤保護司の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護司活動における安全・安心の確保策の在り方 <ul style="list-style-type: none"> 保護司や家族の不安の軽減 自宅以外の面接場所の確保 	<p>③任期の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるのに十分な期間を確保するという観点から、2年の任期を見直し。 <p>④報酬制はなさない</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護司の使命(第1条関係)、保護司の無償性は、利他の精神や人間愛に基づく地域社会における自発的な善意を象徴するものであり、なお堅持していくべき価値があるもの。 <p>⑤保護司の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 安心して保護司活動を継続するための取組の強化 <ul style="list-style-type: none"> 定期的な保護観察事件の点検、保護司の不安等の適時的確な把握、保護司が相談しやすい関係性の構築、保護司複数指名制の活用、保護観察官による直接関与などの取組を強化。 保護司の家族への支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> 保護司の家族の不安や負担を軽減できるよう、保護司の家族が互いに意見交換できるような機会を設けるなど、必要な支援を充実。 面接場所・面接方法の選択性の拡充 <ul style="list-style-type: none"> 更生保護サポートセンターの複数設置に加え、公民館等の公的施設や民間団体の会議室等の利用など、保護司のみならず、保護観察対象者等にとっても利便性の高い面接場所を拡充。 面接方法に一律のルールを設けるのではなく、保護観察官や企画調整保護司が対面・オンラインで同席できるようにするなど、安全・安心が確保される面接方法の柔軟かつ円滑な選択を可能に。 保護観察等の実施体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ユニット制の導入を含む更生保護官等職員の配置の最適化や保護観察官の増員により、保護観察官が、保護司や保護観察対象者等の状況に応じて迅速かつ的確に対応することができるような体制を構築。 																																										
<p>3. スケジュール</p> <table border="1"> <tr> <td>令和5年5月17日</td> <td>第1回</td> <td>論点と論点ごとの課題について意見交換</td> </tr> <tr> <td>6月20日</td> <td>第2回</td> <td>保護司・保護司会の視察・ヒアリング</td> </tr> <tr> <td>7月27日</td> <td>第3回</td> <td>推薦・委嘱の手順、年齢条件、保護司の使命</td> </tr> <tr> <td>8月30日</td> <td>第4回</td> <td>職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、保護司の使命</td> </tr> <tr> <td>9月21日</td> <td>第5回</td> <td>待遇、活動環境、保護司の使命</td> </tr> <tr> <td>12月21日</td> <td>第6回</td> <td>保護司の使命等</td> </tr> <tr> <td>令和6年2月21日</td> <td>第7回</td> <td>中間取りまとめ案について意見交換</td> </tr> <tr> <td>3月28日</td> <td>第8回</td> <td>中間取りまとめの確定</td> </tr> <tr> <td>4月25日</td> <td>第9回</td> <td>有識者からのヒアリング・意見交換</td> </tr> <tr> <td>6月27日</td> <td>第10回</td> <td>保護司の安全確保等</td> </tr> <tr> <td>7月29日</td> <td>第11回</td> <td>保護司の安全確保</td> </tr> <tr> <td>8月29日</td> <td>第12回</td> <td>報告書案について意見交換</td> </tr> <tr> <td>9月27日</td> <td>第13回</td> <td>報告書案について意見交換</td> </tr> <tr> <td>10月3日</td> <td>第14回</td> <td>報告書の確定(法務大臣への報告)</td> </tr> </table> <p>4. 構成員(12名)</p> <p>ベテラン・若手の現役保護司5名を含む学識経験者等有識者から構成</p>	令和5年5月17日	第1回	論点と論点ごとの課題について意見交換	6月20日	第2回	保護司・保護司会の視察・ヒアリング	7月27日	第3回	推薦・委嘱の手順、年齢条件、保護司の使命	8月30日	第4回	職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、保護司の使命	9月21日	第5回	待遇、活動環境、保護司の使命	12月21日	第6回	保護司の使命等	令和6年2月21日	第7回	中間取りまとめ案について意見交換	3月28日	第8回	中間取りまとめの確定	4月25日	第9回	有識者からのヒアリング・意見交換	6月27日	第10回	保護司の安全確保等	7月29日	第11回	保護司の安全確保	8月29日	第12回	報告書案について意見交換	9月27日	第13回	報告書案について意見交換	10月3日	第14回	報告書の確定(法務大臣への報告)	<p>⑥保護司の使命</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護司法等の見直しを検討 <ul style="list-style-type: none"> 保護司の使命(第1条関係)、保護司の具備条件(第3条関係)、地方公共団体の協力(第17条関係)等の見直しを検討。 保護司制度の在り方やその補填・発展のための方策等の検討 <ul style="list-style-type: none"> 持続可能な保護司制度の確立には、今後の我が国の社会情勢や人々の価値観の変化等に対応していく必要があることから、保護局において、少なくとも5年ごとに検討を実施。
令和5年5月17日	第1回	論点と論点ごとの課題について意見交換																																									
6月20日	第2回	保護司・保護司会の視察・ヒアリング																																									
7月27日	第3回	推薦・委嘱の手順、年齢条件、保護司の使命																																									
8月30日	第4回	職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、保護司の使命																																									
9月21日	第5回	待遇、活動環境、保護司の使命																																									
12月21日	第6回	保護司の使命等																																									
令和6年2月21日	第7回	中間取りまとめ案について意見交換																																									
3月28日	第8回	中間取りまとめの確定																																									
4月25日	第9回	有識者からのヒアリング・意見交換																																									
6月27日	第10回	保護司の安全確保等																																									
7月29日	第11回	保護司の安全確保																																									
8月29日	第12回	報告書案について意見交換																																									
9月27日	第13回	報告書案について意見交換																																									
10月3日	第14回	報告書の確定(法務大臣への報告)																																									

◇第13回(2024.9.27)

- ▶ 9月27日、法務省は「第13回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を開催した。
- ▶ 今回は前回に引き続き報告書(案)について協議が行われた。

◇第12回(2024.8.29)

- ▶ 8月29日、法務省は「第12回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を開催した。
- ▶ 今回は、持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書案が示され、協議が行われた。
- ▶ 報告書案では、「推薦・委嘱の手順、年齢条件」「職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化」「待遇、活動環境」「保護司の使命」「保護司の安全確保」について、現状認識、委員会での主な意見、今後講じていく施策等が整理された。
- ▶ 「推薦・委嘱の手順、年齢条件」については、今後講じていく施策等において、
 - 定年年齢が延長していることを踏まえ、令和7年度から、新任委嘱時の上限年齢を撤廃すること
 - 退任年齢の引上げについて検討すること等が示された。
- ▶ 「待遇、活動環境」において、報酬制の導入については、「保護司の無償性は、制度発足以来、利他の精神や人間愛に基づく地域社会における自発的な善意を象徴するものであり、なお堅持していくべき価値があることから、報酬制の導入はなじまない。」と整理された。

◇第11回(2024.7.29)

- ▶ 7月29日、法務省は「第11回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を開催した。
- ▶ 今回は、本年5月に保護司が自宅において殺害された事件を受け、全国の保護司に対して行っている不安等の聴取等について主な意見が示され、保護司の安全確保について意見交換が行われた。

<通知・公表>

令和6年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果(2024.10.28)

- ▶ 10月28日、厚生労働省は令和6年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果を公表した。
- ▶ 調査結果の主なポイントは以下のとおり。
 1. 賃金の改定状況
 - (1) 賃金の改定の実施状況別企業割合
 - ・「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業割合 91.2%(前年 89.1%)
 - (2) 1人平均賃金の改定額(予定を含む。) 11,961円(前年 9,437円)
 - ・1人平均賃金の改定率(予定を含む。) 4.1%(同 3.2%)
 - ・「労働組合あり」の1人平均賃金の改定額(予定を含む。) 13,668円(前年 10,650円)
改定率(予定を含む。) 4.5%(同 3.4%)
 - ・「労働組合なし」の1人平均賃金の改定額(予定を含む。) 10,170円(前年 8,302円)
改定率(予定を含む。) 3.6%(同 3.1%)
 2. 定期昇給の実施状況
 - (1) 賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業における定期昇給の状況
 - 定期昇給を「行った・行う」企業割合
 - 管理職 76.8%(前年 71.8%)
 - 一般職 83.4%(同 79.5%)
 - (2) 定期昇給制度がある企業におけるベースアップの状況
 - ベースアップを「行った・行う」企業割合
 - 管理職 47.0%(前年 43.4%)

令和5年度 介護給付費等実態統計の概況(2024.9.26)

- ▶ 9月26日、厚生労働省は令和5年度 介護給付費等実態統計の結果を公表した。
- ▶ 調査結果の主なポイントは以下のとおり。

【調査結果のポイント】※「受給者数」及び「受給者1人当たり費用額」は10の位を、「費用額」は1000万の位を四捨五入した値である。

○ 介護予防サービス及び介護サービスの受給者の状況 (表1・表2-1(2頁)、表2-2(3頁))

・年間実受給者数(※1)	663万2,000人	(対前年度増減数)	10万7,600人(1.6%)の増加
介護予防サービス	124万4,600人	(同)	5万9,900人(5.1%)の増加
介護サービス	566万6,500人	(同)	7万4,900人(1.3%)の増加

※1 令和5年4月から翌年3月の1年間において、一度でも介護予防サービス又は介護サービスを受給したことのある者の数であり、同一人が2回以上受給した場合は、1人として計上している。また、同一人が介護予防サービスと介護サービスの両方を受けた場合は、それぞれに1人として計上している。

○ 介護予防サービス及び介護サービスの費用額の状況 (表5・表6-1(6頁)、表6-2(7頁))

・費用額累計	11兆5,139億円	(対前年度増減額)	3,227億円(2.9%)の増加
介護予防サービス	2,993億円	(同)	161億円(5.7%)の増加
介護サービス	11兆2,146億円	(同)	3,066億円(2.8%)の増加

○ 都道府県別にみた受給者1人当たり費用額(令和6年4月審査分)の高い都道府県(図3(8頁))

<介護予防サービス>		<介護サービス>	
1	佐賀県 3万6,900円	1	鳥取県 22万3,100円
2	長崎県 3万4,200円	2	沖縄県 21万4,900円
3	鹿児島県 3万2,900円	3	新潟県 21万4,400円

令和5年若年者雇用実態調査の概況(2024.9.25)

- ▶ 9月25日、厚生労働省は令和5年若年者雇用実態調査の結果を公表した。
- ▶ 「若年者雇用実態調査」は、厚生労働省が、事業所における若年労働者の雇用状況、若年労働者の就業に関する意識など若年者の雇用実態について把握することを目的とし、5人以上の常用労働者を雇用する事業所約17,000カ所と、そこで働く若年労働者(満15~34歳の労働者)約23,000人を対象として令和5年10月1日現在の状況について調査を実施したもの。

- ▶ 主な結果は以下のとおり。

[事業所調査]

1 労働者に占める若年労働者の割合は低下

- ・全労働者に占める若年労働者の割合 23.7%(前回(平成30年)調査 27.3%)
- ・正社員に占める若年労働者の割合 25.4%(同 27.7%)
- ・正社員以外の労働者に占める若年労働者の割合 20.8%(同 26.8%)

2 「若年労働者の定着のための対策を行っている」事業所の割合は上昇

- ・若年正社員 73.7%(同 72.0%)
- ・正社員以外の若年労働者 60.1%(同 57.1%)
- ・若年労働者の定着のための対策では、「労働時間の短縮・有給休暇の積極的な取得奨励」を実施している事業所割合が上昇
- ・若年正社員 52.9%(同 37.8%)
- ・正社員以外の若年労働者 44.9%(同 33.4%)

〔個人調査〕

1 在学していない若年労働者が初めて勤務した会社で現在も働いているかの有無

「勤務している」55.5%、「勤務していない」42.7%

初めて勤務した会社をやめた理由(3つまでの複数回答)は「労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった」28.5%、「人間関係がよくなかった」26.4%の順

2 今後「転職したいと思っている」若年正社員の割合 31.2%(同 27.6%)

転職しようと思う理由(複数回答)は「賃金の条件がよい会社にかわりたい」59.9%、

「労働時間・休日・休暇の条件がよい会社にかわりたい」50.0%の順

労働経済白書 公表(2024.9.6)

- ▶ 9月6日、厚生労働省は令和6年労働経済白書を公表した。
- ▶ 労働経済白書は、一般経済や雇用、労働時間などの現状や課題について、統計データを活用して分析する報告書で、今回で75回目の公表となる。
- ▶ 今回の白書では、「人手不足への対応」をテーマとして分析を行っている。第Ⅰ部では、2023年の雇用情勢や賃金、経済等の動きをまとめている。また、第Ⅱ部では、国内の人手不足の動向やその背景を分析し、人手不足への対応に向けた方向性等を示している。
- ▶ 主なポイントは以下のとおり。
 - 人手不足には、需要増加、労働時間短縮、サービス産業化の進展等が複合的に影響している。今後も人口減少や高齢化が続くことが見込まれる中、2010年代以降の人手不足は「長期かつ粘着的」となっており、さらに、2023年時点で、人手不足が相当に広い範囲の産業・職業で生じている。
 - こうした人手不足に対応するためには、労働生産性の向上に引き続き取り組んでいくとともに、誰もが活躍できる社会の実現に向けて、女性、高齢者、外国人等の多様な人材が活躍できる職場づくりが重要である。さらに、介護や小売・サービス等の人手不足が深刻な分野においては、離職率を下げるのが重要であり、賃金水準をはじめ労働環境、労働条件の整備・改善が求められるほか、人手不足の程度に応じて、ICTの活用や機械化の対応も効果的である。

「令和6年版 労働経済の分析」のポイント

【2023年の労働経済の推移と特徴】

- 我が国の雇用情勢は、求人が底堅く推移する中で、改善の動きがみられた。正規雇用労働者は女性を中心に9年連続で増加。人手不足感は、新型コロナウイルス感染症の拡大前よりも強まった。()
- 現金給与総額は3年連続で増加。民間主要企業の賃上げ率は3.60%、2年連続で前年を上回る。物価上昇により実質賃金は減少。(⇒3ページ)
※ 実質賃金：前年比▲2.5% (2022年 ▲1.0%、2021年 +0.6%)

【これまでの人手不足局面とその背景】

- 過去半世紀でみると、1970年代前半、1980年代後半～1990年代前半、2010年代以降現在までの3期間で人手不足が生じており、2010年代以降は、人手不足を感じる企業が過去よりも多く、その期間も長期化。()
- 人手不足には、需要増加、労働時間短縮、サービス産業化の進展等が複合的に影響。今後も人口減少や高齢化が続くことが見込まれる中、2010年代以降の人手不足は「長期かつ粘着的」となっている。()

【2010年代以降の人手不足の現状】

- 産業・職業別に労働力の不足度合い(労働力需給ギャップ)をみると、2017年以降、総じて労働力供給が労働力需要を下回り、2023年には、人手不足が相当に広い範囲の産業・職業で生じている。()
- 労働移動について、中小企業から大企業への移動は増加傾向。我が国では、欠員率に対する賃金上昇率の感応度が高く、人手不足は賃金を引き上げる効果がある可能性。()

【誰もが活躍できる社会の実現】

- 「就業希望はあるが求職していない無業者」は約460万人、無業の求職者は約320万人。求職していない理由は「病気・けが・高齢のため」が多く、女性は「出産・育児・介護・看護のため」が多い。()
- 女性の就業率は諸外国並みだがパート比率が高い。非労働力・失業からの就労参加は非正規雇用が中心。高齢者の就業率は国際的に高い水準だが、就業率の低下が65歳で見られるほか、60歳を境に非正規雇用比率が上昇。近年増加する外国人を惹きつけるには、賃金や休日等の総合的な待遇改善が重要。()

【人手不足への対応】

- 介護分野、小売・サービス分野においては、人手不足緩和に向け、離職率を低下させることが重要。人手不足緩和に効果的な取組を分析すると、総じて、賃金や労働時間だけではなく、職員の負担を軽減するような機器の導入、相談体制や研修、給与制度の整備等、労働環境・労働条件の改善が重要。（⇒13～14ページ）
 - ・介護分野：介護事業所の標準的な水準以上の賃金の確保、相談支援の整備、定期的な賞与の支給、ICT機器等の導入等
 - ・小売・サービス分野：少なくとも月20万円以上の月額賃金の確保、研修や労働環境の整備、給与制度等の労働条件の整備等

1

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

◇通巻「第74号」No.5 Ver.1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>